

令和2年第3回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日	程	備	考
9	4	金	本会議（招集日） ・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・行政報告 ・議案上程 ・一部議案審議			
	5	土	休 日			
	6	日	休 日			
	7	月	休 会			
	8	火	休 会			
	9	水	本会議（2日目） ・一般質問（5人）			
	10	木	本会議（3日目） ・一般質問（2人） ・総括質疑 常任委員会			
	11	金	常任委員会			
	12	土	休 日			
	13	日	休 日			
	14	月	休 会			
	15	火	休 会			
	16	水	休 会			
	17	木	休 会			
	18	金	休 会			
	19	土	休 日			
	20	日	休 日			
	21	月	休 日			敬老の日
	22	火	休 日			秋分の日
	23	水	常任委員会、議会運営委員会、全員協議会			
	24	木	休 会			

月	日	曜	日	程	備	考
	25	金	本会議（最終日） ・常任委員長報告 ・議案審議 ・議案等追加上程、審議 ・議員派遣の件 ・閉会中の継続調査の件 ・閉会			

令和2年第3回さつま町議会定例会審議結果

開会 令和2年 9月 4日

閉会 令和2年 9月25日

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案58	専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）（令和2年度さつま町一般会計補正予算（第6号））	R2. 09. 04	R2. 09. 04	承認	—
59	専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）（令和2年度さつま町一般会計補正予算（第7号））	〃	〃	〃	—
60	さつま町定住促進住宅団地の貸付及び譲渡に関する条例の一部改正について	〃	R2. 09. 25	原案可決	文教経済
61	さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	〃	〃	〃	総務厚生
62	さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について	〃	〃	〃	総務厚生
63	令和2年度さつま町一般会計補正予算（第8号）	〃	〃	〃	2委員会
64	令和2年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	〃	〃	〃	総務厚生
65	令和2年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）	〃	〃	〃	文教経済
66	さつま町消防団消防ポンプ自動車購入契約の締結について	〃	R2. 09. 04	可決	—
67	人権擁護委員候補者の推薦について	〃	〃	適任	—
68	令和2年度さつま町一般会計補正予算（第9号）	R2. 09. 25	R2. 09. 25	原案可決	—
69	令和2年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	〃	〃	〃	—
発委4	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について	R2. 09. 04	R2. 09. 04	〃	—
報告6	令和元年度さつま町一般会計継続費の精算報告について	R2. 09. 25	R2. 09. 25	報告済	—
7	令和元年度健全化判断比率の報告について	〃	〃	〃	—
8	令和元年度資金不足比率の報告について	〃	〃	〃	—

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
	議員派遣の件	R2.09.25	R2.09.25	決定	—
	閉会中の継続調査の件	〃	〃	〃	—

令和2年第3回さつま町議会定例会会議録

目 次

○9月4日（第1日）

会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	3
議案第58号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）（令和2年度さ つま町一般会計補正予算（第6号））	5
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第59号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）（令和2年度さ つま町一般会計補正予算（第7号））	5
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第60号 さつま町定住促進住宅団地の貸付及び譲渡に関する条例の一部改正に ついて	6
（提案理由説明）	
議案第61号 さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部改正について	6
（提案理由説明）	
議案第62号 さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について	6
（提案理由説明）	
議案第63号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第8号）	6
（提案理由説明）	
議案第64号 令和2年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	6
（提案理由説明）	
議案第65号 令和2年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）	6
（提案理由説明）	
議案第66号 さつま町消防団消防ポンプ自動車購入契約の締結について	8
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第67号 人権擁護委員候補者の推薦について	9
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
発委第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し 地方税財源の確保を求める意見書の提出について	10

(趣旨説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)

散 会	1 1
○9月9日(第2日)	
一般質問表	1 3
会議を開催した年月日及び場所	1 6
出欠席議員氏名	1 6
出席事務局職員	1 6
出席説明員氏名	1 6
本日の会議に付した事件	1 7
開 議	1 8
一 般 質 問	1 8
宮之脇尚美議員	1 8
災害時における指定避難所対策について	
公共施設の管理運用について	
新改 秀作議員	2 9
新型コロナウイルス感染症対策について	
学校内の整備と安全対策について	
岸良 光廣議員	3 9
行政改革について	
川口 憲男議員	4 8
今期施策の成果について	
森山 大議員	5 8
茶の価格低迷について	
農村振興について	
子育て支援について	
豪雨災害への備えについて	
散 会	6 8
○9月10日(第3日)	
一般質問表	6 9
会議を開催した年月日及び場所	7 1
出欠席議員氏名	7 1
出席事務局職員	7 1
出席説明員氏名	7 1
本日の会議に付した事件	7 2
議案付託表	7 3
開 議	7 4
一 般 質 問	7 4
田野 光彦議員	7 4
財政調整基金の状況について	
教育のICT化の取組について	

岩元 涼一議員	8 3
農業政策について	
次期町長選挙について	
議案第 6 0 号 さつま町定住促進住宅団地の貸付及び譲渡に関する条例の一部改正に ついて	9 1
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 6 1 号 さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部改正について	9 1
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 6 2 号 さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について	9 1
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 6 3 号 令和 2 年度さつま町一般会計補正予算 (第 8 号)	9 2
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 6 4 号 令和 2 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)	9 3
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 6 5 号 令和 2 年度さつま町上水道事業会計補正予算 (第 2 号)	9 3
(総括質疑・委員会付託)	
散 会	9 4
○ 9 月 2 5 日 (第 4 日)	
会議を開催した年月日及び場所	9 5
出欠席議員氏名	9 5
出席事務局職員	9 5
出席説明員氏名	9 5
本日の会議に付した事件	9 6
開 議	9 7
議案第 6 0 号 さつま町定住促進住宅団地の貸付及び譲渡に関する条例の一部改正に ついて	9 7
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 6 1 号 さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部改正について	9 7
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 6 2 号 さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について	9 7
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 6 3 号 令和 2 年度さつま町一般会計補正予算 (第 8 号)	9 7
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 6 4 号 令和 2 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)	9 7
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 6 5 号 令和 2 年度さつま町上水道事業会計補正予算 (第 2 号)	9 7
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 6 8 号 令和 2 年度さつま町一般会計補正予算 (第 9 号)	1 0 2
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	

議案第 69 号 令和 2 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	1 0 2
（提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決）	
議案第 70 号 令和元年度さつま町歳入歳出決算の認定について	1 0 6
（提案理由説明・質疑・決算特別委員会設置による委員会付託・閉会中の継続審査）	
議案第 71 号 令和元年度さつま町上水道事業会計決算の認定について	1 0 6
（提案理由説明・質疑・決算特別委員会設置による委員会付託・閉会中の継続審査）	
報告第 6 号 令和元年度さつま町一般会計継続費の精算報告について	1 1 0
（内容説明・質疑）	
報告第 7 号 令和元年度健全化判断比率の報告について	1 1 0
（内容説明・質疑）	
報告第 8 号 令和元年度資金不足比率の報告について	1 1 1
（内容説明・質疑）	
議員派遣の件	1 1 1
（決定）	
閉会中の継続調査の件	1 1 2
（決定）	
閉 会	1 1 2

令和2年第3回さつま町議会定例会

第 1 日

令和2年9月4日

令和2年第3回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 令和2年9月4日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	上 囿 一 行 議員	2番	上久保 澄 雄 議員
3番	三 浦 広 幸 議員	4番	柏 木 幸 平 議員
5番	米 丸 文 武 議員	6番	田 野 光 彦 議員
7番	舟 倉 武 則 議員	8番	岩 元 涼 一 議員
9番	朝 倉 満 男 議員	10番	岸 良 光 廣 議員
11番	新 改 幸 一 議員	12番	宮之脇 尚 美 議員
13番	川 口 憲 男 議員	14番	森 山 大 議員
15番	新 改 秀 作 議員	16番	平八重 光 輝 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	萩木場 一 水 君	議事係 長	竹 下 和 男 君
議事係 主査	西 浩 司 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日 高 政 勝 君	副 町 長	上 野 俊 市 君
教 育 長	原 園 修 二 君	総 務 課 長	崎 野 裕 二 君
企画政策課長	角 茂 樹 君	財 政 課 長	原 田 剛 志 君
町民環境課長	下 田 良 二 君	保健福祉課長	佐 藤 秀 樹 君
高齢者支援課長	有 村 哲 君	子ども支援課長	羽 有 郁 夫 君
耕地林業課長	櫻 伸 一 君	ふるさと振興課長	米 丸 鉄 男 君
建 設 課 長	野 田 真一郎 君	水 道 課 長	三 角 芳 文 君
消 防 長	田 中 俊 朗 君	教育総務課長	中 間 博 巳 君
学校教育課長	界 敏 則 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第58号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）（令和2年度さつま町一般会計補正予算（第6号））
- 第 6 議案第59号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）（令和2年度さつま町一般会計補正予算（第7号））
- 第 7 議案第60号 さつま町定住促進住宅団地の貸付及び譲渡に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第61号 さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 9 議案第62号 さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について
- 第10 議案第63号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第8号）
- 第11 議案第64号 令和2年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第65号 令和2年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）
- 第13 議案第66号 さつま町消防団消防ポンプ自動車購入契約の締結について
- 第14 議案第67号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第15 発委第 4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について

△開 会 午前9時30分

○議長（平八重光輝議員）

おはようございます。ただいまから令和2年第3回さつま町議会定例会を開会します。

△開 議

○議長（平八重光輝議員）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（平八重光輝議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番、三浦広幸議員及び4番、柏木幸平議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（平八重光輝議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月25日までの22日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月25日までの22日間に決定しました。

なお、9月7日から10日までの会期日程については、台風10号の影響に伴い、2日繰り下げ、7日、8日を休会、9日に一般質問、10日に一般質問と総括質疑、常任委員会は10日から14日までに変更をいたします。

△日程第3「諸般の報告」

○議長（平八重光輝議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。

一般的なことについては、印刷してお配りしてありますので、口頭報告は省略しますが、次の件について報告します。

監査委員から例月出納検査、令和2年度備品監査の結果について報告がありましたので、その写しをお配りしてあります。

これで、諸般の報告を終わります。

△日程第4「行政報告」

○議長（平八重光輝議員）

日程第4「行政報告」を行います。

町長の報告を許します。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。行政報告につきましては、印刷してお配りをいたしております。この中で、6月24日の県町村会理事会、岩切県副知事要望及び6月26日の県町村会理事会、県庁各部長の要望に関する事項、7月29日の防衛施設誘致署名を受領、8月3日の県町村会理事会、塩田県知事表敬訪問につきまして御報告を申し上げます。

初めに、6月24日及び6月26日に関する事項についてでございます。

県町村会長、副会長など役員で構成します理事会におきまして、6月24日は、岩切副知事に対しまして、6月26日は、東條教育長、平木総務部長、兒島土木部長ほか、関係の部長に対しまして、町村振興の諸施策に関する35項目にわたりまして要望を行いました。

主な項目につきましては、1つは、辺地・過疎対策事業債の拡充、2つは、国民健康保険税への国の財政支援の恒久化及び子ども医療費の無償化について、3つは、鳥獣被害防御対策に係る柵などの事業対象枠の拡充等について。身近な項目につきましては、地域高規格道路、北薩横断道路の整備促進、県立北薩広域公園の整備促進などにつきましてでございます。

次に、7月29日の防衛施設誘致署名後の受領についてであります。

平成30年5月、地元商工会から本町議会へ防衛局所管施設の誘致について請願書が提出されて、議会におかれましては、これを全会一致により採択をされるとともに、執行部あてに誘致活動推進に関しまして申入れをいただいたところでございます。

執行部としましては、町民の思いとか、あるいはこの熱意に応えるべく、時にはこの議会議長も一緒になりまして、商工会長を中心とするこの民間協議会、役員の方々も一緒になりまして、また、時には執行部単独によりまして防衛省ほか関係箇所への表敬訪問を通じまして、関係施設の誘致の意向や要請をお伝えしまして、意見交換などを行ってきております。

本町につきましては、こうしたことで、官民一体でのこの誘致行動であることを強くアピールしてきたところでございます。

このたび、地元商工会を中心としまして組織いたしますさつま町防衛施設等誘致推進協議会や関係者の皆様により、町民を対象に賛同者を募る署名活動が進められたところでございます。新型コロナウイルス対策で、イベント中止あるいは延期をされるなど、人々のこの往来時の制限がかかる環境下ではございましたけれども、全有権者約1万7,000名のこの中で、約2,800名の署名簿が提出をされて、なお、引き続き、この署名活動を継続する旨について御報告をいただいたところでございます。

町としましては、町民の意向を重く受け止めまして、同名簿を関係機関にお届けし、改めて関係施設等の誘致について取組を進めたいと考えております。

既に、副町長と総務課長等では、鹿児島県の地方連絡部長のほうにはお届けをしたところでございます。また、私も機会を見つけまして、熊本の西部総監のほうにはお届けをしまいたいと思っておるところであります。

次に、8月3日の県町村会理事会、塩田県知事表敬訪問についてであります。

県町村会理事会の役員におきまして、知事就任後、初めての訪問を行いました。新型コロナウイルス対策あるいはこのたびの豪雨災害、延期をされました鹿児島国体と全国障害者スポーツ大会、地方創生の推進などにつきまして、県内の市町村を取り巻く状況や、各種の行政課題についての意見交換を行ったところではございます。そのほか、県町村会との地方自治振興促進懇談会への知事の出席とか、あるいはまた、県内7か所で振興局のところで、管内の首長との行政懇話会というのが毎年開催されておりますけど、できたら、こういう機会でも知事の出席を仰ぎたいというようなことでもお願いをしまいたいところでございます。塩田知事のほうからは、県政に対する今後の抱負のほか、町村との連携についての考え方を、るる述べられたところでござ

ございました。

以上で、行政報告を終わります。

[町長 日高 政勝君降壇]

○議長（平八重光輝議員）

これで行政報告を終わります。

△日程第5「議案第58号 専決処分の承認を求めること
について（専決第3号）」、日程第6「議案第59号
専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第5「議案第58号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）」及び
日程第6「議案第59号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）」の議案2件を
一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

まず、「議案第58号 専決処分の承認を求めることについて」であります。

これは、令和2年度さつま町一般会計補正予算（第6号）について緊急を要したため、地方自
治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしたものでございます。

次に、「議案第59号 専決処分の承認を求めることについて」であります。

これにつきましても、令和2年度さつま町一般会計補正予算（第7号）につきまして緊急を要
したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしたものでございます。

以上、議案2件につきましては、いずれも地方自治法第179条第3項の規定に基づき、これ
を報告し、議会の承認を求めます。

内容につきましては、財政課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいた
します。

[町長 日高 政勝君降壇]

○財政課長（原田 剛志君）

それではまず、「議案第58号（専決第3号）令和2年度さつま町一般会計補正予算（第
6号）」について説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○財政課長（原田 剛志君）

次に、「議案第59号（専決第4号）令和2年度さつま町一般会計補正予算（第7号）」に
ついて御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（平八重光輝議員）

これから議案第58号及び議案第59号の議案2件について一括して質疑を行います。質疑は、
ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第58号及び議案第59号の議案2件は、会

議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、議案第58号及び議案第59号の議案2件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第58号及び議案第59号の議案2件について、一括して討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第58号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）」及び「議案第59号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）」の議案2件を一括して採決します。

お諮りします。議案第58号及び議案第59号の議案2件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第58号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）」及び「議案第59号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）」の議案2件は、承認されました。

△日程第7「議案第60号 さつま町定住促進住宅団地の貸付及び譲渡に関する条例の一部改正について」、日程第8「議案第61号 さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、日程第9「議案第62号 さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について」、日程第10「議案第63号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」、日程第11「議案第64号 令和2年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第12「議案第65号 令和2年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第7「議案第60号 さつま町定住促進住宅団地の貸付及び譲渡に関する条例の一部改正について」から日程第12「議案第65号 令和2年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）」までの議案6件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、議案第60号から議案第65号までを一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第60号 さつま町定住促進住宅団地の貸付及び譲渡に関する条例の一部改正に

ついて」であります。

これは、佐志住宅団地及び湯田原の住宅団地の貸付単価の見直しに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第61号 さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。

これは、子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第62号 さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について」であります。

これは、鹿児島県乳幼児医療給付制度の改定に伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第63号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」であります。

これは、情報システム費に要する経費及び農地農業施設災害復旧費、学校管理費、道路・橋梁・河川災害復旧費、林道施設災害復旧費並びにその他所要の経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12億1,969万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ172億2,344万3,000円とするものであります。

次に、「議案第64号 令和2年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」であります。

これは、介護保険給付費準備基金及び償還金、一般会計繰出金並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,967万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億902万4,000円とするものであります。

最後に、「議案第65号 令和2年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）」であります。

これは、営業費用及び営業外費用並びに建設改良費の諸経費を補正しようとするもので、収益的収入及び支出において、収益的支出から186万円を減額し、収益的支出の総額を4億1,445万4,000円にしようとするものであります。

また、資本的収入及び支出において、資本的収入に400万円を追加し、資本的収入の総額を1億148万3,000円とし、資本的支出に2,650万円を追加し、資本的支出の総額を3億649万5,000円にしようとするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○ふるさと振興課長（米丸 鉄男君）

それでは、「議案第60号 さつま町定住促進住宅団地の貸付及び譲渡に関する条例の一部改正について」説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○子ども支援課長（羽有 郁夫君）

「議案第61号 さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○子ども支援課長（羽有 郁夫君）

引き続き、「議案第62号 さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について」説明いたし

ます。

[以下議案説明により省略]

○財政課長（原田 剛志君）

続きまして、「議案第63号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」について説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○高齢者支援課長（有村 哲君）

それでは、「議案第64号 令和2年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○水道課長（三角 芳文君）

続きまして、「議案第65号 令和2年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）」について説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○議長（平八重光輝議員）

ただいま議題となっています議案第60号から議案第65号までの議案6件に対する質疑は、9月10日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△日程第13「議案第66号 さつま町消防団消防ポンプ
自動車購入契約の締結について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第13「議案第66号 さつま町消防団消防ポンプ自動車購入契約の締結について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

「議案第66号 さつま町消防団消防ポンプ自動車購入契約の締結について」であります。

これは、さつま町消防団消防ポンプ自動車の購入について、去る7月30日入札を執行しましたことから、さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、消防長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○消防長（田中 俊朗君）

それでは、「議案第66号 さつま町消防団消防ポンプ自動車購入契約の締結について」内容の説明をいたします。

[以下議案説明により省略]

○議長（平八重光輝議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第66号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、本件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第66号 さつま町消防団消防ポンプ自動車購入契約の締結について」を採決します。

お諮りします。本件は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第66号 さつま町消防団消防ポンプ自動車購入契約の締結について」は、可決することに決定しました。

△日程第14「議案第67号 人権擁護委員候補者の推薦について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第14「議案第67号 人権擁護委員候補者の推薦について」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

まず、「議案第67号 人権擁護委員候補者の推薦について」であります。

人権擁護委員の富満智恵子氏が、令和2年12月31日付けをもちまして任期満了となりますことから、新たに本田智子氏を推薦しようとするもので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものでございます。

内容につきましては、町民環境課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○町民環境課長（下田 良二君）

「議案第67号 人権擁護委員候補者の推薦について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第67号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、本件は、委員会付託を省略することに決定しました。
これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第67号 人権擁護委員候補者の推薦について」を採決します。
お諮りします。本件は、原案による者を適任と認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第67号 人権擁護委員候補者の推薦について」は、原案による者を適任と決定しました。

△日程第15「発委第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第15「発委第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について」を議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

〔岸良 光廣議員登壇〕

○議会運営委員長（岸良 光廣議員）

ただいま議題となりました「発委第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について」提案の趣旨説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大による社会的、経済的影響は甚大なものがあり、町村財政は地方税、地方交付税の大幅な減少等により、かつてないほど厳しい状況になることが予想されることから、地方税等の総額の確保、充実を強く国に求めていくことが不可欠であります。全国の町村議会が一丸となって強く要望することの重要性に鑑み、さつま町議会としても5つの要望項目を実現されるよう、衆参両院議長、内閣総理大臣ほか関係大臣に意見書を提出しようとするため、提案するものであります。

以上で、提案の趣旨説明を終わります。

〔岸良 光廣議員降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています発委第4号は、会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「発委第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「発委第4号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について」は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。ただいま可決されました意見書の字句等の整理、提出手続については、議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、字句等の整理、提出手続などについては、議長に委任することに決定しました。

△散 会

○議長（平八重光輝議員）

以上で、本日の日程は、全部終了しました。9月9日は、午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午前10時33分

令和2年第3回さつま町議会定例会

第 2 日

令和2年9月9日

令和 2 年 第 3 回 定 例 会 一 般 質 問
 令和 2 年 9 月 9 日 (第 2 日)

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
1	(12) 宮 之 脇 尚 美	1 災害時における指定避難所対策について (1) 災害時における指定避難所の感染症防止対策は、どのように計画しているのか。 (2) 指定避難所の今後の環境改善や運営方法、災害種別による避難所の選定など見直しが必要と考えるが、現在の検討状況はどのようなになっているか。 2 公共施設の管理運用について 平成 2 9 年に策定された公共施設の管理計画の進捗状況はどのようなになっているか。
2	(15) 新 改 秀 作	1 新型コロナウイルス感染症対策について (1) 感染者が発生した場合、保健所、医療機関及びその他関係機関との連携体制をどのようにとって行く考えであるか。 (2) 第 2 波が到来し、感染の終息が見えない中、給付金、商品券、事業者向け支援及び個人向け支援等再度検討する考えはないか。 (3) 介護及び福祉施設等は、どのような予防体制をとっているか。 (4) 今後、新型コロナウイルス感染症の影響で廃業する事業所も出てくる可能性があるが、対応策をどう考えているか。 2 学校内の整備と安全対策について (1) 校舎内の危険箇所について、状況把握は定期的に行っているか。 (2) 運動場の排水対策についてはこれまで質問してきたが、その後の進捗状況はどのようなになっているか。 (3) 通学路の危険箇所等のチェックは、定期的に行われているか。 (4) 危機管理マニュアルや事故発生対応マニュアル等の見直しは行われているか。

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
3	(10) 岸良 光廣	<p>1 行政改革について</p> <p>(1) コロナ禍での中小事業者事業継続緊急支援事業の結果を見て、町長は、十分であったと考えておられるのか。また、今後予定されている商品券等の交換実績をどのように考えているか。</p> <p>(2) 近年、数年に一度と言われる災害が全国でも毎年のように発生している中で、さつま町でも今回土砂災害が多数発生している。民地での発生も多く、民地への災害補助金はゼロであり、災害復旧に大変苦慮されている高齢者が多くおられるが、この現実をどのように考えているか。</p> <p>(3) 定住促進での町の住宅用地の販売状況について、現状の販売方法で問題ないと考えているのか。</p>
4	(13) 川口 憲男	<p>1 今期施策の成果について</p> <p>町長は、町政のリーダーとして各種施策に取り組み、残り半年の期間となった。特に今年に入り新型コロナウイルス感染症の発生もあり、行政運営も厳しい状況であるが、3期目の所信は順調に推進されているか。次の3点の成果と今後の課題をどう捉えているか。</p> <p>(1) 子育て支援など未来を担う子どもたちを産み育てやすい環境の推進等により人口減少対策に取り組まれていると思うが、成果や課題についてどう考えているか。</p> <p>(2) 各区公民館の「地域づくり活性化計画」は最終年を迎えるが、町長の意図した地域効果につながったと考えているか。</p> <p>(3) 担い手農家の育成・支援や重点推進品目等の拡大を図り、農産物加工品等の付加価値を高め、農家の所得向上に努めていくとのことであるが、その施策の成果や課題についてどう考えているか。</p>
5	(14) 森山 大	<p>1 茶の価格低迷について</p> <p>全国の荒茶生産量に占める本県の割合は増加傾向にあり、茶産地としての期待が高まっている。しかしながら、荒茶価格の低迷等に</p>

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
		<p>より、茶業経営を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、本町の茶業経営も同様であるが、荒茶の「原料供給県」を脱し、収益力を増すための施策をどう考えているか。</p> <p>2 農村振興について</p> <p>(1) 農地中間管理事業による担い手への農地の集積・集約化を行うためには、地域での話し合い活動が重要であるが、農用地利用協議をどのように推進していく考えであるか。</p> <p>(2) 鹿児島県の農業産出額は全国2位となっているが、生産農業所得率では全国最下位となっている。「原材料供給県」から脱却し、農産物の生産・供給体制の強化や付加価値を高め「儲かる農業」を目指すため、具体的対策をどう講じていく考えであるか。</p> <p>3 子育て支援について</p> <p>山崎保育園など過疎地の保育園では、園児数の減少に歯止めがかからず危機感を募らせており、少子化が保育園、利用者双方に影響を落としている。また、保育士不足も深刻な状況にある。このような多様な課題がある中で、地域差をなくすためのきめ細かな子育て支援をどのように実現していく考えであるか。</p> <p>4 豪雨災害への備えについて</p> <p>今年の梅雨も豪雨に見舞われ、7月上旬の熊本県人吉市など九州地方を中心に記録的な大雨となり、尊い人命や貴重な財産に甚大な被害をもたらした。これまでの災害経験が通用しない時代になったと言える。このような豪雨では、公的支援には限界がある。自助・共助により、住民自らの命と地域をどう守って行くのかということが重要であるが、地域防災力の強化をどのように推進していく考えであるか。</p>

令和2年第3回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 令和2年9月9日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	上 囿 一 行 議員	2番	上久保 澄 雄 議員
3番	三 浦 広 幸 議員	4番	柏 木 幸 平 議員
5番	米 丸 文 武 議員	6番	田 野 光 彦 議員
7番	舟 倉 武 則 議員	8番	岩 元 涼 一 議員
9番	朝 倉 満 男 議員	10番	岸 良 光 廣 議員
11番	新 改 幸 一 議員	12番	宮之脇 尚 美 議員
13番	川 口 憲 男 議員	14番	森 山 大 議員
15番	新 改 秀 作 議員	16番	平八重 光 輝 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	萩木場 一 水 君	議事係 長	竹 下 和 男 君
議事係 主査	西 浩 司 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日 高 政 勝 君	副 町 長	上 野 俊 市 君
教 育 長	原 園 修 二 君	総 務 課 長	崎 野 裕 二 君
企画政策課長	角 茂 樹 君	財 政 課 長	原 田 剛 志 君
保健福祉課長	佐 藤 秀 樹 君	高齢者支援課長	有 村 哲 君
子ども支援課長	羽 有 郁 夫 君	農 政 課 長	四 位 良 和 君
担い手育成支援室長	田 島 浩 喜 君	商工観光PR課長	市 來 浩 二 君
ふるさと振興課長	米 丸 鉄 男 君	教育総務課長	中 間 博 巳 君
学校教育課長	界 敏 則 君		

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 会 午前9時30分

○議長（平八重光輝議員）

おはようございます。ただいまから、令和2年第3回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「一般質問」

○議長（平八重光輝議員）

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は、一問一答式となっております。質問時間は答弁を含めて60分とし、質問回数の制限はありません。質問通告に従って、発言を許可します。

まず、12番、宮之脇尚美議員の発言を許します。

〔宮之脇 尚美議員登壇〕

○宮之脇尚美議員

おはようございます。執行部におかれましては、今回の台風10号の対策、大変な思い、事前の特別警報の予報もありましたし、非常に心配されるようなところでありますが、幸いにして先ほど報告がありましたように、本町では大きな災害もなかったようでございます。不幸中の幸いといえますか、平成27年風倒木がたくさん出た時期の風からいたしますと、大分今回の場合は事前の前触れが早くからあったわけですけれども、災害も少なく済んだんではなかろうかというふうなふうに思うところであります。

今回、私のほうも質問をさせていただきました。質問を出したのが8月23日でありまして、台風等も予想されるということで、あくまでも予定で出しておりましたが、先ほど報告がありましたように、台風関係については恐らく通告外という形になりますでしょうか、全体的な問題として質問させていただきたいと思えます。

まず、1点目の災害時における指定避難所の対策についてということでございます。これについては、梅雨時期から災害時における3密対策をとということで、国も報道機関等を通じて、指導いたしておりましたが、多分国も指針を示していると思うんですけれども、特にこの指定避難所の感染症防止対策は、どのように本町の場合計画されているのかということでございます。先ほど、町長のほうの説明もありましたが、収容人員をある程度、制限しながら対策をしたということでもありますけれども、今回の台風10号の関係では、山口県を含む暴風圏域に入った九州7県と山口県を含む8県で、514か所が、避難者が押し寄せて入場を断ったということでありました。その中で大多数が、その後、避難所がどうされたかというのを調査していないということもありまして、まだ日も浅いわけではありますけれども、今後、いろいろ報道機関等でも若干非難があるようではありますが、そういうことについてもまた、調査する必要があるんじゃないかというふうなふうに思うところであります。幸いにして、本町の場合は、そういうことが発生しておりませんが、今回のように非常に台風が接近しながら、気圧が上がらない、非常に強い風が予想されるというようなことは、今後も当然続くと思えますし、また、今年の梅雨も非常に長引いて、瞬間的に非常に大きな雨も降ったわけでもありますけれども、御承知のとおり、熊本県でも人吉市を含む球磨村、特に球磨村では、老人ホームが冠水しまして、当時救助に当たった近所の方々というの、目の前にいる老人を助けられなかったということも、テレビ等で報道されておりましたが、ああいう事態も当然想定されるわけでもあります。本町の場合は、平成18年の水害の時に激特事業が実施されまして、現在もう既に工事終わってるわけではありますが、これも平成18年

の水害に見合う高さでの設定でありまして、あれ以上の雨が降るとまた、新たに浸水も予想されるということでもあります。むしろ築堤がされたために、内水面の氾濫というのもある程度想定しなければならないというようなふうを考えております。

そうした場合に、この避難所の問題については、特に柔軟な対応が今後は必要になってくるんじゃないかなろうかというようなふうに思います。

特に今回、放送でいろいろ各公民会での協力も呼びかけをされたんですが、台風の場合とか、水害の場合とか、地震の場合とか、いろいろ指定避難所というのがそれにそぐわない形での避難所になってしまうということも想定されますので、そこら辺も含めて、この感染症防止対策と避難所のそういう対策、指定の在り方、そういうことについても御答弁いただきたいというようなふうに思います。

この災害における2番目のところでございますが、ただいま申し上げましたように、今後の環境改善、運用方法、災害種別による避難所の指定、これも申し上げましたが、現在の検討状況はどのようになっているのかということでもあります。特に環境改善については、諸外国を見ますと日本のようにこの体育館のような所に集団で避難させるというのは、先進7か国とも言われてますけども、一番最低ではなかろうかというような評論もあるわけでもあります。特ヨーロッパとか、アメリカあたりではキャンピングカーとか、そういうキャンピングサイト等にバンガロー等もあるわけではありますが、そういうところに個別に避難されるというような通例であるようでもあります。また、スタジアム等の大きな所で地震、台風そういうものに耐えうるような建物の中に避難をさせるというのが通例になっているようでありまして、日本の場合は、非常に球磨川の氾濫でもありましたように、密に広い場所に参集をして、3密対策も全く関係ないような避難もされてたようですけれども、そういうところも含めて現在の検討状況というのは本町の場合どのようになっているのか、あるいはまた少し考えるんですが、現在統廃合されております空き教室なんかもあるわけです。改修された学校等も。そういうところについても、やはりこの高齢者とか、子供を抱えるところ、抱えていらっしゃるところ、あるいはペット等飼っていらっしゃるところ、そういうところについても配慮する必要があるんじゃないかなろうかというようなふうに考えますが、そこら辺も含めて御答弁いただければというようなふうに思います。

次に2番目の公共施設の管理運用であります。これは平成29年に作成されております、本町の場合は。国においては、平成26年にたしか国の指針が示されておまして、管理計画が本町の場合もできておりますが、現在聞いてみますと、今年度中に個別計画の策定をするということでお聞きしたんですけれども、施設の場合は重複する施設ということもあるようであります。全国平均を見ますと、全国で3.22平方メートル、いわゆる建物の場合であります。人口一人当たりの延べ面積というか面積だと思うんですけれども。本町の場合は8.03平方メートル、全国平均では3.22平方メートルというようなふうになっているようであります。本町の場合は、全国平均の2倍以上というようなふうになっておりますし、当然これは合併した弊害というものもあるようでもありますけれども、そういうことについてどのように考えていらっしゃるのかということをお伺いするところでもあります。

いわゆる、個別計画を現につくっていらっしゃるということではありますが、大体平成40年ぐらいまでですかね、これを個別計画に基づいて段階的な統廃合、縮小を図っていくんだということを考えていらっしゃるわけでもありますけれども、公共施設は財政的な問題もあるかと思えます。管理経費というのは年間を通じてどの程度あるのか、これも概要で結構でございますが、お答えをいただければというようなふうに思います。

以上で、1回目の質問を終わります。

〔宮之脇 尚美議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。

宮之脇尚美議員から、災害事業における指定避難所対策ほか、1項目についての御質問がございましたのでお答えをさせていただきます。

まず、1点目の避難所の感染症の予防防止対策についてでございます。新型コロナウイルスの感染の猛威につきましては、御覧のとおり非常に衰えを知らず世界中で、今かなり拡大をいたしております。人々の生活あるいはこの経済活動にも大きな影を落としているところでございます。過去なかったこの新しいウイルスということでございまして、予防接種あるいは効果的な医薬品もなくて、現在でも防御のみが感染拡大を阻止する手立てとなっているのが現状でございます。

今回の新型コロナウイルスの流行に際しましては、出水期を迎えるにあたり、国などから避難所での感染防止のための対策あるいはこの運営の工夫等が示されたところでございます。

本件でも、現在専門家によりますマニュアルが策定中でございますが、新たな課題の確認に合わせまして、その都度の見直し作業もなされているようでございます。

この梅雨期の避難所開設に当たりましては、先に国などが示したこの防止対策を参考としながら、1つはこの3密を避ける、2つは手洗い消毒の励行、3つは健康状態の問診確認、4つは多様な避難の選択の呼びかけ、こういったことを実施しまして、運営をしているところでございます。

1つ目のこの3密を避ける点につきましては、収容人員の定数を半数に制限をいたしまして、施設内では他人との距離、スペースを十分確保していただくこと、それからまた、定期的な換気に注意をして開設をいたしたところでございます。

避難者数が少なかった関係もございまして、6月の時点では、最大の避難所のところでも9世帯、12名ということでございましたが、この分につきましては特段の課題はなかったと考えております。

2つ目の手洗い、消毒の励行の件につきましては、新型コロナウイルス感染防止に関するチラシを展示あるいは配布をいたしまして、消毒液を備え入退場の場合は、あるいはトイレの利用時には消毒をするように声掛けをして啓発を行ったところでございます。

3つ目におきましては、健康状態の問診確認でございますが、マニュアルを参考にいたしまして熱がないかどうか、最近県外への旅行をしていないかどうか、あるいはだるさ、味覚障害、嗅覚障害などがいないかなどの必要最低限の事項を1枚紙にまとめまして、個人ごとに確認をしていただいたところであります。また、避難してからの備えとしましては、体温計の持参の協力も呼びかけて、体調の変化についても確認をしていただくという手立てをしたところであります。

4つ目の多様な避難の選択の件につきましては、町の指定避難所だけでなく、やはり親戚、知人のところへの避難の呼びかけとか、より身近な集落の公民館等への利用につきましても、自主防災組織の皆さん方に呼びかけをしながら利用をしていただくというようなことで呼びかけを行ったところでございます。

本町では1名の感染者が確認をされまして、その濃厚接触者なども検査の結果、全て陰性ということでございましたので、避難所におきましてもこれらに関する特段の問題はなかったと考えております。

一般的な傾向としましては、避難所へは高齢世帯の方が利用されるケースが多いわけでありま

すが、原因が発生しますと感染の可能性が高くなるということでございますので、かねてこのことについては呼びかけを強くいたしております。健康、体力に異常を感じた場合は、かかりつけ医の医師への相談とか、通院をはじめ必要な場合には保健所への相談など適切な処置を進められるようお願いをしているところでございます。

また、今回の感染症の発生を機会にいたしまして間仕切りとかマット、こういったことの一定の資材の備蓄につきましても、手配も進めているところでございます。

次に、2点目の指定避難所の環境改善あるいは運営方法についてでございます。かつての避難所というのは、全部の災害一律での対応を基本に対しまして指定をされていたところでございます。議員、御指摘のとおり地震とか、あるいは大雨とか、台風、それぞれの災害の対応によりまして、やはりそれに応じた避難所の在り方というのは、検討をする必要があるかということになっておりまして、そういう避難所の利用形態につきましても、町のほうでも見直しを進めているところでございます。

土砂災害警戒区域のレッドの区域なりの避難所あるいは耐震構造が十分でない施設の地震災害時の利用、洪水が懸念される場合の浸水区域内の避難所の利用など、避難所を開設する場合は、あらかじめこういう点を考慮しながら指定をいたしております。

なお、近年の気象の警報につきましても、土砂災害、警戒情報がほとんどのようでございますので、土砂災害を意識しました避難所の設置が主体となっております。避難所の設置あるいは運営状況が現状では十分かどうかということについては、課題がないわけではございませんが、できるだけこういった対応に沿うような形での避難を呼びかけております。

中央防災会議あるいは専門家から示されますマニュアル、どうしてもハードルが高いというのが一般的でございます。スペースとか、プライバシー保護とか、空調とか、そういう快適性とか、利便性というのが求められてくるようになってまいりました。

コロナ対策時の感染症の予防対策を踏まえると、大規模な災害が発生した場合でも、1か所で収容可能な定員というのはどうしても規模縮小せざるを得ないということでございます。こうした点も踏まえまして、複数の施設を連携して利用すること、あるいは廃校となる学校施設の再指定など考慮しながら避難所として可能な施設は指定をしまして、万が一に備える必要があると思っているところでございます。

また、多様な避難のスタイルを積極的に呼びかけまして、避難所の3密を避ける工夫も必要と考えております。先ほど触れましたように、集落の公民館などにつきましても、規模は小さくてもより身近な施設が利用可能であるとするならば、こうした施設の利用についても地域の自主防災組織の協力をいただきながら、働きかけを今もしております。これからもそういうことに協力をお願いしたいと思っております。このことにつきましては、避難所の運営にもつながることでもございます。今回は一部の地域ではございましたけれども、地元消防団での開設運営につきましても、打診、協力を呼びかけたところでございます。やはり職員も大規模災害となりますと、非常に川内川の水中ポンプの配置とか、あるいは避難所の設置、本部の対策、あるいは事業化は事業化なりの現場のそういう調査というのは対応とか必要になってまいりますので、やっぱり職員も相当数定数を削減をしておりますので限界がございます。そういうふうになりましたら、やはり地域の避難所の運営については、地域の皆さんが一番よく御存じでありますし、人も知っている、あるいは状況も分かっているということでありますから、将来的にはやっぱり地域の防災士というのをどうしても育成をして、地域の皆さん方が自主的にそういう避難の在り方というのを考えて対応していただく。このことが大事ではないかということで、今そういうことで担当のほうには防災士の育成を呼びかけているところでございます。

それから公共施設の管理運営についてでございます。進捗状況の関係でございますが、地方公共団体の財政状況というのは、依然として厳しい状況が続いております。過去に建設をされました公共施設等がこれから大量に更新時期を迎えるということになりますし、市町村合併によりまして類似施設、先ほども議員御指摘のとおり非常にこの類似施設というのが全国からしますと増えているという状況がございます。そういうことで、施設全体の最適化、再配置を図っていく必要があると認識をいたしているところでございます。

このことから、全体の状況を把握しまして、長期的な視点をもって更新、統廃合あるいは長寿命化等を行うことによりまして、施設の機能を維持しながら、次世代に財政負担を残さない効率的、効果的な再配置を実現していく必要があるかと思っております。そのために、公共施設等の総合管理計画の策定に当たっての指針というのが、平成26年4月に総務省から示されまして、本町では平成29年3月に公共施設等の総合管理計画を策定いたしましたところでございます。また、総合管理計画の基本方針に基づきまして、各施設の状況を踏まえた修繕、更新、施設の集約、廃止、機能変更、譲渡等の対策の優先順位や対策内容などの方向姿勢を示しました個別施設計画、これにつきましては、これまで各施設の所管からのヒアリングや、あるいは内部組織であります公の施設の管理の在り方に関する検討委員会、これらの中で協議、調整を行っているところでございまして、本年度令和3年3月までに策定をするということで、作業を現在進めているところでございます。

なお、3町合併をいたしました公共施設の適正な在り方につきましては、行政の重要課題として、鋭意取り組んでまいっております。

昨年度、民間事業者に譲渡いたしました観音滝公園管理施設をはじめとしまして、これまでに用途廃止をしたのが20施設、用途廃止後に民間へ譲渡したのが17施設、地元へ譲渡したのが15施設、所有者への返還をしたのが4施設でございます。わざわざこういうことを考えていく必要もあるかと思っております。特に財政状況という考える面からもありますし、やはり全ての公共施設を維持管理していくということでは非常に困難な実情でございます。今回策定をいたします個別施設計画に基づきまして、施設の機能を維持しつつ、効率的かつ効果的な配置に積極的に取り組むとともに、維持管理等の経費の節減に努めてまいりたいと思っております。

今の施設の管理費の年間的なことを御質問いただきましたが、経常経費で平成30年度の場合でございますが、8億9,600万円、約9億円、それから臨時的に建設投資をせんといかんと、それも約8億6,700万円、決算においては17億6,300万円という数字でございます。それから単なる維持補修、これもこれだけ17億円のお金も入っていると思うんですけども、9,900万円、1億円ぐらいはそういった維持補修費も単なる含まれているというようなことで御理解をいただきたいと思っております。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○宮之脇尚美議員

まず、災害時における避難所対策ということで、ただいま町長のほうから答弁いただきましたように、現在見直し計画を検討中ということでありまして。確かに国のいろいろなこういう指導あるいは指針等を見ますと、本町でそれが可能なかどうかというのは非常に疑問に感じるところもあります。そういうものについては、当然財政的にそういう対策ができるかどうかということも含めて、今回、臨時交付金事業などでいろいろコロナ対策についてはあるんですが、ぜひ今後こういうものについても、こういう感染症対策として国がいろいろな対策を地方が実際やる場合に、財政支援等も要望するべきではなからうかというようなふうを考えておりますので、これ

については、ぜひ町長のほうにお願いしたいというようなふうに思っております。

それと具体的には熱とか、だるさとか、あるいはいろんなそういう体温等の調査等も事前にやっ、避難所に入っただいていてということ、これ以上のことはなかなか難しいんだろうというようなふうに思いますが、先ほどありましたように、各仕切り等を設けながら極力そういうものを防いでいくと、ある程度距離と、あるいはその仕切り等を設けて極力こういうのを防止していくんだということですが、これもやはり町民に聞きますと、なかなかそういう認識というのがまだないようであります。やはり、行政のほうでちゃんとしたそういうパンフレット等を作って、今後ぜひ、住民のほうにも周知、徹底をしていただきたいというようなふうに思います。

先ほどありましたように534名でしたか、避難者がいたということですが、これらがやはり災害が重複いたしますと、今回の台風は雨もそうなかったし、風もそう強くなかったわけですが、雨等を非常に持ち込んでくる台風等もあるわけでありまして、そうした場合にやはり内水対策というのが非常に大事なことかというようなふうに思うところであります。

そうした場合に、避難所の在り方というのが全体的にもうちょっと幅広く考えていく必要があるんだろうというようなふうに思います。具体的に言いますと、水害のときにもあったんですが、虎居が浸水をする前の日の夜に高齢者の方々が五、六人虎居地区公民館に避難をされておりました。早朝になってから22日の早朝だったですか、急に水が増えだしましたといいますか大雨になったわけですが、その時に消防団員に協力をもらって、薩摩中央高校のほうに移動してもらったんですけれども、消防団員が薩摩中央高校のほうに同乗をさせて避難をさせたわけですが、帰ってみますと消防団員の自家用車がもう浸水して動かなかったという事態もあったわけでありまして。こういう事態もあるわけでありまして、やはりこの浸水とか風とか、風だけの場合は虎居地区公民館のほうは薩摩中央高校よりもむしろ適当ではなかろうかと、人数によってはと思うんですけれども、こういうところはなかなか判断がしにくいところもあります。薩摩中央高校も急遽、学校のほうにお願いをして開放をしていただいたわけでありまして、県の管理施設でありますから、ここら辺については事前に協議も必要でしょうし、災害本部として、あるいは災害対策の関係の協議会等もあるわけでありまして、そういうところでも皆さんの意見を聞きながら、今後幅広くこういう避難の、避難所の在り方というのを検討していくべきではなかろうかと。いろいろ内部では検討されているようでありまして、第三者を入れたそういう意見等も踏まえながら、やはり避難所の指定というのはしていく必要があるんだろうというようなふうに思うところでありますので、そこら辺についても再度また、答弁をお願いしたいと思います。

特に近年の気候変動によって、非常に従来と違う面での危惧されるところがたくさんあるわけでありまして。台風が大型化する、あるいは雨についても集中豪雨についても非常に短時間に100ミリを越すような大雨が降ると。梅雨の7日から9日の間でしたかね、鹿屋市でも1日の雨量が509ミリと想像もできないような雨で、浸水をした家屋等もあったようでありまして、テレビ等ではむしろ熊本のほうが放送されておまして、鹿屋のほうはちょっとしか出なかったんですけれども、非常に大きな浸水が、被害があったようであります。

本町の場合もそれについては、川内川の水位が上がりますと当然内水面というのは、虎居地区を中心に心配されるところもあります。担当課にお聞きしますと、先ほどの排水ポンプの話も出たんですが、町長、排水ポンプの運転について職員がやるというようなことをお聞きしたんですけれども、これらについては業者が運搬をして設置をするのであれば業者のほうに委託するという考え方もいんじゃないでしょうか。実際、実働する時間での委託料といいますか、手当を支給

すれば協力ももらえるんじゃないかと思うんですけども、そこら辺についてもお答えをいただきたいというようなふうに思っております。

全体的には、町のほうでもこの感染症を中心としたその避難所対策については、現在検討中ということですので、もう個別には申し上げませんが、そこら辺を早く計画を策定されて、今後の災害に備えていただきたいというようなふうに思います。

それと、自主防災組織の問題を先ほど、ちょっと前後しますけれども説明がありました。確かに、その自主防災組織というのは本町の場合はもう九十七、八%ですか、組織をされていると思うんですが、実際これが稼働している公民会というのは何%程度なのか、これらも以前からも担当課のほうには申し上げているんですが、ぜひ調査をしていただきたいというようなふうに思うところであります。

主體的には、その避難対策が主で避難所までのその誘導とか、あるいは避難の要援護者等のそういう支援とかということが中心になって、実際、避難所運営については、なかなか難しい部分があるんだろうというふうに思うんですけども。

今後はやはりそういうことを自助ということをまず基本において、町民にもそういう自助の精神あるいはその考え方ということを強く進めていく必要もあるだろうと。行政が先ほどありましたように職員削減をしているわけでありますから、これを全部網羅して行政が力を発揮していくことが非常に難しい時代になってきていると私は思います。行政区域にしても広いですし、それにしても人口も減るんですが、これらについてはやはり、自主防災組織の育成ということについても以前にも申し上げたことがあったんですが、最低限のその自主防災組織としての活動が出来るような資機材については最大限そろえてやって、そういう活動を推進していくということも必要かと思うんですけども、そこら辺についても再度答弁をお願いします。

○議長（平八重光輝議員）

町長、しばらくお待ちください。

宮之協議員、一問一答式でお願いします。

○町長（日高 政勝君）

避難所の運営につきましては、先ほども申し上げましたとおり国が示す運営マニュアルというのが、また非常にコロナもまた最近はそれに対応した運用をしなさいとか、非常に施設そのものもやっぱり強固なものでないといけないとかも、ハードルも非常に高く、今までの避難所の在り方としては、一挙にはそこまでは整備は難しいというのが確かにありますので、おっしゃるとおり国がそれだけ認めて、確かに命を守るということになりますので、国が求めるそういう高いハードルを整備する必要があるかと思っておりますけれども一挙にはいきませんし、そこに至るまでは、国のほうにはそれなりの助成制度とか、施設の整備については、何らかの対策を講じる助成制度も創設をしていただくように要望はしてまいりたいと思っております。

それから町民へのいろんな啓発の問題、また避難については、過去もいろいろよく言われておりますが今回の場合は、特別、過去を経験してきたことのない災害ですよということで、気象庁、国交省あたりは強く繰り返し報道をして、非常にインパクトがあって町民の皆様方も避難をする方が増えたということに結果的になったと思っておりますので、やはりその辺の自分の命を守る、いわゆる危機意識というのを日頃から持っていてとにかく逃げるということを、我がところは大丈夫だ、自分は大丈夫だという意識をまずはなくして、逃げるということを先に考えていただくような計画というのは大事かと思っております。いろんなパンフレット等も使って、またさらなる啓発に努力をしていきたいと思っております。

それから、内水対策の関係が今、どこもですが課題になってきております。さつま町もおかげ

さまで外水からの氾濫というのは防げると、平成18年並みの大雨のクラスの場合、それ以上降ったらちょっと防げないということもありますけれども、今の段階では外水からは大丈夫ですよということになっております。ただ、本流が大きく水が流れて、今度、内水がはけないとすると、内水による被害がまた出てくるという心配がありますので、今は一番低水地のところだけについては町内も数か所ありますので、ポンプを廃止したり、一番低いところは虎居の推定のほうには国交省のほうに要望いたしまして、排水ポンプ車を整備していただいた今、配置をしていただいているわけですが、なかなかこの内水対策というのが非常にこれから大きな課題になってくるだろうということで、国もこの辺もまた最近新たな課題としていろいろ対策も考えていただくようなことになっておるところであります。

我々も毎年、排水機場を造ってくれということも国交省のほうには要望を続けているわけですが、なかなか実現にはいたってないところがございます。これからもまた整備をしていきたいと、できるように努力していきたいと思っております。

あと、感染症対応の避難の在り方というのは、こういう水害の場合あるいは台風の場合等の避難の在り方というのは、密を避けるということがありますので、やっぱり避難場所をたくさん設けなければならない。それに対応する職員とか、あるいはまたいろんな消毒とかいろんな形がありますので、この辺はまた感染を防ぐための対策はしっかりとマニュアルを作って対応していきたいと思っております。

それから、自主防災組織、確かにさつま町も97%くらい設置率はありまして、毎年5月の出水期を前にして自主訓練の避難訓練であったり、あるいはその他自主的な活動をしていただきましたように呼びかけをいたしておるところであります。なかなかまだやっている所、あまり取り組んでいない所とあるようでありますので、やはり今いろいろと御意見をいただきましたとおり、やっぱり自助、基本は自助ですから、自助がやっぱり自分の命は自分で守るという意識をどうしていくかというのがまずは大事な点だと。そしてまた、お隣同士で声をかけあって助け合っていく、いわゆる共助。そしてまた、どうしても公として、公助ということがありますので、昔は公助、公助と言われ公助が一生懸命せんにやいかんと、今は、なかなか公助も手が回らないということがありますので、やっぱり基本は自助でいくんだということが一番大事だということですので、そこもしっかり啓発をしながら、そしてまた、どうしても地域で支えあって助け合っていくということが非常にまた大事でありますので、そういうことも合わせて、更なる自主防災組織の育成というのは努めていきたいと思っております。

備品等につきましては、過去もヘルメットとか、いろいろ配布をしてあるところがございますが、それ以上また何か必要な機材等があれば、鋭意整備をしていきたいと思うところがございます。

○宮之脇尚美議員

非常にこの災害対策については、その都度その都度状況の変化がありますので、それに対応するというのは非常に難しい部分があります。先ほど申し上げましたが、いわゆる助成制度というのは、町長から今後も要請をしていくということでもありますので、ぜひそこら辺について強く町村会でもそれらについて国に対して要望していただきたいというようなふうに思います。

内水対策は、ポンプ設置の先ほど申し上げましたように、職員が設置までは業者をお願いをして、あと運用については職員がやっているというようなことも聞いているんですが、そこら辺もやはり全体的に職員の数も限られておりますから、ぜひ業者のほうにも全部を委託するということが必要じゃなかろうかというようなふうに思いますので、これについて再度また御答弁いただきたいと思っております。

先ほど議長のほうから一問一答ということですが、関連がありますので一緒に災害で対策ということで御質問を申し上げますので御了承いただきたいと思ひます。

感染予防対策は、ただいまの町長の答弁で了承いたします。特にこれに代わります感染症対策、いろいろあるわけですが今後もこれらを継続しながら、ぜひコロナの撲滅については、本町からも1人も出さないようなそういう精神の下に努力をしていただきたいし、また、町民のほうにも再度またそこら辺については、ぜひ周知を図っていく必要があるんだろうというようなふうに思ひます。

町長自らが、先般も1人本町から出たということで放送されたんですが、こういうことがやはり一般の放送よりも非常にインパクトがあるというようなふうに思ひますので、随時そこら辺についても、町長も自らそういう行動というのはされるべきではなかろうかというようなふうに思ひますので、ぜひお願いをいたしたいと思ひます。

自主防災組織でございます避難所対策については、先ほど申し上げましたように、多種多様な災害に対して、柔軟に対応できるそういう避難所というのが必要ではなかろうかというようなふうに思ひます。従来は、指定避難所以外については、避難所として認めませんよとか、あるいは自主避難という形でそういう公的な機関の指定避難所以外の避難者については、食事等も災害救助法が適用されても出来ないという話もあったんですが、水害の時にはそれ以外のところにもたくさんいらっしゃいまして、それらについても配慮しながら、2日、3日くらいは食事を提供したかというようなふうに記憶をいたしております。

非常に予測ができないといひますか、想定した範囲内ではなかなか対応できないのが災害であります。現在は想定外という言葉は一切使うなということと言われておりまして、非常にマスコミ等でも厳しくいろいろ言われているんですが、ある程度想定しないとなかなか準備が出来ませんし、対応も出来ないということですが、この想定外のときのことを考えて事前に想定されることを対策あるいは準備をしておくということも必要かと思ひますので、ぜひそこら辺については、今後も内部あるいは第三者の意見を聞きながら防災会議等もあろうかと思うんですけども、そういうところでの議題に上げて議論していただければというようなふうに思うところであります。

それと広域的に災害が発生しますと、本町のように人数が限られておりますと防災機関が、一応自衛隊のほうにも要請するんですが、要請した経緯があったんですが、なかなか自衛隊のほうもすぐには駆けつけていただけないというようなふうなこともあります。その間、どうするかという問題でありますけれども、本町の場合は、水害のときには消防署員が大変な命をかけての救助をしていただきまして、非常に流れの速い中で通常のボートでやっと救助をしていただいたということもありました。最後に、大体午後4時半頃くらいにはほとんどの方が避難、救助をされたんですが、6時過ぎに1人川沿いにおばあちゃんが2階にいらっしゃって、流出はしなかったんですけども自衛隊のほうにへりの要請をしたんですが、なかなか自衛隊のほうも位置特定が難しいということで航空写真を送ってくれと、FAXで良いからという話だったんですけども、そういうこともありまして、これらについては県との協議というものも必要ではなかろうかというようなふうに思ひます。

現在は、グーグルのそういう地図とか、あるいは立体図等がありますので、さほど必要もないかと思うんですけども、そこら辺は再度確認をしていただければというようなふうに思ひているところであります。

自主防災組織であります、これについては自助が基本ということですが、以前は共助とか公助とかというのが優先することがあったんですけども、最近ではなかなか公助という部分が

行き届かないということで、自助ということを優先してやってほしいということで国も指導しているようではございますけれども、ぜひこの自助については、自助が出来るような体制というのが、集落によっては出来るか出来ないかというのは非常に疑問の点もあるんですが、そういう支援体制ということも要援護者はそうですけれども、要援護者じゃなくても年配の方々というのは、今回も死者が出ておりましたけれども、阿久根市のほうだったんですが避難中に1人転倒されて不幸にも亡くなられたということが放送されておりましたけれども、そういうことも想定されます。事前の避難をされれば良かったんでしょうけれども、深夜だったというようなふうに記憶しているんですけれども、まずそこら辺も注意をしていく必要があるんじゃないかというようなふうに思います。

全体的には、本町の場合も大きな災害を経験しておりますので、そう大きな手抜きというのではないんですが、特に以前も申し上げましたが若い職員のそれらの対策ということを、以前にもしつこく申し上げたんですが、それらについては現在どのようなふうにするか、あるいは研修等されているのか、それらについて1点だけ伺いをいたします。

○総務課長（崎野 裕二君）

幾つかの質問をいただきましたけれども、中で私のほうから答えをさせていただきたい部分だけお願いいたします。

まず、内水ポンプの委託の関係でありますけれども、内水ポンプにつきましては、建設課と連携を取りながら進めているところでございます。設置は事業者、あるいは建設課が中心になって設置をしていただいて、最初の稼動を事業者に委託しております、2サイクル目から職員が出て行って割当ての職員が、自分たちでサイクルを作って輪番で運用していくというようなことで運用しているところでございますが、先ほど言われましたとおり職員も削減でだんだん厳しくなっておりますので、今後民間委託の方策がとれないかということは内部でも検討しているところでございます。

それから、自主防災組織の関係についてでありますけれども、御案内のとおり最近では自助あるいは共助というのが大切だというようなことが言われております。自助と共助の間には近助というものもあるというようなことも言われておりますけれども、兼ねてからこうして自主防災組織は、地域の中で声をかけあっていることが非常に大切だということが言われております。こういったことは、町長からも指示を受けまして自主防災組織の組織の中身について、もう少し体制を強めていく必要があるというようなことで、先ほどもありましたけれども防災士とか専門の知識を持った人たちを、それぞれ自主防災組織でも育てるべきだというようなことがありまして、こういったことは今、検討をしているところでございます。

それから、想定外の事案に対応できるかどうかというようなことで、若手職員の研修の事案というようなことで、これは去年御指摘を受けまして、去年は早速この18災を経験した職員から経験していない職員向けの研修会を行ったところであります。講師にお願いした職員が非常に熱が入りまして、時間をそれぞれ非常にオーバーして、そういった意味ではみんな熱心に受け止めていただいたのかなと思っております。こういったことは、やっぱり語り継いでいくことが大切だと思いますので、また折を見て進めていきたいと思っております。

それから、広域災害の場合の自衛隊派遣等の関係についてでありますけれども、現在は災害対策本部を設置した場合、自衛隊若しくは県警のほうで本部に常駐していただくことになっております。常時誰かいらっしゃるようなスタイルがありますので、こういったことを頼りにしながら進めているところでございます。

それから、感染症のPRの関係でありますけれども、今回も場内にはチラシを張ったり持ち込

んで可能であれば配布をしたりしておりますけれども、引き続きこういったことは続けてPR周知に努めていきたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○宮之脇尚美議員

災害については、ただいま答弁がありましたので一応了承をいたします。今後も、いろんな災害が想定されるわけでありますが、ぜひ町民の生命と財産を守るということを念頭に、職員一丸となって取り組んでいただくようお願いをしたいというようなふうに思います。

それから、2点目の公共施設の管理運用でございます。平成29年に総合管理計画を策定されておりますが、これも非常に難しい部分があるかと思えます。一喜一憂にして目的が果たせないのが実情ではなかろうかというようなふうに思いますし、個別計画もなかなか策定については難しい部分があるかと思えます。担当課としては、やはりその何とかして住民の要望あるいは要請に応えていきたいというようなこともありますし、また町としても最適な施設は残していかないとなかなか将来的には対応ができないという、新しく施設を作ることもできないということもあります。町長の当初の答弁の中で統廃合と、いわゆる長寿命化対策、これらを中心に、競合施設については廃止の方向でということではございました。これに尽きるのだろうかというようなふうに思いますが、現在国のほうでは、公共施設等適正管理推進事業債ということで、この起債事業もあるようであります。廃止をする分についてはですね。充当率90%、あと財政力に応じて30%から50%交付税措置をすると、これは廃止等を含んでそういうことの助成がされるかと、交付税の措置がされるというようなふうに思うんですが、これらについては、長寿命化事業あるいは転用事業とかそういう改修等を必要とする場合に、当然該当をすると思うんですが、財政課長のほうにお尋ねをいたします。これらについては、活用方法を考えていらっしゃるのかどうかお答えを求めます。

○財政課長（原田 剛志君）

ただいま御質問のありました関係の起債につきましては、一応この公共施設計画あるいは個別計画の中に位置付けをしていないといけないということでございますので、今後、今年度末までに個別計画を策定しますので、その後活用につきましては、検討していきたいと考えているところでございます。

○宮之脇尚美議員

ただいまの答弁で一応了承はいたしますが、ぜひ公共施設については、将来的な財政運用を考えますと、先ほど町長のほうからも答弁がありましたように、17億円、18億円という非常に大きな財源が必要とされます。古い、特に老朽化した施設等については、統廃合を含めて廃止の方向もぜひ検討していただきたいと。非常に古くなって維持補修してもどうなのかなというような疑問符がつく施設もあるかと思うんですが、これらについては、ぜひ、積極的な廃止を検討すべきではなかろうかというようなふうに思いますので、これらについては再度、町長の答弁を求めます。

○町長（日高 政勝君）

公共施設の見直しをする中で、これから年度いっぱいにかけて個別の施設ごとにどうするのか、廃止をするのか、あるいは統合してもう1つはなくするとか、あるいは老朽施設についてはどうしても長寿命化をして町民の利用増進にしていこうということもありましようし、おっしゃるとおりなかなか長寿命化をしても、あとあと修繕がいるだけで利用するとかえって危ないとかいろいろあるかと思えます。そういうところについては、しっかりと見極めをして、廃止をするならもう廃止ということで整理をしていきたいと思っておりますのであります。もちろん公共施設です

から、町民の皆様の利用に供するということでありますから、当然いろんな苦情もあるかと思えますけれども、そこは十分御理解をいただくような形で、こうして統合、合併をして15年経っておるわけですから、そういう一体的なことで将来のやっぱり子孫のほうにあまり財政的な負担を残していくということもいかなものかと思えますので、整理できるところは整理する、そういう勇断を持って対処していきたいと思っております。

○宮之脇尚美議員

町長の答弁で了解をいたします。町民のほうも、その施設管理経費は全体的にどの程度あるのかということも知らない方々が大多数じゃなかろうかというふうに思うところであります。我々もこの予算を積み上げてみないと最終的な全体的な数字しかなかなかつかめない部分があるんですが、あくまでも決算書でしか、結果でしか見れない部分もあるんですけれども、ぜひそこら辺については、やはり機会を見て町民にもそういうことを事前に周知をしていく必要があるんだろうと。それによって理解を求めていくということも必要ではなかろうかというふうなふうに思いますので、まず、そこら辺の取組についても積極的にやっていただきたいというふうなふうに要請をいたしまして、私の質問を終わりたいと思っております。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、宮之脇尚美議員の質問を終わります。

ここで、しばらく休憩をいたします。再開は、おおむね午前10時40分といたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時38分

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、15番、新改秀作議員の発言を許します。

〔新改 秀作議員登壇〕

○新改 秀作議員

おはようございます。通告に従いまして、次の2点について伺います。

1点目の新型コロナウイルス感染症対策についてであります。さきの6月議会では、県内でまだ二、三件の発生であったが、7月に入るとショーパブの件から5件のクラスターの発生があり、毎日感染者が確認されている状況であり、既に本日で371人に至っております。さらに日本の各都道府県、世界の各地においても増加傾向にあります。

そのような状況の中で、本町ではまだ新型コロナウイルスが発生していないということで、もし発生者が出た場合にはどのような手順でというような質問をするつもりで先日通告をいたしました。しかしながら、通告書を提出したあとに本町のコロナウイルス感染者の発生がありました。そのため、多少、通告と違うことがあるかもしれませんが、次の質問をいたします。

1点目。感染者が発生した場合、保健所、医療機関及びその他関係機関との連携体制をどのように取っていく考えであるか。

2点目。第2波が到来し、感染の終息が見えない中、給付金、商品券、事業者向け支援及び個人向け支援等を再度検討する考えはないか。

3点目。介護及び福祉施設等はどうのような予防体制を取っているか。

4点目。今後、新型コロナウイルス感染症の影響で廃業する事業所も出てくる可能性もあるが、

対応策をどう考えているか。

2点目の、学校内の整備と安全対策についてであります。

1点目。校舎内の危険箇所について、状況把握は定期的に行っているか。

2点目。運動場の排水対策についてはこれまで質問してきたが、その後の進捗状況はどのようなになっているか。

3点目。通学路の危険箇所のチェックは定期的に行われているか。

4点目。危機管理マニュアルや事故発生対応マニュアルの見直しは行われているか。

1回目の質問を終わります。

〔新改 秀作議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

新改秀作議員から、新型コロナウイルス感染症対策について御質問がございましたので、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の各関係機関との連携体制についてでございます。

現在、県内におきまして、昨日現在、9月8日現在で371名が感染をしまして、うち36名の方が医療機関、宿泊施設、自宅において療養している状況であります。死亡者数も何名かいらっしゃる報告もありますけれども、町としましては、感染防止対策を呼びかけまして、本町内での感染者が発生しないこと、早期にこの感染症が終息することを願っておったところでございますが、9月3日、県内発生365例目として感染者が1名発生をいたしましたところであります。

本町で感染者が確認をされた場合におきましては、川薩保健所から本町保健福祉課へ第1報が届きます。夜間や休日におきましても、職員の携帯電話等へ第1報が入ることになっております。今回、発生した際も、保健福祉課へ連絡があったところでございます。連絡の内容としましては、町内で感染者が発生したこと、感染者の年代と性別のみであります。その後、電話を受けた職員から私のほうに報告があり、対策本部を速やかに招集いたしまして、また県の保健健康増進課のほうからの第2報としまして、メールでございますが、各関係課が必要に応じて町の関係機関と連携を取る体制を整えるという流れを取っております。第2報のメールの内容につきましては、居住地の市町村名のみであります。それ以上のことはありません。それと別に、年代、性別と合わせて、症状や行動歴、濃厚接触者の関係者のあるかないかについてのことでございます。

町民の皆様に対しましては、県からの情報に基づきまして、私のほうから直接、防災無線で感染者の情報について周知を行ったところでございます。あわせて、いろんな憶測によります誤った情報、誹謗中傷が蔓延することのないように、冷静な対応と引き続きの感染防止対策を行っていただくようお願いをしたところであります。町民の皆様方も冷静に御判断をいただきまして、混乱もなく、保健所や町への問合せ等もほとんどなかったと報告を受けております。

また、感染者にも関わりますこの濃厚接触者等の検査結果も、全て陰性と判明をいたしましたので、その内容につきましても、ホームページ等や町のラインによりまして周知をいたしましたところであります。

医療機関との連携につきましては、町民の安全安心を確保する必要があるということからも、軽症者の受入れが行える体制づくりとしまして、指定感染症軽症者等宿泊療養施設の整備や必要な医療機器の整備につきまして、費用の一部を助成を行ったということについては御承知のとおりでございます。

改修後の病室につきましては、川薩保健所の検査を受けて承認がなされましたことから、今後、保健所から要請がございましたら、軽症者を受け入れる体制ができるということでございます。

現在、陽性が判明した場合は、感染症指定医療機関に入院することになっていますが、感染者の症状につきましては5つに分類をされております。今後、無症状者あるいは軽症者につきましては、年齢や持病等を考慮しながら、病院側と保健所で受入れについて調整が行われるということになります。なお、中等症あるいは重症者につきましては、感染症指定医療機関あるいは高度専門的医療機関等で調整をされるということになっております。

町としましては、引き続き感染者が出ないように感染防止対策の啓発に万全を期しまして、また新たに感染者が発生した場合には、早急に県、保健所との情報収集あるいは関係機関への情報提供に努めまして、町民の皆様が混乱をすることがないように、可能な範囲の周知とお互いに助け合う温かさの輪を広げて、共に苦境を乗り越えていくというメッセージを伝えてまいりたいと思っております。

次に、2点目の事業者向けの支援及び個人向けの支援について再度検討する考えはないかという御質問でございます。

これまで国の特別定額給付金、町のこれに対する上乗せの元気応援給付金の支給、それから中小企業事業者等の事業継続のための緊急支援等々、いろんなことを実施をしておりますが、初期の対応としましては、一定の効果があつたのではないかと判断をいたしております。さらに、緊急経済対策としまして、町民1人当たり1万円分の商品券と交換できる引換券の発送を行いまして、9月1日から交換利用ができるよう進めております。もう既に交換が始まっておるようでございます。

今後の支援策としましては、国や県等の動向とか、あるいは町内のこれからの感染状況等を注視をしながら、町民生活、町内の経済の影響度合い、そういったことと長期にわたるということも考えまして、各般の情勢を総体的に勘案をしながら、再度検討することも考えていかなければならないと思っております。

次に、3点目の介護及び福祉施設等の予防体制についての御質問であります。

新型コロナウイルス感染症に感染しますと、重症化リスクの高いと言われております高齢者をはじめ基礎疾患を有する方や障がい者が多く利用する社会福祉施設等におきまして感染が拡大すると、重大な事態が予測されるところであります。また、介護保険施設、社会福祉施設のところが提供します各種サービスというのは、利用者の方々やその家族の生活を継続する上で欠かせないものでございますので、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な各種のサービスが継続的に提供されなければならないと思っております。介護保険施設や社会福祉施設等に従事する職員に対しましては、厚生労働省が示します社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点についてを踏まえまして、正しい知識と理解の下、感染拡大防止を徹底していただけるように周知をされているところであります。

介護保険施設、社会福祉施設等の新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の基本的な事項としましては、1つはやっぱり咳エチケット、2つは手洗いの徹底、3つはアルコール消毒、4つは利用者同士の距離、5つは感染拡大地域への移動制限あるいは接触制限、6つは面会の制限などとなっております。いろいろなことを踏まえまして、施設の入室前の対応といたしましては、1つは施設入り口の制限、2つは施設内立入り場所の制限、3つは手指のアルコール消毒、4つは体温計測をする、5つはマスクの着用などが実施をされております。面会につきましては、感染経路の遮断という観点から緊急やむを得ない場合を除いて制限をされているところでございます。面会が可能な施設であっても、体温計測をして発熱が認められる場合には、面会を断ることとされております。さらに施設の職員、サービスの利用者、御家族等の面会や委託事業者等の職員などと接触する可能性があると考えられるものを含めまして、マスクの着用はもちろんであり

ますが、咳エチケットや手洗い、アルコールによる手指消毒、日頃からの体温計測、こういった基本的な健康状態の把握にも常に努めていらっしゃるところでございます。

4点目の、今後、コロナの感染症の影響で廃業する事業所も出てくる可能性があるが対応策をどう考えているかということでございます。

先ほどもお答えしましたとおり、当面の支援策としましては、中小企業者に対しての事業継続のための緊急支援事業の10万円の支給とか、あるいは商品券によります経済対策を実施をしていただくことにしておりますし、これらの効果というのが発揮されることを願っているところでございます。

しかしながら、終息が見えず、影響が長期化するとなりますと、おっしゃるとおり、業種によりましては大変厳しい経営状況が予測されるところであります。また、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、町内企業でも営業活動の自粛とか工場の稼働停止、従業員の出勤調整、こういった事業縮小を余儀なくされるということもあります。このようなことで、経営環境というのが悪化した企業も多く見られるところであります。

町が行いましたアンケート調査におきましても、やはり資金の融資というのが非常に求められているというのが多かったようでございます。現在、国におきましては、雇用調整助成金を支給するなど雇用の維持に努めているところであります。県におきましても、4,000万円まで無利子で融資をして信用保証料も助成をする新型コロナウイルス関連緊急経営対策資金というのを制度化しておりますし、対策に取り組んでいるところでございます。私も、県の信用保証協会の監事を今しておりますけど、この前も監事会がありまして、報告の中で、ものすごい、いわゆる信用保証のそういう申し出がありまして、職員の体制もかなり異動をして、その審査業務に当たって大変な業務になっておるようでございます。それだけ、県内の各企業さんにおいても大変な状況がありますので、そういう制度資金の有効活用というのがやはり必要かと思っているところであります。

町としましても、国の助成基金で対応できない部分を独自に助成することで、6月補正で予算化をいたしたところであります。これも、なかなか終息が見えないところでありますので、こういった状況から、雇用調整交付金につきましても、申請期限を12月まで延ばすとか、内容も度々制度の見直しが国のほうでもされてきておるようでございます。町のほうでも上乘せということで考えておりましたけども、国がほとんどあとからあとから制度をつくっていい方向になっていくようでありますので、最終的には町のほうも、あまり必要なくなったのかなという思いもありますけども、状況を見ながらまた対応をしまいるつもりでございます。

以上であります。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

〔教育長 原園 修二君登壇〕

○教育長（原園 修二君）

続きまして、学校内の整備と安全対策についての御質問についてお答えいたします。

まず、1点目の校舎内の危険箇所について、状況把握は定期的に行っているかという御質問であります。

教育委員会が実施主体となる定期的な点検は行っておりませんが、学校が毎月安全点検をするようになっておりますので、状況把握については、毎月学校から提出をされます安全点検の結果と対応というもので委員会内の情報の共有化を図っているところであります。これによりますと、施設設備の老朽化等に伴い、各学校それぞれに点検報告箇所も多くなってきているという状況であります。このほかに、年度当初に全学校を対象に実施されます学校訪問時における施設の状況

確認並びに各学校における当初予算編成のためのヒアリング時にも、現地確認等を併せて行っているところであります。

そのような中で、危険度優先順位等を見極めながら、必要な修繕改修工事等に要する経費を予算計上いたしておりますが、ほとんどの学校が築後40年以上経過していることから、経年劣化による突発的な修繕等が発生している状況であります。それらにつきましては、全てに対応できているという状況ではありませんが、一定規模の補充等につきましては、既定の学校配当予算や教育委員会予算で対応をいたしております。

次に、2点目の運動場の排水対策についての御質問であります。

これにつきましては、盈進小学校の再編年に今回と同様の質問をいただいているようであります。その後の進捗状況につきましては、当時とさほど変わっていないというところであります。

御承知のとおり、盈進、泊野、平川、白男川の4小学校による再編が行われ、平成28年4月からスタートいたしました。それまでの間においては、再編に向けた盈進小学校校舎の改修工事、外構工事等が実施されており、再編後におきましては、普通教室における空調設備の設置など施設設備の整備を優先的に先行して実施している状況であります。

議員から御指摘のあります運動場の排水対策は以前からの課題でありまして、これまでも教育委員会内や関係課とも協議をいたしておりますが、ぬかるむ原因の一つには、学校でPTA総会等の会議がある場合に駐車場として頻りに利用されていることも考えられます。抜本的な対策としましては、暗渠排水等による全面的な改修が考えられますが、運動場内に2本の大木があり、その根が地中の広範囲に張り巡っているものと思われ工事施工が難しいことや、表土の置き換えなど相当の工事期間と経費を要するものと予想されます。

現状といたしましては、集中して雨が降ったときに、特に南側の正門付近に雨水がたまりぬかるみが発生していることから、運動場内にたまった雨水を迅速に排出することである程度ぬかるみを防止できるものと思われまますので、まずは、正門付近における排水対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

次に、3点目の通学路の危険箇所等のチェックについての御質問であります。

町教育委員会では、通学時における児童生徒の交通事故等を防止するため、平成26年3月に警察、道路管理者、保護者等の関係機関の協力を得て、さつま町通学路安全推進会議というものを組織し、さつま町通学路交通安全プログラムというものを策定しております。それ以来、毎年、各学校から出された対策が必要な箇所について合同点検を実施し、通学路の安全対策を講じてきているところです。

また、町内の全ての小中学校において各学区内の危険箇所マップが作成されておりまして、PTAが学区内の安全点検を行ったり、各種会合等で地域の方から情報を得たり、学校職員が実際に現地を確認したりして、毎年1学期頃危険箇所マップの見直しを行っております。

特に平成30年度からは、下校中に児童が殺害されるという新潟市での痛ましい事件を受けて、子供を対象とした犯罪等が発生する可能性はないかという防犯の観点を加えまして、各学校において通学路の再点検を行い危険箇所マップの見直しを行うよう指導しております。

また、町教育委員会でも、通学路の状況等につきまして情報を得た際には、すぐに建設課等と連携して改善を図るようにしてございまして、本年6月、佐志小校区の国道504号で通学路の歩道が樹木や草で覆われて通行しにくいという状況になっていたときや、7月の大雨の際、山崎小校区で通学路の路肩が陥没したときには、地域の方やスクールガードリーダーに情報をいただいですぐに現場を確認し、建設課を通じて道路管理者に迅速に対応をしていただきました。

今後も、交通安全や防犯・防災の観点から、随時、通学路の点検を行い、危険箇所については

関係機関の協力の下、必要な安全対策を講じてまいります。

最後に、4点目の危機管理マニュアルや事件発生対応マニュアル、これらの見直しについての御質問であります。

各小中学校においては、校内での事故に備えた危機管理マニュアルや火災や地震、台風等の災害時の対応マニュアルなどを作成しております、全ての職員に配付したり職員室に掲示したりして、事故等が発生した場合にはいつでもすぐに活用できるようにしております。これらのマニュアルは、毎年各学校において、それぞれの担当職員や管理職を中心に見直しを行うほか、火災等の避難訓練や不審者対応の訓練等があったときには、反省を生かして実際に即したマニュアルとなるよう見直しを行っているところであります。

また、原子力事故や熱中症対応など近年の状況を踏まえて、それらに対する新たな危機管理マニュアルを作成したり、既存のマニュアルに新たな危機の観点を加えて作成し直したりするなど、各学校では様々な危機を想定して随時危機管理マニュアルの見直しを進めております。

町教育委員会でも各学校の作成状況等を把握して必要な指導助言を行っており、今後も消防や警察、役場の危機管理係など関係機関と連携しながら、各学校の実態に応じて様々な危機の状況に対応できるように指導してまいります。

〔教育長 原園 修二君降壇〕

○新改 秀作議員

1問目の新型コロナウイルス感染症対策の関係でございますけれども、先ほど町長のほうからこの連携体制、第1報が保健福祉課ですよね。保健福祉課に第1報が来て、それから対策本部を実施してするんだということでございます。私がちょっと思うのは、受診に対することでございますけれども、抗原検査とかPCR検査いろいろあるわけでございますけれども、まず私たちが病気を疑う、二、三日熱が出た場合、かかりつけのお医者さんと相談をしたりして、医者がいろいろな行動をするわけでございますけれども、そのとき、指定病院としては薩摩郡医師会病院が1件なのか、この点についてお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

この新型コロナウイルスに関しては先ほど申し上げましたとおり、症状が5つの分類に分かれております。重篤、そういうところは高度専門的な医療機関を鹿児島市ですよね。それと、重症、重篤な患者は今言われているように、ECMOで対応しなければならない。重症の方は人工呼吸器対応ですね。こういう機関というのは、鹿児島市内のところだと思うんですね。それで、中等症いわゆる酸素投与、人工呼吸器ですね。そういう酸素投与が可能な医療機関ということになるかと思えます。ここらあたりが薩摩川内市のほうにそういう指定をしてございますので、そういうところになるかと思えます。それから、軽症そしてまた無症状、こういうところはもう酸素投与というのは不要であります、自宅とか酸素投与が必要でない医療機関あるいは先ほど申し上げました本町内の薩摩郡医師会病院、それから自宅かホテルかということになっていますから、そういう対応によって、症状によって受け入れられるというのが決まっておりますので、そういうところに症状において収容されるということになっております。

○新改 秀作議員

症状に応じて病院が違うということでございますので了解しました。

先ほど薩摩郡医師会病院にある療養施設、軽症者とか中症者ぐらいを受け入れる施設ということで一応は聞いているんですけども、この施設に対して議会でも補助金の議決をして、今、ちょうどできているわけでございますけれども、ちょうど私も見学する機会がございましたので、事務長が案内して中をいろいろ見ていろいろ話も聞きました。非常に備品にお金がかかるということ

で、よく考えてみたら、ウイルスに感染してホテルを無料で利用して、聞いてみたらホテル代は無料だということであったわけですが、そういう国、県はもちろんですけども、体制を取りながら、あそこに町からちょっと補助をしたんだがと思って、ちょっと筋がおかしいんじゃないかな。本当は、県とか国がするのが当たり前じゃないかなと思って、私も地元の県議に電話をしたわけですよ。ちょっと、おかしいんじゃないかって言って。現状じゃできないんですよとか言ったから、どうにかできるように、国とのいろいろなそういうので、検討してみてもいいかなということがあったんですけども、それに対して町長はどのようにお考えなのか。

考えてみれば、あそこもスタッフから何からそろえると、普通の状況じゃないわけですよ、考えたときに。仕方ないけども、その施設にあればお金があるんだったら、ちょっと考えもいや、もうできてしまったものならしょうがないですけども、その辺を町長はどのようにお考えですか。

○町長（日高 政勝君）

軽症、無症状ということでのこの受入れにしていきたいということ、保健所、医師会のほうで話し合いをされてということでありましたので、私も県のほうに対しては、保健福祉部長のところとか、あるいはこの県の町村会を通じたり、こうして整備をして相当お金があるんだと。やっぱり町としても、どうしても、もし町民からそういう感染者が出たら、黙っておくわけにはいから、やっぱり助成をして、安心してもらうということが大事だから、何とかこういう補助制度もやっぱり考えていただきたいということも強く申し入れたわけでありました。

しかし、そういう重篤のそういうところの何らかのあれは見たんですけど、特段こういうところはないというようなことではなかったので。これらはしかし、やはりこの等しく何らか国としても考えるべきではないかと。県にもそういうことは、申し上げたところであります。

○新改 秀作議員

また、いろんな現状が違うし、国のほうもいろいろ考えているようですので、あとは県議のほうにちょっと頑張ってみようかなということを私も言っておきましたので、いい方向に少しでも、また感染が広がればいろんな状況が出てきますので、その辺はお任せしてというか、どうにかいい方法で、こちらもいろいろと防止につながればと思っていますところではございます。

次に、今、一番心配しているのは、どこで誰がかかるかもわからない現実であります。いろいろ個人情報保護等のことが問題になっております。

中傷、インターネット上での悪質な書き込みとか、町長のメッセージもあったわけですが、非常にも、非常に近隣の市町村でも問題になっているようですけども、これを人間の口は判らないんですけども、どのように広がっていくか判らないですよ。陽性者が四、五人出たとか、それはいろいろ、人間ってどっからどう聞こえてくるか判りません。

こういうメッセージを町長ももちろんやられたんですけども、いろんな形で呼びかけをしてもらいたいと思うんですけど、町長はどのようにお考えですか。

○町長（日高 政勝君）

身近なところに感染者が出たとなりますと、今は出たいろんな市町のほうにお伺いしたり、いろんなところから聞こえてくる状況っていうのは、非常に皆さん不安に感じてらるんでしょうけど、非常に誹謗中傷というのが蔓延をして、本人や家族にとっても大変な状況におかれたということもお聞きしております。

やはり、これだけ感染が拡大をしていきますと、どこで感染したということが判る人はいいいんですけど、なかなかこの無症状者という方は、自分がまだ感染をしておいても判らないという方があちこち行動をして、次から次へと感染が拡大をしているということの状況もありますので、

やはり他人事では決してないと。いつ自分の身に降りかかってくるか判らない、そういう状況があるということをお互いに自覚をしながら、やはり他人事ではない、自分のことだと思って、やはりそういう思いやりとか優しさというのを、こういう社会の中では助け合いの心を持っていかないと、誹謗中傷だけでは、なかなかこれは解決しない問題だと思っておりますので、この辺の考え方というのは、いろんな機会にお伝えしながら御理解をいただいて、協力をして、みんなできっぱり理解をして乗り切っていくということでない、結構難しいことだなと思っております。

偏見、差別というのが非常に問題になっておりますが、我が身にいつなるか判らんわけですから、お互いさまということでやっていかないとなくなっていくのかなと思っておりますので、何とかみんなで理解をして、温かく見守っていく。

与論町では、島民の皆さん方がそういうふうな中で退院をしたら、元気になってよかったねという、本当の優しさですね、声をかけていただいたと。あまり偏見、差別はなかったということで新聞にも出ておりましたけれども。やっぱりああいう社会をつくっていくことが大事かなと思っております。

○新改 秀作議員

ぜひ、そうならしてもらえればと思うわけでございますけども。

丁度、教育長もいらっしゃいますので子供たちにも、ついでですので、文科大臣のメッセージがありましたように、電話による呼びかけ教育をそれも要請しておきますので、ついでですので。教育のほうでお願いいたします。

続きまして、商品研究、県の支援状況のことでございますけども、町では、どこの市町村より早く取組を的確にされて、感謝されている町民が多いと思います。今度の9月の商品券にしても、またくるつとやというふうなふうで、ありがたいなっちゅう声がたくさん聞かれたわけでございます。

事業者支援、商品券を含む、いろいろと町独自のコロナ対策というのを打たれたわけでございますけども、金額にして判っているだけでもどれぐらいの計上があったものか、ちょっとお聞かせ願えませんか。

○財政課長（原田 剛志君）

これまで補正第8号、今回計上しております補正まででございますが、国、県あるいは町の単独事業を合わせて、総額31億5,000万円程度予算計上しているところでございます。

○新改 秀作議員

町独自じゃ、どれぐらいだったわけで。大体でいいです。

○財政課長（原田 剛志君）

町単独でいきますと、4億8,000万円程度であります。

○新改 秀作議員

了解しました。

感染状況のほうも、いろんな引き続き状況を見ながら、いろんな対策を要請しておきますので、その辺は、要請しておきます。

介護及び福祉施設等の予防体制でございますけども、私は見た限り、非常に一番徹底しているのが福祉施設の関係だと思っております。早くからクラスター、高齢者の死亡率が多いということで、職員一同、相当な体制を取っていらっしゃるようでございますので、この件に対しては、引き続き予防体制を強化してもらうように要請しておきます。

それから、このコロナ対策の影響で廃業する事業所、アンケートによるといろいろ資金調整あ

るいは資金の確保、いろいろ出てきたようでございますけども、これも患者が多くなるにつれて、またいろいろと状況によって変わってくるわけでございますけども、一つだけ、近隣の市町村で就職を取り消されたというところが、どっか霧島市かどっかあったわけですが、そういうことは町内の企業にはなかったものかお伺いいたします。

○ふるさと振興課長（米丸 鉄男君）

ただいまの御質問でございますが、調査の中にすみませんがそのような要項はとりあえずは入れておりませんでした。現在、把握している中ではそのようなことは伺っていないところでございます。

○新改 秀作議員

これもまた、今後の感染状況ではどのようになるか判りませんが、また企業のほうでも、それなりの対策を要請するところでございます。

時間がありませんので、コロナ対策に対する要請を一言。

日本全国、まだ拡大しているコロナウイルスで、終息が全く見えない日々であります。これから、インフルエンザの時期がやって来るのですが、コロナとインフルエンザのダブルパンチということも予想されます。日本全国クラスターを含め、なかなか感染にストップがかからない状況であります。コロナの感染は、日本や世界を経済まで変えました。そして、職場、学校、行事など、今までのやり方と人との交わりが今までとがらりと変わりました。

コロナウイルスの感染についてはどのように対応し、クラスターを最小限に抑えるのか。また、災害における避難所の対応をどうするか。我がまちは、我がまちなりのしっかりとした対策を要請して、このコロナウイルスに対しては終わります。

続きまして、学校設備の問題に移ります。

先ほど、教育長のほうから毎月学校から提出されている安全点検の結果と対応について、共有を図っているということでございました。経年劣化による築後40年以上の校舎もたくさんあるということで、非常にそれはもう判ります。私がいろいろ見た感じでは、どこ行っても雨漏りは雨漏りですね、ひどいところがあります。

それで、これも築後40年以上の学校もあるわけですから、優先順位をつけながらと言っておりますので、私が見た感じでは、踊り場とかやっぱあの辺が一番危ないところかなと思ったんですけども、そういう優先順位をつけて、対策をやらせればと思うところでございますので、そういう雨漏り対策というのは、今回は、やられるということで御理解していいでしょうか。

○教育総務課長（中間 博巳君）

先ほど教育長のほうからも答弁がありましたとおり、経年劣化に伴って、それぞれ施設のほうもいろんな修繕箇所が出てきているわけですが、雨漏りについても、現地はほぼ確認いたしまして、それがどの程度の対策で対応できるかということも検討しながらさせてもらっているところであります。

今度の補正におきましても、今回、盈進小学校の校舎につきましては、雨漏りの補正予算のほうをお願いいたしているところであります。

○新改 秀作議員

了解いたしました。

次に、運動場の排水対策ですけども、最終的には工事に取りかかるということで理解しましたが、何年か前、樹木医が木の根の張りの状態を見て、排水をするには大がかりで、根があるからいろいろ枯れたら何とか、いろいろそういうことを言われたとか聞いたことがあるんですけども、その樹木医さんのそのあと調査をしてみるとか、そういうのがあったものか、その辺を伺いたい

と思います。

○教育総務課長（中間 博巳君）

詳しい資料のほうは、そちらについては持ち合わせていないんですが、その依頼を受けまして、名木、古木等の文化保全工事ということで、平成29年度に実施をいたしているようであります。

○新改 秀作議員

子供の命が大事か、それとも木が大事かと、どっちも大事ですけど、命には代えられない。

私も見た限りでは、何度も担当者に言うんですけども、正門のところで、子供の雨靴が全部上までつかった写真を私も見せられまして、田んぼと一緒にやねと言ったことがあったわけですけども、やっぱり部分的に、あそこの部分だけで、お金もかかることですし、正面のあそこに2本ぐらい排水をちょっとやってもらったら、あとは後で、とりあえず優先順位であそこをやってもらったら、父兄も役員の方も納得するんじゃないかと思うところがございますので、要請しておきます。

次に登下校の危険箇所についてでございます。

学校によっては、こういう定期的な子供たちに学習をいろんなことがあったら、子供たちが、危険予知あるいは回避能力などの向上に努めるように、いろんな勉強をして、時間を設けてやっている学校ももちろんあるわけでございます。

そこで、スクールガードリーダーを隣の盈進小学校では、6人から21名か24名かに増やしたと。まだ、コロナの影響でみんな集まってもらえないということで、みんな黄色い帽子をして子供たちに連絡しようかと思っているというようなことでございます。

昔、いろんなこういうので、私も何回か行ったことがあるんですけども、スクールガードリーダー、学校応援団というのがあったわけです。これがあ那时候、二百何十名、たしか登録していると思います。急にある女性の方が、私は学校応援団に入っているけど、何一つ言ってもこないし、ちゃんと首から下げるあれももらってるんですよと言って、私ももらってるんですよ。私は何回か、行動したことがありますけども、まだ何も連絡もこないという方もいらっしゃいますので、その辺も、学校応援団だから、学校独自でいろんな、米作りの先生とか、いろいろ昔やった竹細工もですけども、昔の人たちがやったそういう教育をしたり、もっとこの応援団の活用をして、この不審者対策だけでなくして、不審者対策ももちろんですよ、スクールガードの、それも応援団もすればいいですので。

その辺の対策も必要だと思いますので、その辺は教育長どう思われますか。

○教育長（原園 修二君）

学校応援団のお話が今出たわけですが、現在でも、議員がおっしゃったように登録をされている方が、今、百五十名以上はいらっしゃると思います。町内だけです。どの程度、学校応援団ということで活動をしているということに関して、学校のほうから要請をして、そして、それに応えていくような形をとっておりますので、例えばお米作りであるとか、竹細工とか、伝統的なものだった藁を使ったようなものとか、いろんな体験的なものがある場合は、ぜひそういったことをお願いしたりすれば喜んで協力して下さる方が皆さん登録されておりますので、非常にある程度、活用がないでは非常にもったいないというかそういう感じもしております。

そういった学校応援団の活動は、いわゆる民具をつくったり道具をつくったりする学校の授業の中で組み込まれているものと、今出たように登下校の見守りとか、そういったものはどちらかというと、学校の時間の外側のほうでやられるのとありますので、そういったものをうまくかみ合わせながら、学校のほうには貴重な方がいらっしゃるわけですので、また応援しようという気

持ちを持っていらっしゃる方のそういったのをぜひ有効に活用して、せっかくの協力をいただくところを無にしないようにしたいというふうに思っております。

学校のほうでも教育計画いろいろ組んでおりますが、最近、そういった体験を一生懸命しようとした、やって欲しいんですが、特にICT関係のものなどがどんどん入ってきて、なかなか時間をうまく有効にできなくて、そういったものがいらっしゃる場合は、そういった得意な方がまた来ていただくということもまた出てくるのではないかとこのように思っております。

いずれにしても、貴重な意志を大事にするように、学校とまた、校長とも十分理解はしております。そこら辺を計画の中にどう組み入れていくかということであろうと思っておりますので、また工夫をしてみたいというふうに思います。

○新改 秀作議員

ぜひ、登下校のそういう対策とかいろいろ利用していただければと思うところでございます。

次に、時間がないので、この子供たちが今学校で、学校が始まったんですけども、今、コロナ対策と熱中症対策です。教室でクーラーをかけている熱中症対策もあるし、密でもあるし、いろいろあります。

バス通学もあったし、バス通学の場合は、今度はシルバー人材センターにお願いして、密の解消に努めていらっしゃるようでございますけども。熱中症ですが、この前ちょっと見に行ったら、音楽室がクーラーもついていない、家からみんな扇風機を持ってきてやっていると。この扇風機はどうしたのかたずねると、全部家庭から持ってきて扇風機でやっているというそういう熱中症対策も含めて、クーラーもついていないわけですよ、もちろんですが、教室だけですので。

そういう対策も、危機管理マニュアルの中でぜひ検討していただきたいと思うところでございます。これは要請しておきます。

最後に、これも要請ですけども、一言だけ言わせてください。

これからの時代を担っていく子供たちが、のびのびと学べる環境の整備が不可欠でございます。子供たちに事故等がないように、安全に学べるためには、校舎の整備を初め、運動場の整備、通学路の安全確保は必要であります。危機管理マニュアルや事故管理マニュアルの定期的な見直しを行い、常に子供たちが安心して学べる状況をつくるよう行うことが大事であります。

今回のコロナ感染は、学校教育現場にも影響を与えました。学校が休みになったり、また始まったりで、生活のリズムが変わり、教室では3密対策が取られるようになり、授業体制も変化しました。また、夏休みが終わり、学校が始まることにより、生活のリズムが変わり、精神的に不安定な子供が現れるかもしれません。そういった子供たちに、精神面における適切な指導もしておられると思われま。

ハード面とソフト面の両面から、安全で健全な子供たちの成長が培われるように希望するものであります。

私の質問を終わります。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、新改秀作議員の質問を終わります。

次は、10番、岸良光廣議員の発言を許します。

〔岸良 光廣議員登壇〕

○岸良 光廣議員

今回の台風10号では、町長を初め執行部の皆さん、また役場職員の方々の御苦勞、心から感謝申し上げます。

まず、行政改革について3点ほど質問いたします。

コロナ禍の中で、中小事業継続緊急対策支援事業の結果を見て、町長が十分であったと考えられるのか。また、実際もうこれは実施されましたけれども、商品券等との交換実績をどのように考えておられるのか。

2点目。近年、数年に一度と言われる災害が全国でも毎年のように発生している中で、さつま町でも、今回、土砂災害が多数発生している。民地での発生も多く、民地への災害補助金はゼロであり、災害復旧に大変苦慮されている高齢者が多くおられるが、この現実をどのように考えておられるのか。

3点目に、定住促進での町の住宅用地の販売状況について、現状の販売方法で問題はないと考えているのか。

以上、3点質問いたします。

〔岸良 光廣議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

岸良光廣議員から、行政改革についての御質問をいただきましたので、それぞれお答えをいたします。

まず、1点目の中小企業者事業継続緊急支援事業の結果、また今後の実施予定の商品券についての御質問であります。

今回の中小企業者事業継続緊急支援事業の実績は、議会、全員協議会でも報告しましたが、446件の申請となったところであります。減少額を見てみましても、数万円から7,000万円以上と幅が広く、全体平均で230万1,000円の減少となったところであります。

特に大きな影響が懸念をされました飲食業、宿泊業のほうからは96件の申請がありまして、小規模の事業者からも申請があったことから、ある一定の効果はあったものと考えております。

今回の事業で十分であったかと言われれば、これはまだ十分であったとは考えておりません。事業終了後、鹿児島県内でもクラスターが発生しまして、接待を伴う飲食に一時休業要請が出されるなど、状況はさらに変化をして厳しくなったと思っております。終息が見えるようであれば、早めの回復を図る措置を取り、長引くようであればさらなる対策を講じていく必要があると考えております。

町民一人当たり1万円分のさつま応援商品券につきましては、現在商品券への交換が行われておりまして、先週の3日までもかなり引換えが済んでいるようでございます。特に今回は、飲食店用、中小企業用、店舗用と、それから大規模店を含む全店舗共通用の3種類の商品券に分かれておりまして、現在350店舗を超える事業所に登録をいただいております。2億円を超える生活支援、経済支援につながることから、より多くの町民に商品券に引き換えていただくよう啓発をしてみたいと思っております。

次に、2点目の民地における土砂災害についてであります。

令和2年7月豪雨災害で本町におきましては、農地農業施設、林道公共土木施設等で土砂災害が多数発生をしたところでございます。

その中で、住宅地等への土砂崩壊によります崩土があった場合の対応としましては、現在、町では崩土除去の補助金の制度を持っているところであります。この補助金は、世帯主が満70歳以上の高齢者の場合、心身に重度の障害がある場合については、崩土を除去することが困難であるということで、上限10万円をもって補助をするようにしております。

土砂崩壊が発生したときに、土地の所有者から役場に連絡をいただいておりますが、関係課と連携をしまして、それぞれ職員が現地へ出向き、崩壊場所を調査、確認をいたしまして、補助事

業等の確認をいたしております。

今回の令和2年7月豪雨災害におきましても、3件の補助を実施いたしました。補助額としましては、25万6,000円となっております。これまでの補助実績は平成17年度に1件、18年度に6件、平成23年度におきましては2件の補助の実績がございます。

また、平成30年の4月には議会のほうからの意見もございまして、補助要件の拡大としまして、宅地進入路の場合も崩土除去の対象にならないかと検討していただきたいということでありましたので、本年の8月には、今回の災害の実情を鑑みまして、これも対象にいたしております。

そしてまた、町内に子供がいる世帯ということについては対象外にしておりましたけれども、やはりいろんな御苦労があるというようなことも考えまして、子供が町内にいる場合においても、対象といたしたところでもあります。今後におきましても、いろいろとこういう対応については、引き続き整備をしていきたいと考えております。

それから、3点目の定住促進での町の住宅用地の販売方法についてでございますが、現在の販売方法としましては、一括での売却と分割払いによる20年間の賃貸借に無償譲渡をする2通りでございます。帰省客の多くなるこの時期を見まして、チラシの全戸配布とか新聞折り込み、あるいはハウスメーカーへの紹介等を行って、販売促進に努めているところであります。

佐志のニュータウンにおきましては、平成15年度から52区画の販売を開始しまして、平成20年度までに16区画を売却しておりましたが、平成22年度に初めて見直しとしまして、分譲価格を20%引き下げたところでもあります。

さらに平成29年度には、移住定住促進補助金に住宅団地の加算を追加いたしまして、平成31年度には購入者の選択制により、温泉区画を一般区画として売却をすることについても認めたとところであります。

こうした中で販売開始から既に17年経過しておりますけれども、未売却区画は12区画ありますので、その分が定住につながっていないということもありますので、販売方法には問題がないということじゃなくて、新たな販売方法の検討をする必要があるかと考えたところでもあります。

ただ、未売却の区画を一律に引き下げるということになりますと、ここ最近の購入者に著しい不利益が生じますので、慎重な対応が必要でございます。先ほど申し上げました、移住定住促進補助金制度にあります住宅団地加算の充実を基本にしながら、今回の条例にも改正をお願いしておりますけれども、税法上有利な賃貸借契約による土地の取得、ハウスメーカーに依頼した新築住宅の外観イメージ図のホームページの掲載などをいたしまして、早期の完売に向けて促進に努めてまいりたいと考えているところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○岸良 光廣議員

まず、この促進事業のことなんですが、いろいろと町民のそういう事業者の方々からもいろんな話を伺いました。その中で、町長も当然、これは町内に個人あるいは法人、中小企業含めて、個人の事業者も含めて、約1,000件からの事業所がありますので、町長も当初、1件10万円の1,000件となりますと1億円かかりますので1億円の予算組まれたはずなんです。

ところが、44%しか利用されていないんです。いろんな話を聞きますと、業種によって申請がしやすい業種、業種によっては、また規模によっては申請が非常に難しいというのが出てきました。特に建設業については、前年度の実績、今年度の実績、特に昨年度、今年とすると、今年のほうが、若干、事業量というトータルの売り上げが少なかったもんだから、そのまますぐ申請できたという件もあります。

また、事業規模的に小さいところが、例えば1日に2万円とか、2万5,000円の売り上げ

でやっている小さい小規模、ここで20%となると相当なダメージなんですね。いろんなところで本当はもらいたいんだけど、うちのところは18%しか落ちちよらんかったと。あつちは16%やと。一番私がびっくりしたのが、「何でこれ請求せんとですか。」と言ったら、「岸良君、19%で1%足らんかったがよと。これを何とかならんのかいと思って相談に行ったんだけど、相談窓口と言いますか、商工観光PR課のほうからは駄目ですと。もう一言やった。」というのがあります。

そういうところも含めて、これは今後のことなんですけど、せつかく町長がこれだけ1億円の予算を組んで町内の事業者を救済しようというようなことで始めた事業ですので、せめてこれが5割も実施されないような状況でなくて、せめて20%もありますけども、いろんな小規模の事業所のことを考えて、15%ぐらいでも何とか支給できないのかと。そのようなところを今後は柔軟に対応を考えていただきたいなと思うんですが、その点について、まず町長のほうに答弁を伺いたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

本町の場合は、国が50%以上ですかね。それで、さつま町の場合は、それをさらにゆるやかにして20%影響があればということでしたところではありますが、確かに小規模のお店については、おっしゃるとおりそこまでいかんかったと。金額的にも、そこまでいかんかったかなというところは確かにあるかと思っております。

この線引きの問題というのは、非常にどっかでお区切らんと、どっかでおまたそれに対して区切らんといかんと、結構難しいところがありますけども、やはりこれがまだ長期化となりますと、なかなか事業継続も難しいなとなるとまた大変ですから、その辺もまたおっしゃるとおり、長期化あるいはまたこの状況が厳しくなるとなると、この辺は十分また柔軟に町としても考えていく必要があるかと思っておりますので、その辺はまた今後の状況を見ながら、検討させていただきたいと思っております。

○岸良 光廣議員

ぜひ、町長も今言われたとおり、今後については、できるだけ町内のそういう小規模の事業者も救済するというか、継続ができるように、柔軟な対応をしていただきたいと思います。

次に、商品券等のこともあるんですけど、先ほども町長が三百何十軒に参加していただいたということがあるんですけど、実はこの件について、私の知り合いのところから電話がきまして、非商工会員です、商工会に入ってませんでした。電話がきて、「実はお客さんから言われたんですけど、あんたの店はこの商品券使えないの。」と言われて初めてそういうのがあるんだというのに気が付いたという方から電話がきた。「担当課のほうにどういうふうな応募をしたんですか。」と聞いたところが、「さつま町のそういうインターネット上でしています。」ということなんですけど、町内の事業者では、パソコンでインターネットをしている方、若い人はそうでしょうし、役場職員も全員パソコン持っていますから十分判ると思うんですけど、さつま町のそういう個人の事業者等については、パソコン等を使っていない方も結構おるんです。だから、そういう商工会員以外のそういう事業者に対しては、朝、防災無線でも町のいろんな行事とかするときに防災無線でも呼びかけているんです。それやってないんです。だからもうちょっと、商工会員は商工会でそういういろんな話がいくそうですけども、商工会に入っていない非商工会員にもそれがやっぱり均等に周知ができるように、みんな非商工会員の方々もそれが十分理解できるように広報の仕方を考えていただきたい。

なぜそう言うかと言いますと、まず先ほど言いました中小事業者については、約千軒ある中で446軒なんです。今回、商品券の登録件数が、先ほど町長が言われたように、三百何十件しか

ないんです。この緊急支援事業で446軒あるのに、ここまでもいかない商品券の取扱い、これを見て、私、担当課の課長に申し訳なかったんですけど、これ見て、今回の商品券の参加人数おかしと思わないんですかと。せめて、446軒が支援事業を受けたわけだから。ということは、事業者ですよ。せめて、この446軒が、最初から商品券の登録になっておかしくないですよ。これを下回っている。それはやはり、中小事業者へのそういうお知らせというか、認識度が低いんじゃないかなと思うんですけど、これについて町長、今後どのように対応されるかちょっとお伺いしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

1万円の関係を全町民、一人1万円で使えるようにということで、そしてまた、使える場所も町内のあらゆる商店と業者の皆さん方に使えるようにということで、啓発もいたしたところがありますが、おっしゃるとおり、この10万円の446軒と。今回の場合申し出をいただいたところ約350軒ぐらいですかね、約100軒も差があるわけですが、その周知の仕方については、もちろんインターネットも今はもうあるわけですが、全世帯のところにもそういうチラシも、コロナのチラシについては、通常のチラシとは違ってカラー刷りで判るようにお知らせもしております。そしてまた、防災無線でも広報紙でもやったんですかね。あとは、できることはやったつもりでありますけども、なかなかその辺の周知の仕方っていうのが、もう一工夫必要かなというのはあるかと思っております。

できるだけいろんなところに使っていただいて、そういう経済の回復につながればありがたいなと思ってやったことではありますけど、この周知対策というのは、さらにまた、今後も徹底するようにやっていきたいと思っております。

○岸良 光廣議員

休憩時間が来てますけども、まず午前中の一番最後のほうとして、今の商品券等のやつもあるんですが、実際今回の9月議会の補正のときに、先ほど言いました中小事業者継続緊急支援事業、これ商工観光PR課のほうからは、51.3%の平均率があったというふうにあるんですけども、実際、これは今回の9月の補正で約5,500万円マイナス計上なんですよ。要するに、1億円組んだけども、約5,500万円は使えなかったと。実際は446軒ですか。だから金額ベースからいくと、実際は50%ってないんです。1億円に対して。

これは、そういういろんな計算の方法があるでしょうけども、現実的に言うならば、1億円予算組んだんだけど、実際は5,500万円使用しなかった。ということは、50%を切ってますよということですので、数字上ではやっぱり判りやすくしなきゃならないと思うんですよ。

それは今後のいろんなデータの出し方によると思うんですが、まず商品券の交換率。せめてこれはもう90%以上、できれば100%してほしいんですが、この中で、一番私が危惧しているのが、地方と言えど怒られますけど、例えば屋地じゃなくて、泊野、柘野あるいは鶴田いろんなところあると思うんですけども、そういうところの独居老人、要するに自分で移動手段がない方々、こういう方々は交換券が送って来たんだけど、郵便局に行かないと交換ができん。そういう方々を、どうやって利用していただくか。これが最終的に90%以上交換率にしてもらえるかどうかというのは、そこになってくると思うんですよ。

特に私も今回、台風が来るということで、水とかいろんなものがあるだろうということで買いに行ったんですけど、もう既に商品券使ってる方、ものすごく多かったです。そういう意味では、台風の前でよかったなと。町長が商品券を9月1日から交換できるようにされたのも非常にいいことだなと私も感じたんですよ。

だからこそ、せめてこれが悪くても95%以上の方が換金できるように、そういう独居老人の

方々への周知、対応、これをどのように考えておられるのか。町長でもよろしいですし、担当課長でもよろしいですので、午前中最後の質問ですので、よろしくお願いします。

○町長（日高 政勝君）

せっかくこうして5,000円に続いて、町内経済の活性化、いわゆる影響があったところに少しでも事業の継続につながるようにしてほしいということで、実施をしたわけでありまして。

おっしゃるとおり、全町民の中には、10万円の交付と同じように、なかなかいろんな事情で難しいというところの対応をどうするかということで、今回もいろいろ対応の仕方を指示もいたしております。文書上は、近所の方あるいは親戚の方に委任状でできるように引換えのほうはできるようにしておりますので、それでもできないと。いろいろ手続ができないというところはありますので、そういったところは、またさらに、今後進捗状況を見ながら、公民会ごとにどの程度の引換えができない方がいらっしゃるのかというのを最後まで突き詰めて、100%に近い形でできるように、こちらも努力をしていきたいと思っておりますので、その辺は、また担当課なり、各地域の窓口担当職員というのがありますので、そういった職員の協力もいただきながら、徹底をしてまいりたいと思っております。

○議長（平八重光輝議員）

ここでしばらく休憩をいたします。

再開は、おおむね午後1時5分とします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時05分

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○岸良 光廣議員

午前中に続きまして、休憩時間が挟まりましてちょっと集中力が欠けておりますので。

午前中の商品券の交換についてですが、これは担当課長のほうも、随時、その業者は連絡があり次第加入させますと、できますというような説明がありましたので、それはそれでいいんですけども、実際私の知り合いから電話が来た方々には、「加入してなくても使えますよ」と言うて、「その商品券もあなたが自分で使ったらどうですか」というような話をしたら、「そのほうがいいですね」というような方もおられました。だから、できるならば、この商品券等の加入店舗についても、告知の仕方あるいはインターネット上では、本当に午前中も言いましたけども、全く見ていない方も多いので、そういう場合には、やっぱり防災無線とかそういうものを使いながら、1回やったから終わりじゃなくて、これが2回でも3回でもして十分理解できるような形をとっていただきたいというふうに要請をしてこの件は終わります。

次に、2問目の土砂災害については、午前中も町長が述べられましたように、いろいろと70歳以上の高齢者の方については、町長はじめ執行部の方が早急に見直しをしていただいたということで、もう何も質問するところはないんですが、その上で、その件に関連してもう一つなんですけども、例えば今の保健福祉課の制度は70歳以上、世帯主が70歳以上又は世帯主が心身に重度の障害がある方となっているんですけど、実際、年金は65歳から支給されています。あと、年金受給者で65歳から70歳、5歳何でそんな65歳からないのかなあという疑問もあるんですが、ただ今後については、こういう災害については、町長にこれは質問なのですが、

65歳以上で年金をもらっている方、それでも国民年金で、本当に国民年金だけで生活をされている方がそういう災害を受けた場合に、当然これは金銭的にもすごくダメージを受けられるんですけど、これは当然所得制限を設けなきゃならんと思うんですが、70歳以上ということだけじゃなくて、65歳から70歳の方々についても、やはり所得制限を設けた上で、また年金生活者であるかどうかというところを踏まえて、やっぱり70歳以上のところと同じような救済方法は組めないものかどうか、その点について町長にお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

この土砂災害、最近非常に気象条件が大きく変わってきておまして、こういうケースが多くなってきております。これまで、非常に高齢世帯についてはお困りであるというようなことで、一定の年齢制限を加えた上で、制度を設けてきておるわけでありまして。ただ、今までは、住宅に来たところだけということになっておったので、やっぱ住宅によっては木戸口が長かったり、進入路が長かったり、そういうところが崩土をうけて通行に支障があるというようなお話もありましたので、そこまで対象に広げたわけでありまして、今回さらに、町内に子供がいらっしゃるところは、子供さんのやっぱり支援が当然あればいいんじゃないかなということ、そういう方も対象外にしておったんですけども、やはりいろいろ事情もあるというようなこと等もありましたので、子供の方が町内にいるかないかもそれも外して、対象にしたわけでありまして。要は、所得の関係についても、当然考えていく必要がありますが、70歳以上であれば身体的な御苦労もありますので、やはり大変だろうなという思いがあってこの年齢制限をしております。ここで、今65歳から69歳までは対象になっていない、おっしゃるとおりです。ただ、身障者の方等についてはもう対象にしておりますので、比較的この皆さん元気でありましてですね、それで、何とか能力的にできるかなとそういう思いがありまして、あるいはいろんな方法もあるかと思えますけども、そういうことで今対処いたしているわけでありまして。

ただ、今後考えておりますのは、住宅だけということ、今対象にしておりますので、これを今回の場合もうちょっとそういうことは対象にならんのかなということ、課題になりましたのが、同じ敷地内に、農村部のほうは特に牛舎があったり、あるいは車庫も別だと、そういうところに来たときに、対象にならないということでありましたので、ここはそういうところについては、同じ宅地という形の解釈が、例えばこの地目でそういうことになっておれば、同じ敷地内であればそういうところまで対象にしていいのかなということまでは、今後考えていきたいというの思っておりますけど、年齢的なことは、今しばらくその辺は、今後やはり、今平均年齢も非常に上がって、非常に皆さんまだ元気なところもありましてですね、非常に困窮をしている、そういう実態であれば考えておく必要がありますけど、今の段階では70歳からということ、今考えを持っているところでございます。

○岸良 光廣議員

町長の今の答弁、いろいろ早急に見直しをしていただいていることについては非常にありがたいことであるし、また町長も普段から高齢者にやさしいまちということでいろんなところで話をされていると思います。

その中でも、今年齢については今後考えていきたいということなんですけど、私が言っている65歳から70歳というのは健康な方ではなくて、本当に年金生活者、特に国民健康保険の年金者というのはもう大体6万円前後ぐらいだと思うんですけど、それで実際外で働けないようなそういうの方々について、これは今町長も言われましたように、体に問題があるという場合は考えるんだというようなことでありましたが、そういうところを踏まえて、先ほど私が言いましたのは、所得制限というのはそこで本当に生活ぎりぎりの方々、そう言ったときに、70歳となって

いるんですけど、65歳以上の年金者、こういうことについて、今後できれば早急にもう1回見直しをかけていただきたいなというふうに思うんですが、そこについて町長もう1回だけ、健常の方じゃなくて、体の弱い方々について65歳以上というのは検討していただけないものかということなんですが、よろしく答弁お願いします。

○町長（日高 政勝君）

今でも、70歳以上の中に身体的な、不自由な方については非常に大変だろうなという思いがあってはございます。それでありましたとおり、本当にもう自分ではちょっと難しいなというのは確かに中にはいらっしゃると思いますので、そういうところは特段配慮していく必要はあるかと思っております。

○岸良 光廣議員

今、町長から前向きな答弁いただきました。やはりこれは、先ほどの1問目の中小企業の持続可能な資金についても、高齢者のこういうものについても、町長が前向きに何とかそういうものを救済しようというようなことで予算を組んでおられますんで、これは各担当課長のほうでも最初からできないんじゃないかと、それを何とかできるようにするためにはどうすればいいかというところを、まず各担当の課長さんあるいは係長さんにも、今の町長のそういう考えを十分理解していただいて、救済できるところは救済するという方向でやっていただきたいというふうに要請をしておきます。

次に、3番目なんですけど、定住促進での住宅用地の販売状況ということで、佐志の住宅団地は52戸中12戸がまだ残っているわけです。これは平成15年からですので、約17年経っているんですけど、湯田原が20戸のうち2戸だけ残っているというのがあるんですけど、ここでまず町長に伺いたいのは、民間企業がこういう住宅団地の販売をする場合と行政がする場合で、何が一番違いがあるんだろうかなというところが町長はどのように考えておられるのか伺いたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

確かに、民間でいろいろ売払い等の計画をされるときには、いろんな手立てをされておられて、役場の周辺のところも造成をされて、あっという間に売却が進んだようでありまして、やっぱり土地と建物とのセッティングされたところで、いろいろ価格的な問題とかですね、されているようでございます。

行政の場合は、開発公社等が借入れをしながら、その利子、運用まで考えて、あるいは売却の期間まで考えて、いろんなコストに上乘せをしながら、そしてまだいろんな諸経費がありますので、そういうものを加味した上で処分ということにならざるを得んわけでありまして、元値が土地を安く買えて、造成費もそんなにかからないということになれば単価も安くできるかと思えますけど、なかなかコストが高くなってしまいうのがあります。

それで、どうしても長いこと、いわゆる塩漬けというところのところまでいくような場合は、町の一つの定住対策という意味合いから、町のほうから支援をしながら、単価を安くしながらとか、あるいは今回の貸付けという方法で、そういう形でも処分ができないかということやら、民間のほうにも何かアパートでも造っていただきたいとか、そういういろんな手だても考えているわけでありまして。非常に民間との競争となると、なかなか行政は難しいところが確かにあります。それで、できるだけ、できる範囲の努力は引き続きする必要も考えているところであります。

○岸良 光廣議員

今町長が言われたように、コストが高いんですね。特に民間の場合は、私もいろんな仕事を

した関係で関わったこともあるんですけども、民間の場合で、実際、佐志ニュータウンの場合約2割以上が売れ残っているんですよ。これじゃあプロジェクトがアウトだ、赤字なんですよ。民間であれば、赤字でこれはどうにもならないと。会社自体の存続が難しくなるぞというぐらいの状況になりかねないんですよ。だから採算というのを考えますから、行政の場合は、それが20年経っても2割以上残ってても採算というのを誰も考えないわけです。だから、コストがかかっているからそれ以上安くできないんだということにも足かせがかかってくると思います。だからやはり、こういう住宅団地を造成して販売をするということであれば、やはり事前調査と事前の市場の実際それが供給とそれを買う人がいるのかどうか、そこもやはりもう少し真剣に調査した上で、なおかつ民間がこの辺でどのぐらいで土地を販売しているんだろうかというところも踏まえて造成すべきであろうと。特に今回は、私の知り合いの関係者が私の家のすぐ前の新しい造成団地なんですけども、これが私もびっくりしたんですけど、役場の近くの造成地を買いたいということだったらしいんですけど、なかなかそれに入れなくて新しい造成地を買うということで、一番上を買うということで役場に来たそうです。そうしたら縁石があって、縁石を外さないと真っすぐ入れない、縁石を逃れば1回回ってこないと入れないというのがあって、「これは取れないんですか」という話をしたら、「いやこれは取れません」と。やむなく下の段を買ったと。何で取れないのかなと、私聞かれたもんですから、担当の課長のところに行きまして、課長はすぐ見に行ってくれて、「岸良さん、あれ外せますよ」と「あれ町営住宅とか外せるんですよ」と。だけど、建設課だかどこかわからんけど、契約する子が、本当は上が欲しいんだけど、あれが外せないからということで下の段を取ったんだと。でも、既に契約したから、契約した後だからもう変えられないんじゃないかなというような話もしていましたけど。その辺のところも、そういう住宅地を造成して販売する場合は、買って住む方が使いやすいようにいろんなことを考えて事前にしていかないと、結局、今は担当課長のほうが現場を見て、「外せるから、あれ岸良さん大丈夫ですよ」と言われましたので、今後はそういうところは大丈夫だと思うんですけど、これも最初の申込みがどこの課になるのか私はわかりませんが、最初行ったところでは無理ですと言われてた、やはりそれは縦割りにちょっと問題があるんじゃないかなというようなことも考えるんですけど、その辺も各担当課のほうへもうちょっと柔軟に対応できるように指導していただきたいと思うんですが、この点について町長のほうから一言答弁いただきたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

こういう分譲住宅等を造る場合、面積的にも一応開発行為とかいろんな手続を踏まえた上で県の許可を受けているわけでありますが、そういう中でも、許可の範囲内的なところであれば、柔軟に、おっしゃるとおりできるところはやっぱり対応して、早く処分ができる形というのが一番理想的でありますので、許可の範囲内でのこのことであれば、そのへんはお互いに連携を取りながら、技術的なところも含めて対応ができるようなことはしていく必要があるかと思っております。

○岸良 光廣議員

できれば、そういう柔軟な対応をしていただきたいと。その中で、佐志の住宅団地ですが、あと12戸残っていますけども、これがもう17年経って、これは難しいことは私も十分判っています。あと何年で完売する目標を持たれるかどうかというのは、当然今の状況から難しいと思うんですけども、そういうところを踏まえてじゃあどうやって販売していくのか。賃貸でということに今なっていますけど、その賃貸でも売れていけばこれがいいことなんですけども、その辺も含めて、賃貸も含めて今後どういう対応があるのか、これはまた今後の検討課題であろうなというふうに考えております。

時間はまだ20分あるんですが、2番目の高齢者のところでもう町長がさっき答弁されましたように、いろいろと先手、先手でいろんな見直しをしていただいたことによって、もう質問する項目はなくなりましたので、時間が早いですけど私の質問を終わらせていただきます。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、岸良光廣議員の質問を終わります。

次は、13番、川口憲男議員の発言を許します。

〔川口 憲男議員登壇〕

○川口 憲男議員

さきに通告しました、今期の施策の成果についてお伺いいたします。

町長は、町政のリーダーとして各施策に取り組み、残り半年の期間となりました。特に今年に入り新型コロナウイルス感染症の発生もあり、行政運営も厳しい状況であるが、3期目の所信は順調に推進されているのか。次の3点について、成果と今後の課題をどう捉えているのかお伺いいたします。

1、子育て支援など、未来を担う子供たちを産み育てやすい環境の推進等により人口減少対策に取り組まれていると思うが、成果や課題についてどう考えられているのか。

2、各区公民館の地域づくり活性化計画は最終年を迎えるが、町長の意図した地域効果につながったと考えられているのか。

3、担い手農家の育成、支援、重点推進品目等の拡大を図り、農産物加工品等の付加価値を高め、農家の所得向上に努めていくとのことであるが、その施策の成果や課題についてどう考えられているのかお伺いいたします。

1回目の質問といたします。

〔川口 憲男議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

川口憲男議員から、今期施策の成果についての御質問がございましたので、お答えをいたします。

まず1点目の、未来を担う子供たちを産み、育てやすい環境の推進についてであります。妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対応するワンストップ体制としまして、平成29年9月に子ども支援課を設置いたしました。併せて子育てに係ります専門相談員も配置しながら、妊婦検診から乳幼児健診、子育て相談等を一貫して受付、助言、情報提供を行える切れ目のない支援体制の充実を図ってまいりました。

このとり支援事業は医療保険が適用されず、高額の治療費がかかる体外受精や顕微授精及び男性不妊治療などの特定不妊治療を受けた夫婦に対しまして、1回当たり20万円を限度に最高通算6回助成金を支給いたしております。

成果としましては、令和元年度8名の助成対象に対しまして5名の方が妊娠、出産をされております。過去5年で見ますと、助成対象46名に対して20名の方が妊娠、出産をされております。医療技術の進歩によりまして、妊娠率が高まってきていると思っております。

次に、安心して出産を迎えるために、母子健康手帳の交付の際、助産師等が妊娠期の生活や出産等の育児などについて丁寧に対応をいたしまして、妊婦一般健康診査、これについては無料の受診券14回分を交付いたしております。そしてまた、妊婦の方々の無料の歯科健康診査も発行をいたしております。

新生児の誕生後におきましては、助産所からの訪問又は助産所への来所での保健指導を受けら

れる産後ケアの事業としまして、応援券の交付事業も行っているところでございます。生後1か月頃の新生児の訪問とか、生後2か月頃のこんにちは赤ちゃん訪問、産後の産婦の健康診査等を実施いたし、乳幼児期になりましたら乳幼児健診や乳幼児相談、定期予防接種等を実施しております。また、任意予防接種でありますインフルエンザ等についても、平成31年4月からは小学校6年生までに2回、中学校3年生1回、高校3年生1回の4回について助成をいたしているところでございます。やはりこういった受験生や、そういうところにも配慮をしております。

それから、子供の居場所づくりに関しましては、放課後児童クラブの拡充を図りまして、現在7小学校区で9学童クラブの設置をいたしているところであります。未設置の小学校区についても、設置の可能性を探っていきたいと考えておるところです。なお、今回のコロナ対策におきまして、学校の休校の際、子供の居場所確保に大きな役割を果たしてもらったところであります。

保育料につきましては、昨年10月から幼児保育の無償化がスタートいたしました。3歳未満の保育料の第1子に対しては1割、第2子については2割の軽減を国のスタート以前から始めておまして、保護者の負担軽減に努めております。また、10月から始まった無償化に伴いまして、新たな保護者の負担となっております副食費につきましても、月2,000円の助成を実施いたしたところであります。

そのほかの子供の医療費助成については、平成30年4月から高校生まで無償化を拡充いたしたところであります。近年、非常に増加傾向にあります発達障害児に対しましては、クオラバンビーノがさつま町で初めて開始をいただきました。そしてまた、終日と申しますか、午前午後も預かっていただくような発達支援センター、これも設置をしていただきまして、放課後等のサービスあるいは保育所等の訪問支援の関係についても、事業の拡大をしていただくということでございまして、新たなサービスが提供できたことになっております。

課題としましては、若年層の望まない妊娠とか、高齢出産とか、多子の出産並びに経済能力のない方々の出産など、ハイリスク妊婦の出産後のケアというのが、産科医療機関との密接な連携というのが必要になってきているところでございます。また、最近の母子を取り巻く環境というのが、子育てをしている母親というのが、成長する過程で子育てや家庭生活に必要な能力を身につける機会がなかなか少なくなっているというようなことで、子育ての知識が十分ないということと近隣との交流も少ない、非常に子育てに対する試行錯誤をされているというようなことで、負担感が強まっているというようなことでございますので、こういった子育ての母親支援というのが必要になってきておるところでございます。

子供たちを産み育てやすい環境整備の充実のためには、様々な事業を展開してきておりますけれども、最大の課題というのは、合計特殊出生率の伸び悩みであります。平成22年に1.83ありましたけれども、近年は1.49ということでありますので、人口が減らない、現状を維持するための指数というのは2.08ですので、近年は1.49という、非常にこれはもう日本的な大きな課題でありますけれども、なかなかこういう課題解決になっていないということが大きな反省と申しましょうか、そういうことが課題になっているところであります。

次に、2点目の地域づくりの活性化計画によります地域の効果に関するところでございますが、地域づくり活性化計画につきましては、5か年計画としまして町内全20の区公民館において策定をしていただいております。

これまでの活動の状況を振り返ってみますと、また地域住民の皆さん方のアンケートなどを基に話し合いを進めていただいております。地域の現状あるいは特徴などを把握されながら、福祉面あるいは生活環境面、教育文化面、防災の面が近頃また入ってきております。産業振興、こういったことで幅広い分野での課題等に続きまして、この取組をしていただいているところであ

ります。

この地域づくり活性化計画に基づきまして、各地域に置かれましては、芸能の保存、いわゆる伝統芸能の活動をはじめとしまして、地域資源を生かしたイベント、青少年を対象にしたふるさと再発見活動とか、高齢者を対象にしました見守り活動、こういった地域お助け隊とか地域支援隊とか、こういった組織的な支援活動も新たに始まるなどしまして、地域における様々な活動が展開をされてきてもらっております。

また、熱心に話し合い活動をされておまして、合意形成をされながら企画から運営まで地域住民自らの手でこれまで途絶えていた暮市を復活されるとか、あるいは初市を再興されるとか、いろんな取組をされておりますし、伝統芸能の活動資金としましては、焼酎用のサツマイモを栽培したり、それを販売して益金にされたり、運営の在り方に非常にすばらしい取組をしている地域もございます。

このような各地域における永年の取組、特徴的な活動というのが評価をされまして、これまで豊かな村づくりということで全国表彰、全国第3位の農業農村整備優良地区コンクールなどですばらしい表彰を取ったり、県内の県知事賞は共生・協働農村（むら）づくり、こういったところでは町内が県内ではほとんどさつま町ですかね。数多くの知事表彰も受けておまして、非常に高い評価をいただいている、非常にすばらしい活動だなと思っているところでございます。

福祉分野におきましても、今、例えばこの特定健診も進めておりますけれども、これも地域の皆さん方の御協力によりまして、県内トップレベルの受診率になってきております。これらについても、厚生労働大臣から感謝状も頂いておりますけれども、そういうことで、こういった地域づくりというのが本当ありがたいことだと。やっぱり地域の輝きというのは、まちの元気につながるというふうに考えておりますので、これからもこういった地域活動については、公民館長さんを中心にリーダー育成をしながら、さらに充実のために支援をしてまいりたいと思っております。

第3点目の農業部門における今期施策の成果と課題でございます。

町の基幹産業であります農業においては、担い手不足とかいろんな課題があるわけですが、特に担い手を確保するというのが喫緊の課題でありますので、平成19年6月に担い手育成支援室を設置しまして、認定農業者、新規就農者等の確保と育成に取り組んできております。国とか県におきましても、これも同じ課題としまして努力をされておりますので、一緒になりながら取組を進めているところであります。

町でも認定農業者を認定しまして、町単独の機械導入の補助事業を導入したり、あるいは人・農地プランをつくっていただいて、そののところにまた国、県の事業導入をして、高性能型のコンバインとか、あるいはドローン、そういったことも今進めて、事業の採択に努めているところであります。

認定農業者については、高齢化などで再認定を辞退される農家も増えてきておりますが、規模が順調に拡大をされている経営体におきましては、配偶者とか後継者と共同による再認定申請も増えてきております。後継者へ経営移譲すると同時に、法人化を希望される農家も出てきておりますので、そういったところについては、さらにまた担い手支援室あるいは関係の部署において、一緒になって支援をいたしているところでございます。特に定年帰農者とか50歳代の地域の担い手の認定農業者の誘導という形も取組を進めております。

いろんな担い手に対しては、国・県の事業がありますので、そういったことについては積極的に紹介をしながら、事業導入についても支援をいたしているところでございます。それとあわせまして、重点推進品目の拡大ということで、現在は5か年の計画でありますさつま町農林業いきいきプランの中で推進をいたしておりますけれども、本年度末がちょうど満期になりますので、更

にいろいろ技連会のほうでも一緒になって見直し作業を進めているところでございます。

重点の推進品目については、本町の風土、気候等の状況とも勘案をしながら、生産条件に適合するような作物、そしてまた、JAの共販の品目であるなど販売面でも有利な作物を選定しながら、重点の品目として決定をしてきております。

いろいろ重点品目以外にも、非常にこの地域にあったもの等については、拡大をしていくことも今は検討を進めているところであります。

最もこの大きな課題であります、いわゆる農業従事者の高齢化であります。そしてまた、リタイアをしていただくというようなことで、農業の就業人口も年々減っていくという傾向にありますので、先ほど申し上げましたような定年帰農者の応援事業とか新規就農者、そういった方々の確保あるいは農協の共販部会の会員を増やすとか、そういった取組も引き続き実施をしていくことにいたしております。

もう一つの課題としましては、やはり本町は水田面積がほとんどでありますので、やっぱりその排水対策をして、何でも作れるような汎用化というのがこれからも非常に大事でありますので、いろんな事業を入れながら、水稻に代わるような高収益作物の作付を推進して、農家所得の向上に努めていく必要があるかと思っております。

あとまた、農産加工の関係ですね。6次産業化というのがずっと今言われておりますので、本町でも早くからこれには取組を進めておるところでございます。さらに、これについては力を入れていきたいと思っております。

あと、今、柘野地区を中心に基盤整備を行っておりますけれども、県内1号として農家負担なしということでやっておりますが、非常に後作の作物についても、高収益型ということで里芋の栽培について、そしてまた、これについては加工というところまで展開をしながら、今後所得の向上につなげていけたらと思っております。いろいろ推進をいたしております。

非常に、農業の関係等については幅広い分野でございますので、先ほど申し上げましたとおり、基幹産業としての位置付け、そしてまた、重点品目を選定しながら、担い手育成という大きな課題に向かって努力をしております。

以上です。

[町長 日高 政勝君降壇]

○川口 憲男議員

3問質問しましたので、まず1問目の子育て支援のところからちょっとお伺いいたしますが、この子育て支援については、私も、町長重々申し上げられましたけど、この対策については十分理解いたします。というのは、私たち今ここにおける議員の連中の中でも、子育てを随時してきたんですけども、我々が子育てをする頃にはこういう支援策というのは全くなかったと思いながら、今では相当な支援策を講じられていることについては何も申し上げるといって、することがないんですけど、だけど、時を重ねればいろんなことが出てきているわけです。

その中で、先ほど申し上げられました、町長がいろんなことに取り組んでこられた中で、このとり支援事業についてちょっと付け加えてお伺いいたしますが、このこのとり支援事業、さきの所信でも男性の不妊治療費に対する助成を新たに加えて行うということでございました。確かに、このこのとり支援事業、これは県の政策にさつま町が補てんするような形で行ってこられるという実情だと思いますが、私が聞き取りしましたところによりますと、男性に対しても女性に対しても相当高額な費用があると。かなり、先ほどの答弁の中にも四十何名ですか、そして20名ぐらいの出産があったということなんですけれども、ちょっとその数字がどうなのかな、正確なのかと、私は感じているんですけども、私が子育て支援等で人口減少対策を申し上げる

のはなぜかという、私が相談があって調べた結果が、さつま町のこのとり支援事業あるいは不妊治療の現状の中で、非常に、その方がおっしゃるには、不満があるちゅうことではないですけど、よそに比べて相当劣りがあると。そして、今も受けられて、体外受精じゃないですね、不妊治療で妊娠が確認されたんですけど、これに対する費用が相当高額でとてもやっていけないとか苦勞しているということでしたんですが、これで、町長、今のこのこのとり支援事業をさつま町としてどういうふうに捉えられているのか。先ほどおっしゃいましたように、出産ケアとか、他の医療機関との連携とか、子育てに不安を感じていらっしゃる若年層がいらっしゃるということも答弁で述べられましたけど、実際この費用的な面あるいはさつま町で不妊治療の保険適用外で相談件数が何名あったのか。町長が把握しているところで結構ですので、答弁願います。

○子ども支援課長（羽有 郁夫君）

このとり支援事業について、若干御説明させていただきますと、鹿児島県が初回の申請で上限30万円、そのあと2回目以降が上限15万円、治療中止をした場合が上限7万5,000円という形で、トータル的には6回という形になります。

さつま町は、特定不妊治療で上限20万円、治療中止で7万5,000円、助成回数では妻の年齢が40歳未満の場合が通算6回、初回助成時の妻の年齢が40歳以上の場合が通算3回ということで、まず不妊治療される場合は県のほうを使っていただいて、その残りを町の部分で使っていただくというような形になっております。特定不妊治療を対象にしております。

よそを調べますと、薩摩川内市の場合が一般治療と言いまして人工授精、タイミング療法、排卵誘発法等もあるんですが、この部分について人工授精は経費的に1万円から2万円、タイミング療法は保険が利きます。排卵誘発法等もありますが薩摩川内市の場合が、自己負担から鹿児島県の助成額相当額を引いた残りの2分の1助成という形になっております。

さつま町の場合は、その2分の1の縛りはございませんので、そこまで経費のかからない部分ではなくて、高額な部分について補助をやっているという形で、本町の場合はこのとり支援事業を県の内容と一緒に形でやっておりますが、特定不妊治療のほうをやるという形で考えているところでございます。

また、妊活全般にかかった費用の平均としましては、約35万円というような数字も出ております。そのほか、高度不妊治療で体外受精、顕微授精の経費にかかりますと150万円程度の経費というものもかかって、そこは妊婦さんにとっては大きな負担になっているのかなと考えているところでございます。

あと、令和元年度で8の方が助成対象で回数的には10回ということで、町からは助成金として137万5,000円支出しております、5の方が妊娠されて出産をされているところでございます。また、平成30年度では、実人数12名の、延べ18回の治療で223万5,330円ということで、妊娠、出産8という形での数字でございます。

以上でございます。

○川口 憲男議員

課長のほうにお答えいただきましたけど、150万円ということも、総体的に150万円、それを上回るということも聞いております。その中で、やっぱしこの助成額を換算しますとほぼ遠い数字になっていくんじゃないかと思っております。

やはり、不妊治療をしなければならない夫婦が、どうしてさつま町で、何と言いますかね、未来を担う子供たちを産み育てやすい環境の町ということがうたわれていますけど、やっぱしそれにはほど遠いようなということは私にも伝わってきておりました。数字的なところでやって、これをどうこうしてということはもう申しませんから、ぜひこのとりの支援をするということに

なれば、他町とのところも換算し、あるいはいろんな若い夫婦たちのことも考慮して対策を講じていただきたいと要請しておきます。

それから、そのあと私も一般質問でずっと言ってきましたんですが、助産婦の出張所を設置されました。これと関連しますと、これは産前産後ですから当然保健師さんとも対応するんですが、以前の担当課長の説明の中でも答えが出てきたように、担当窓口に来ていただいたら結構なんです。ここで十分説明するということがあったんですけど、こういう悩みを持った人たちが子育て、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、どうしても初めて子供を育てるとするのは皆さんですけれども、子育てに不安を感じている人たちが窓口に行って簡単に説明ができる雰囲気というのが、今のところの関係課の窓口に行って本当にそれができるのか。先ほどコロナのところでもありましたけれども、あるいは中小とかいろんな不安を感じると、どうしても窓口に行って聞けるような状況ではないですよということを申された若いお母さん方がいました。それで、宮之城の保健センターに何回か行ってみました。運が悪かったのか、私が行くたびに閉まっております、これじゃあ随時細かい相談とかいろんなことはできないなということを感じたんですけど。せっかくなので産前産後の出張所を設けていただきました。これをもう少し使い勝手のいい、あるいは相談しやすい、今のコロナのところと言う仕切りを作って、相手にもプライバシーを保護されるような個室といいますか、個室までいかななくてもいいと思いますけど、そういう相談コーナーができないのか。そしてまた、出張所を設置される中での町長が答弁されたのに、産科、婦人科があることが望ましいんだがということで、こういうことも設置されました。先ほど申し上げました産科、婦人科がないだけに、この助産婦出張所というのは非常に若い夫婦にとってはいいことであろうと思っております。そのところ、もう少し細かい配慮がなされるような設置方法にできないのか。町長も保健センターに行かれたことがあると思うんですけど、そういうふうにも実際感じられたことはないのかお聞きします。

○町長（日高 政勝君）

子育てをしやすいまちということを標榜しながら、様々な取組をいたしております。町内に過去あった産婦人科、産科、婦人科もない、いわゆる出産も町外でしなければならない、そしてまた、産まれたあとも町外まで出かけて行ってせんにやいかんという非常に妊婦さんにとっては負担が大きいわけでありますので、何とか、今先ほども言いましたとおり、今の若いお母さん方というのは核家族化が進んで相談をするところもあまりなくて、子育てに大変な悩みを持っているというようなお話もございましたので、まずは、やはり保健師が新生児のお宅を訪問しながら相談に応じる、そういうことも実施を始めました。そしてまた、子育てについてのいろんな悩みを持っている親御さんからそういう相談を聞きながら、適切な子育てをやっていただきたいということで、子ども支援課のところに専門家の相談員を配置したり、そしてまた、わざわざ町外のところまで産後ケアのことがないよということで、出張助産所を設けて、そこには非常にまた行きやすいように、産後ケアの応援券も配布をしながら検診ができるよということで、手厚いことは考えられることは全てやってきております。それで、産後ケアの出張助産所も希望者が多くて、非常に人気がよくて利用度もいい、またいろいろ御指導していただく、薩摩川内市から来ていただいていますけれども、非常に丁寧に対応していただいて、この方も非常に働きがよく見えて、先般厚労大臣から表彰も受けておられましたけれども、それだけ頑張っていただいております。

とにかく、そういうできることは一生懸命やっておるところでありますので、詳しい産後ケアの取組については、担当課長からお答えをさせていただきます。

○川口 憲男議員

ぜひ、町長、この産後ケアと、評判がいいんだという答弁をいただきましたんですが、私に言わせればいいところだけを聞いて、不満を持っていらっしゃる方の言葉が伝わっていないんじゃないかと思います。その方も鹿児島まで夫婦してともに休んで行かれると。それが最初の妊娠のときに不妊治療をするのは1週間、2週間続いたそうです。その中の費用も莫大なものがあったと。そこあたりはもうちょっと行政で相談ができるような雰囲気はあるはずですがということをお願いしたんですけども、相談できる状態ではないということをお願いしたので、町長の3期目の所信の中から拾い出して質問したところでございます。

今後検討される場所があると思いますけど、要請をしておきます。

それから、2問目の地域づくり活性化ですが、これ町長最終年ですが、町長の意図した効果ができましたか。それから今後はどうですかということでしたけど、さらに支援を進めるということでしたけれども、どういうふうな支援をしていられるのか。いいところはたくさん申されました。豊かな村づくり、表彰、それから特定健診、これは私も非常に認める場所です。さらに努めていって、元気な高齢者を育てることが一番大事なんじゃないかなと思っております。

これから5年間、さらに自治組織をどうしていくのか、先ほど申されましたけど、地域リーダーの育成を図るということをお願いしました。前の質問でも、あらゆる機会を捉え、地域の皆さんと取り組み、進めていくということをお願いしました。

今、地域づくりの中で一番困っている場所は、非常に困っている場所は、役員のなり手がなくなるとか、運営方法にいろんなことに迷っていらっしゃると思います。こういうふうにして、豊かな村づくりができて表彰受ける場所は、リーダーが育ちいろんなことができています。町の発展になれば、地域の活性化が非常に高いところじゃないかと思っております。そういった点で、今後、再度聞きますけれども、今までの地域づくりの活性化を踏まえて、町長が今後どうということをお願いして行くかということをお願い、もう1回町長お聞きます。

○町長（日高 政勝君）

これは、いろんな分野にも通じることでありますけれども、地域づくりについても、やはり今ありましたとおり、リーダー育成だと思います。核となる人が、何人かずっと継続的に出てきて村を盛り上げていく、そういう本当にこう意欲のある、意思のある方がどれだけいるかと。もう役員になりたくないという人ばかりであるとなっていくわけでありまして、これはみんなが参加しやすい村づくり、先ほど申しあげましたとおり活性化計画もみんなが集まって、老若男女、若い人も女性も関係なく寄って地域のことを、将来像を、じっくりと話し合う機会、それが一番基本であると思っております。そういう機会が少ないか多いかによって、その熱意というのが計画にどの程度表れてくるか。そこだと思いますので、やっぱりそこを引っ張っていくためには、館長さんであったり、あるいは公民会長さんであったり、地域のリーダーの方がしっかりと自分の地域を見て現状を把握しながら、将来どうあるべきかというのを本当に真剣になって、語って、後世の人につないでいくということが大事かと思っております。基本は話し合い活動だと思っておりますので、そこをうまく、いろんな意見が出て問題点を把握するところから出発をして、そこからどう解決をしていくか、そういう手立てをみんなが共有した中でやっていかないと。ただリーダーが1人、2人でやったって長続きはしないと思います。そこでリーダーの育成ということも大事でありますし、みんながいろんな課題を共有しながら一緒になって村のことを考えていく、そのことが一番大事かと思っております。

○川口 憲男議員

おっしゃるとおりのことで、町長がそういう思いを今度は自治組織、そういうところにどういうふうに通っていくか、我々にも責任があると思うんですけども、おっしゃるようなことで

す。

昔であれば、今ですね。コロナがあつていろんなことでそういう話合いの活動をするにしても、みんなが言えることができなくなったり、一杯飲んで話をするがと、昔ならそういう話合いもできたんでしょうけれども、今はそういうところまで踏み込めないところがあるんだと思います。私が知ったところでは、もう二、三の地域校区では、5年間の計画を今までののに織り込んで果たしてどういうことができるか、前のを反省してどういうことをしていこうかというようなことの話合いも進んでおります。そういった状況の中で、やっぱり町としても、今町長述べられましたけれども、そういうことをどんどん地域のリーダーになる人を、例えば公民館長、集落公民会長等に訴えられていくことができるんじゃないかと思います。

先ほど申し上げましたように、これからの最終年を迎えたあとの地域づくり活性化に対して、新たに町長がまたメッセージを発声される場所も必要であり、それもいろんなところの話合いだと思ふんですけれども、そういうところが必要じゃないかと思っております。

この件に関しても、質問してまいりましたのであまり深くは申しませんけれども、町長がこの3期目の所信の中で申された事項の中で、地域づくりの活性化ということは非常に大事ということをおっしゃっておられます。これから半年間、3月までありますから、改めてまたそういうことを述べていただきたいということを要請します。

それから、最後の質問の3問目の農業政策についてですが、さつま町の基幹産業は農業、農林業であるわけですがけれども、先ほど申されたように、いろんなこと充実しております。特に畜産等については、もう若者が育っているような大型事業もできておりますし、優良導入ですか、優良牛導入も増頭対策も伸びとると思います。それに私も、何も異論を申すことはございません。

ただ、6次産業化、いろんなことの、例えば重点品目を6次産業化につなげるということ、それからもう一つは新規就農者の里親制度、こういうこともつくられましたけれども、なかなかそれに伸びが前に進んでいない状況にあります。

町長、まず6次産業化で、いろんな重点品目を、いつもを述べられております。農協とタイアップしているいろんなことをしているということを答弁にも聞いております。実際、さつま町の特産品あるいは農産物の重点品目として、これだけにはできるよということが言えるようなのがあるのか、私は非常に疑問を感じております。それは町長、私の考え違いだよということをおっしゃるかもしれませんが、まず、その6次産業化、合併した当時から隨時言ってきましたけれども、里芋の粉末化というようなことも進んでいるということを知りましたけれども、3期目のときでもおっしゃいましたけれども、とにかく農家が所得向上を目指していくことに支援をしていくということがありましたけれども、この3期目の現在まで、どういうことの施策を講じ、農家所得が上がったと思ふのか、考えなのか、そこのところ町長の言葉で説明していただきたいと思ふます。

○町長（日高 政勝君）

これまで、1次的に生産をして農業所得を上げるというのが基本であったわけでありましてけれども、やはり、消費の動向というのは多様化をいたしておりますので、そういった動向をしっかり把握をしながら、農産物については付加価値を高めるために、1.5次産業ということが言われて、そしてまた、今は1次、2次、3次、いわゆる販売のところまで、6次産業化をしようというところに来ているわけでありまして。したがって、そういう過程を踏まえることによって、農家所得の向上を引き上げていこうというのが狙いでありまして、そこを私としましても提唱しながら、それぞれ、今では6次産業化のグループあるいは研究懇談会もできて、それぞれいろんな取組をしていただいております。

いろんな直売所に出品をしていただいたり、あるいは町でこれまでも、いろんな物産展を各町

内外で開いた場合も、そこに出店をしていただいでPRをしていただいたり、町内外のいろんな消費者の皆さんと、直接お話をしながら意見を聞いて、またさらに加工に工夫を加えて付加価値を高めていく。そういう取組をしていただいでおるわけでありませう。

いろいろ挙げれば、かなりのものをこの農産物を加工して出しておりますので、逐一は申し上げませうけれども、それなりに加工グループも収益を上げていらっしやるわけで、昨年は九州地区のかーちゃんサミットも本町で開催させていただいで、非常に全国から集まって、高い評価をいただいでおりますし、さらにまた連携をしながら、お互いに頑張っいでいこうというところまで確認もされておるわけでありませう。

これから、農業の1次的に終わるんじやなくて、いろんな付加価値を高めるための1.5次産業、6次産業化を進めていくということが、非常に農家にとってはいいんじゃないかと思っておりますので、幅広い取組というのはいろんな関係機関も一緒になって、取組を進めていきたいと思っております。

今、取り組んでおりますのが、先ほどもおっしゃいました、柘野地区が、地区ごとに基盤整備が終わった後は、パイプラインをして里芋の栽培をすいでいこうと。そこにまた親芋の生産地として、農家のところにも供給ができるようにしたり、あるいはそれを加工して、またいろんな分野に使えるような加工のところまで持っいでいきたいと、そういう夢を持っいでいらっしやるので、町としましても、さらにまた支援をすいでいきたいと思っいでいるところでありませう。

○川口 憲男議員

おっしゃるとおりのことで、やはり、今おっしゃったように、畜産で申し上げれば、先ほど申し上げたように若手が非常にクラスター事業を導入し、畜舎も改造、新築し、どんどん進んでいくという流れがあります。

果たして、それでは農業関係に、農業関係とすいたら農業、あれもですけど、そういう重点5品目とか、米生産の農家、要するに、おっしゃいました田んぼとか、そういうことのところ、どういふふうになっているか。

平成29年度に農家戸数が2,278戸。合併当時からすれば670戸ぐらい減少しているし、それから農家戸数も1,300人ぐらい減少しているし、そして、高齢化率が69.7%まで上がっている。私が申し上げたいのは、やはり農家所得が上がることによって、農業に従事する若者がどういふふうにしたら増えてくるのか、そこところが政策的に必要じゃないかと思っいでおります。

先ほど申されました、6次産業化。確かに6次産業化を取り入れられて所得が伸びてるところも二、三あるとは承知しております。しかし、それに続く、おれもこれもというか、それはあまりでしょうけれども、それにちなんでもやっいでいこうかという方は、ちょっと見られないし、勧めてもなかなか二の足を踏まれるという状況がございます。

その点で、先ほど申し上げました、町長が推進すいでいかれた農家の里親制度です。これは非常にいい作戦、作戦というか、政策だと思っいで、私もじっと見守ったんですけど、なかなか伸びてこない。なぜだろうかということが非常に気になっいでたです。先生役の方々にも聞きますと、「そやねえ」という言葉しか出てこないんですけども。やっぱり、そういうことによっいで新規就農者を増やすいでいくということが、農業政策の伸びていく方向にもあると思っいでるんですが、そのところ、もう1点、町長が農業政策で取り組んでこられた中で、いま一度、効果は、いろんなことであつたということをお聞きしましたから、これを踏まえて反省というか、「これはちょっと、思っいで少し考えたとは違っいでたね」というのがあつたら、答弁すいでいただきたいと思っいでるし、なかつたら、ないの答でいいです。町長どうですか。

○町長（日高 政勝君）

もし、将来の農業経営を考えていく場合に、最も基本となるのが、先ほど申し上げましたとおり、担い手ですよ。

これは農業就業人口が、年齢というのは高齢化率が70%、69.数%ですから、もう70%ですよ。65歳以上の方が頑張っているということですから、これで、そういう将来を見たときには、さらなる農業振興を図っていくとなると、どうしてもあとをしっかりと担っていただく、そういう、多様な担い手を育成せんといかんというのが喫緊の課題です。そういうことで、認定農業者であったり。基本は、新規就農者といっても、実際は、Jターンとか、Uターンとか、そういう形で増えるわけじゃないんですよ、現実。まあ、それは都会の人が農業やってみたいと、そういう関心を持っていらっしゃるわけで、実際やってみりゃ、そう簡単なもんじゃないですよ。経営として、やっぱりやっていくためには。（「そうですよ」と呼ぶ者あり）

農地を持たんにゃいかん、機械も持たんにゃいかん、そして技術もなければいかんということですから、よっぽど意欲を持って取り組んでいかないといかんということでもありますので、簡単に受け入れて、「はい、どうぞ」というわけにはいかんわけですから、その辺はお互いに連携を取りながらやってはおりますけれども、難しい面があります。

確かに、新たな新規就農というのは、新卒者とか、都会からということもありますけども、そういう受け入れもしっかりしなければなりませんけれども、一つの方法として、いわゆる定年前、定年をして、新しく農業を始めたいという方もいらっしゃいますので、定年の皆さん方を帰農させたいと。定年をやめてから、農業にまたしっかりやりましょと、そういう方もあるわけですね。そういうことも一つの方法として、取り組んでいきたいというようなことをございます。

これが、一気に増えるというわけではないんですけども、そういうことも一つの手立てとして考えていくということになっているわけでもあります。

非常に、農業の場合は、御案内のとおり、もう、今、国際競争、地域間競争ということもありますし、非常に難しい世界であります。そこを打ち勝って、やっていかにゃいかんということでもありますから、そのためには、国としては食料の生産という大義名分がありまして、様々な政策があります。それをうまく活用して、経営をやっていくということのための人材を育成せんといかんわけですから、認定農業者であったり、中核となる人を、あるいは集落ごとにそういった集落営農をやって、農地とか農村環境が壊れないように、やっぱりせんにゃいかんということがあるわけですから、そういう多面的な担い手というのは、これから育てていく必要があるかと思っているところであります。

○川口 憲男議員

町長、3問について、今期の成果について、お伺いいたしましたけれども、町長の答弁を聞いておまして、正直申し上げて、まだあとに残した、残したというか、積み残した課題が相当あるんじゃないかと、これからの課題じゃないかということは聞き取れるんですけども、そのところについて、今後、どういうふうに残りの半年間で、どういう立て直しをされていくのか。あるいは、来年3月、あれを迎えて、目的というか、最後の3期目のあれを迎えて、後期の方に託される考えなのか。これもまだ引き継いで自分がやっていこうという、積み残したことについては、自分がまだやり残していくような気持ちがあるのか。そこあたりはどうなんでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

今言えますことはまだ任期が1年余りあり、ちょっと面食らいましたけど、精いっぱいやるというのが私の使命ですので、それだけはお答えをさせていただきます。まあ、課題はなくなるということはないです、何事も。課題があるから向かって一生懸命やっていく、そういうことにな

るかと思っております。

○川口 憲男議員

ちょっと、はぐらかされたかなと思いますけれども、おっしゃるように、1日経っても、1か月経っても課題というのは残ると、これは、もうそのとおりでと思うんですけれども、3期目の所信を述べられて、残り半年というか、3月までになりましたので、精一杯、今、申し上げましたいろんなことについても、町長のほうも取り組んでおられるんですけども、以前の質問でも、人口対策に対しても、全身全霊で取り組むというような言葉をいただいたり、不転の決意で臨むという、子育てのことでもいただきました。

いろいろ質問いたしましたけれども、町長、いろんな課題が残っていると思うんですけれども、今後のところで、課題克服に努めていただけるように要請して質問を終わります。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、川口憲男議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。再開は、おおむね午後2時30分とします。

休憩 午後2時18分

再開 午後2時28分

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、14番、森山大議員の発言を許します。

〔森山 大議員登壇〕

○森山 大議員

通告に従いまして、質問をいたします。

1問目は、茶の価格低迷について。

全国の荒茶生産量に占める本県の割合は増加傾向にあり、茶産地としての期待が高まっている。しかしながら、荒茶価格の低迷等により茶業経営を取り巻く環境は依然として険しい状況にあり、本町の茶業経営も同様であるが、荒茶の原料供給県を脱し、収益力を増すための施策をどう考えているか。

2問目は、農村振興について、2つほど質問をいたします。

1点目は、農地中間管理事業による担い手への農地の集積・集約化を行うためには、地域での話し合い活動が重要であるが、農用地利用協議をどのように推進していく考えであるか。

2点目。鹿児島県の農業産出額は全国2位となっているが、生産農業所得率では全国最下位となっている。原材料供給県から脱却し、農産物の生産、供給体制の強化や付加価値を高め、もうかる農業を目指すため、具体的対策をどう講じていく考えであるか。

3点目は、子育て支援について。

山崎保育園など、過疎地の保育園では園児数の減少に歯止めがかからず、危機感を募らせており、少子化が保育園、利用者双方に影を落としている。また、保育士不足も深刻な状況にある。このような多様な課題がある中で、地域差をなくすためのきめ細かな子育て支援をどう実現していく考えであるか。

4点目は、豪雨災害への備えについて。

今年の梅雨も豪雨に見舞われ、7月上旬の熊本県人吉市など九州地方を中心に記録的な大雨と

なり、尊い人命や貴重な財産に甚大な被害をもたらした。これまでの災害経験が通用しない時代になったと言えるだろう。このような豪雨では、公的支援には限界がある。自助、共助により、住民自らの命と地域をどう守っていくかということが重要であるが、地域防災力の強化をどう推進していく考えであるか。

以上で、1回目の質問を終わります。

〔森山 大議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

森山大議員から茶の価格低迷について、ほか3項目について御質問がありましたので、それぞれお答えをさせていただきます。

まず、茶の価格低迷についてであります。

本県の荒茶生産量につきましては、農林水産省の統計によりますと、平成30年で2万8,100トン。静岡県に次ぐ、全国第2位の産地であります。全国の荒茶生産量の約3割を占めておりまして、この割合というのは年々増加傾向でございます。

ただ、県の茶市場における一番茶から秋冬番茶の荒茶価格については、平成30年では933円で、平成29年からしますと164円下がっております。

茶業を取り巻く情勢につきましては、消費者の生活スタイルの変化によりましてリーフ茶の需要減少に加えまして、消費者の低価格志向によりまして低価格競争と購買意欲の減退によるものと考えております。

また、今年度の取引並びに生産状況につきましては、新型コロナウイルスの影響による東京オリンピックの延期、各種イベントの自粛並びに中止、外出自粛による自販機等を含めました売上げの低迷等によりまして、販売環境の変化というのは厳しくなっているところでありまして、出荷先のメインであります県の茶市場においては、過去にない安い相場となっております。

本町の生産者の約80%は、県の茶市場への共同販売になっておるために、市場の取引に影響されることが大きいところでございます。厳しい茶業経営となっております。

本県においては、リーフ茶の消費が減少傾向にありますことから、需要に応じたペットボトル入りの緑茶飲料の消費増加に伴うドリンク飲料の原料あるいはティーパック原料などの需要に応じた茶づくりを行っている産地もございます。

有機栽培茶におきましては、本町を含めて一部の産地ではアメリカとかEU等に輸出をしており、健康志向等を背景に海外からの需要も高まってきておるようでございます。

今後におきましては、彩りのよい、水色良好で、味覚良好、こういった形状の物のリーフ茶が少なくなってきておる中でございます。販売価格も、質で取るか、量で取るかという2極化の方向に動いているものと考えております。

本町におきましては、1戸当たり約6ヘクタールの小さい規模での農家の家族経営というのが主体でございます。これまで、高品質茶の生産を目指しまして取組を行ってまいりましたが、さらに今年度は、生産者関係機関によりまして相互に求評会の実施あるいは土づくり、こういった茶園管理の検討会、現状の経営分析によりまして経営改善計画の見直しの取組を行いながら、茶業の魅力あるいは潜在力を生産者と共有しまして、高品質の茶づくりに向けて、JA北さつまあるいは振興局のほうとも連携をしながら、努力をしてみたいと思っております。

次に、農村振興についてでございます。

農地中間管理事業によりまして担い手への農地集積・集約化と、農用地利用協議会の推進についてでございます。

農地中間管理事業につきましては、平成26年から、おおむね10ヘクタール以上の団地で農地の貸し借りの契約を行う国庫補助事業で、さつま町の一ツ木の地区を県のモデルとして始まったところでございます。農地中間管理機構を通じた農地の貸し借りで、貸し手が機構と契約をしまして、借り手も機構と契約をしますが、借り手が耕作できなくなった場合には、借り手だけが契約解除しますので、出し手が耕作者を探す必要がなくて、機構が農地を中間で管理するというメリットがございます。この手法によりまして、令和元年度までに、町内で約300ヘクタールの貸し借りが成立いたしております。

この農地中間管理事業につきましては、御質問のとおり、地域における話合いが大変重要です。そこで、町におきましては事業推進のため、町内20の地区に農業を考える会の開催をお願いしております。地域の中で話合いを行っていただき、農地の貸し手、借り手の手続がスムーズに行えるようにやっているところでございます。

地域の農業を考える会につきましては、各区の地域活性化計画とも整合を取っておりますことから、担い手のほか、各区の役員の方も認識をしていただくということが重要と考えております。本年は地域活性化計画の見直しの年でもありますので、これと併せまして、地域でこのことも一緒に、協議の場でいろいろと話合いをしていただいているところでございます。

農地利用の協議については、貸し手と借り手の認識も大切ですが、地域農業への影響もでございます。今後は、貸し借りのあとに耕作者の農地を集約することで、省力化、経費節減になると考えますので、さらに集約へ向けた啓発、話合い活動を進めてまいります。

次に、もうかる農業を目指すための具体策でございます。

平成30年度の鹿児島県の農業生産出額というのが4,863億円ということで、平成29年度に引き続き、北海道に次ぐ全国第2位であります。また、農業総産出額に農業総収益を掛けた中から、物的経費を控除し、補助金等を加えた所得である生産農業所得につきましては、全国4位の1,424億円という結果でございます。ただ、議員御指摘のとおり、農業産出額に占める生産農業所得の割合である生産農業所得率については、29.3%ということで全国最下位となっております。

この数字につきましては、国が内訳を示しておりませんので、はっきりしたところは分かりませんが、鹿児島県の農業産出額に占める割合の65%を畜産が占めておりますので、特に肥育部門あるいは養鶏部門において、所得率が低いということが影響しているというふうに受け止めております。

市町村ごとの生産農業所得の公表につきましては、平成19年度以降行われておりませんので、はっきりとはつかめないところではありますが、さつま町の実績率についても低いと推察をされるところであります。やはり、本町も畜産が60%以上占めておりますので、こういうことは言えるかと思っております。

本町におきましては、もうかる農業を目指すために農地の集約化だとか団地化を積極的に推進する基盤整備の実施、そしてまた、畜産の関係については、基盤再編総合整備事業とかクラスター事業、こういった事業を積極的に導入を進めまして、畜産基盤確立に努めているところであります。

また、集落内の合意形成によります中山間地域等直接支払交付金を財源としまして、共同利用の機械の導入とか、あるいはこういった共同利用の機械を活用した集落営農法人等の組織化、育成を進めまして、営農組織の体制の確立を推進しているところであります。

現在、さつま町農林業技術協会委員を中心に、農林業の推進策でありますさつま町農林業いきいきプラン、先ほども申し上げましたけれども、見直しの時期に来ておりますので、現在、作業

を進めております。

水稲に代わる、さつま町の風土や気候に合った里芋、カボチャ、ゴボウ、そういった高収益作物の面積拡大を図っていくということと併せて、町の単独事業であります農産物生産振興対策事業、認定農業者等支援事業等によります植付け機械とか、収穫機械の購入促進もいたしているところでもあります。さらに、今日におきましては、農作業の省力化とか、あるいはコスト削減につながるリモート式の草刈り機とか、農業用のドローンを活用したスマート農業、こういったことも取り入れるということで、今後の農家所得の向上に努めていきたいと思っているところでもあります。

次に、3項目めの、園児数の減少等に伴います保育園等の地域差をなくすために、きめ細かな子育て支援についてでございます。

保育園の現状から申し上げますと、保育園を取り巻く環境は、ここ数年大きく変化をしてきております。

まず、平成28年度から認定こども園の制度がスタートしました。現在、保育所は7園、幼保連携型の認定こども園が5園、幼稚園型の認定こども園が1園となっております。また、昨年10月からは、幼児教育、保育の無償化ということも始まったところでございます。少子化に伴いまして園児数が減少する中で、それぞれの園で園児確保のために、獲得のために、特色のある園の経営、認定こども園へ移行するとか、定員管理等の努力をされていると考えております。

御指摘にありますとおり、保育に関しては地域差があってはならないことございまして、まず、保育士等の資質向上を図るための、保育連合会等と連携をしまして、令和元年度から3回連続講座の開設をしまして、資質向上の研修会も実施をいたしているところでもあります。

研修会におきましては、今、大きな問題になっている発達支援の関係についてテーマを定めて研修を行っております。また、保育園あるいは保護者と相談をしながら、発達に課題のある園児につきましては、臨床心理士によります発達相談を実施し、また助言もいただくなど、一人一人の園児に対しまして、それぞれの発達に沿った保育を実施いたしているところでございます。

なかなか、保育士の確保というのが課題になっております。保育士の不足に対しましては、設置者からも相談をいただきながら、平成30年度から人材バンクを設置いたしておりますけれども、登録がない状況が続いておりますので、運営方法等については、再検討をしてみたいと思っております。

今後も地域の保育園が存続できるように、経営基盤の安定に向けました事務手続等の支援、資質向上の研修会等を継続して開催をしていきたいと考えているところでございます。

最後に、4項目めの、地域防災力の強化の推進についてであります。

議員御指摘のとおり、近年の災害の発生状況を見ますと、過去に例のない、また、過去の情報が参考にならないような豪雨によりまして、大規模な災害が全国各地で発生し、人命や貴重な財産を失うという大変痛ましい事案となっております。

一方、地域の防災力の向上に関しましては、これまでもありましたとおり、自助、共助、公助の考え方、特に自助、共助の重要性というのは、近年においては強調されてきております。

本町では、これまで地域防災力向上のために、まず、各地域における自主防災組織の組織化について呼びかけをしてみました。県でも、組織化率100%を目指す指導がなされているところでございますけれども、本町も100%を目指して進めてまいりましたが、現在のところ約97%でございます。残り10公民会ということになっております。

自主防災組織においては、毎年5月に町内の一斉の防災訓練の日に合わせまして、避難訓練、防災研修会などの開催について依頼をしまして、協力をいただいております。組織化という点も

ございますけれども、やはり、各地域で組織化が進みますと、一定の成果がうかがえるところでございますけれども、やはり気になりますのは、組織の在り方、運営の在り方、行動力だというふうに考えております。いざというときに、組織が有効に機能するためには、地域の皆さんの防災に対する意識あるいは行動、そしてまた、何よりその運営に当たるリーダーの存在というのが大きいかと思っております。

このたび、本町におきましては、区の公民館長、公民会長の異動がある年度初めの研修会の際に、防災の研修会というのをまた別に設けて、防災士などの専門家を招いての研修会も実施をいたしているところであります。

また、さらなる防災力向上のため、地域ごとに防災士の育成ができないか、先ほども申し上げたところでございますが、やはり、職員にも限界が出てきておりますので、どうしても地域は地域のことが分かった方々が防災士の資格を取って地域で運営していただく、こういうこともこれからは必要になってくるかと思っております。

ただ、資格取得というのがありますので、ちょっとハードルも高いところでありますが、これについては消防団長を経験した方とか、一定の履歴のある方々については緩和の条件もあるようでありますので、そういった方々が御理解いただければ、こういう方々を中心に依頼をしてみたいと考えております。

また、防災士という肩書のみにとらわれなくても、研修会等を通じまして、広く町民の皆さん方が理解を深めていく、やっぱり防災に対する意識を高める、このことがこれからは大事かと思っております。一般の消防団員の方々は当然でありますけれども、いろんな役場のOBであったり、いろいろ関心のある方々を中心に、リーダーの育成というのは大事かと思っておりますので、今後そういう方々を育成しながら、そしてまた、等しく町民の皆さんが、いわゆる自助、自分の命は自分で守るということを基本とした、意識の啓発に努めていく必要があるかと思っております。

[町長 日高 政勝君降壇]

○森山 大議員

ただいま町長から答弁をいただきましたが、それに基づいて再度質問をいたします。

まず、1点目の、お茶の価格低迷のついてお尋ねをいたします。

鹿児島県産の一番茶が、今年、記録が残る1970年以降で最安値となった。新型コロナウイルスの影響で、書き入れ時の新茶シーズンに販売イベントなどが開けず需要が伸びなかった。手軽なペットボトル入りの緑茶飲料が普及し、急須で入れて飲むリーフ茶、仕上げ茶の消費が減少。一番茶価格は長く下落傾向にある。今年はコロナウイルスが追い打ちをかけた格好だが、このままでは展望が開けまい。

県産一番茶の1キロ当たり平均価格は、90年代が3,000円前後で推移したが、年々下落し、2013年以降は2,000円を割り込んでいる。近年産は前年より15%安い1,346円だった。だけど、さつま町は一番茶の価格がよかったと聞いておりますが、県全体的には安かったと。

鹿児島県は、静岡県に次ぐ屈指の茶産地である。2019年産荒茶の生産量は2万8,000トンで、全国シェアの34%を占めている。2万9,500トンの静岡県に肉薄し、首位交代がよいよ現実味を帯びてきた。ところが、仕上げ茶になると、形成は一変する。工業統計では、2017年産仕上げ茶の出荷量は4,700トンにとどまる。これに対して、静岡県は荒茶生産の2倍強の6万7,000トン。出荷額に至っては、静岡は1,390億円、鹿児島は98億円と引き離され、京都や愛知にも抜かれ、脱原料供給県が求められている。稼ぎ頭の一番茶の価格低

迷が続けば、農家の生産意欲をそぎかねない。産地の地盤沈下を招かないためには、精製していない荒茶中心の茶業からの転換を図り、収益性を高めることであると思います。

質、量ともに優れる、茶どころ鹿児島の実力をアピールする好機を生かしていくためには、収益性を高めることであると思いますが、どのような施策、対策が必要と思われるのか、再度町長の考えをお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

鹿児島茶の場合は生産量もいいんですけども、やはり、いろんな課題が残っております。今年には特にコロナの関係もありましたので、厳しい状況がうかがえるところでございます。

さつま町にとって言いますと、川内川の川霧の関係もあれば、気候風土的にも、非常に品質のいいお茶が採れるということでも人気がいいわけでありまして、したがって、単価的にもほかのところからするとよかったですけど、ただ、量的な問題があります。量が少ないというようなことでございまして、今年もあまりお茶農家にとっては厳しい環境になったところであります。

町としましても、何とかこういう急場をしのいでほしいということで、今回の補正予算にもお願いしているところでありますけども。とにかく、本町はこういったすばらしいお茶の産地でありますので、これを何とかこれからも頑張って、やっぱりやっていただくためには、それぞれお茶農家には後継者もしっかり育ててきておりますので、これらの皆さん方が本当に意欲を持って、これからも継続できるような形でやっていくためには、ここを何とか乗り越えていくような手立てというのが大事かと思っております。

要は、リーフ茶が伸びるということが一番いいんですけども、町の関係としましては、今、各家庭にこのリーフ茶が、どんどん消費拡大していくようなことで、例えば新婚家庭も必ず届けが来たら、家庭でリーフ茶を飲んでいただきたいということで、生産農家の皆さんからお茶の提供もありますし、そしてまた、町のほうからも急須まで提供しながら、こういったリーフ茶に親しむ機会を、まずは家庭からつくっていただきたいというようなことで勧めているわけでございます。

いろんな、お茶園にしましても、老朽茶園になりますと収量の関係という部分もありますし、苗の更新となりますと、それについては、やはり優良品種について切り替えていく。そのためには、町のほうからも支援を、やっぱり助成をしているわけでありまして、計画的にそういうのは生産協会のほうでも話合いをされていくかと思っておりますので、その時点ではしっかりとまた支援をしていきたいと思っております。

そのほかの、いろんな作業の効率化を図るために、あるいは桜島の降灰のための品質をよくするための洗浄機とか、いろんな機械導入についても、町としてはいろんな制度をもって支援をいたしておりますし、また、国の事業、そういうものを積極的に取り入れていくようにして支援体制を取っておりますので、お互いに連携をしながら、これからも努力をしていきたいと思うところでございます。

○森山 大議員

次に、農村振興について、2点ほど質問をいたします。

まず、1点目。

さつま町柘野は、紫尾山系の山々に囲まれた水田地帯でございます。5年前に人口31人減の157人。高齢化率は6.6ポイント増の56.1%と限界集落で、人口減、高齢化が進んでいるところでございます。

6年前に就農した東條貞美さん、53歳は、「今後も高齢化が進み、担い手も簡単には確保できないだろうと懸念している」と。高齢になっても農業を続けるには、機械による省力化が欠か

せない。そのためには、段差があり、形状がいびつな農地を整備し、トラクターなど大型機械を入れるようにする必要がある。住民は話し合いを重ね、区画整理されていない農地6ヘクタールについて、国の中間管理機構関連の農地整備事業を活用することを決めた。この事業は、対象の農地全てを農地中間管理機構に貸し出すなどの要件をクリアすると、全額国費で賄える。県内で初めて採択され、2020年度中に着工予定だ。別府秀吉館長、70歳は、「年をとっても安心して耕作できる」と、喜んでいと聞いております。

担い手への農地の集積・集約化を図るためには、今は担い手がいて大丈夫な状況でも、将来に備え、地域で話し合い活動が重要であると思いますが、農用地利用協議をどのように推進していくのか、再度町長の考えをお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

この農地中間管理機構というのが新しく制度ができて、さつま町におきましては、ちょっと先ほど申し上げましたとおり、虎居地区の一本木地区というのが1町歩区画をして、いわゆる集落営農という形を取っておりますけども。地域の皆さんの農地を中間管理機構に預けて、それをまた地域の集落営農で引き受けてやっておるという形になっております。

今、担い手育成支援室を中心に各地域で人・農地プランをつくって、そういう地域ごとに取組を進めていきたいということで、話し合いを進めてもらっております。

つい先日も、うちの平川のほうでもありまして、全戸集まって、みんな農地をそこに預けましょうと。そうしたら、まずは自分の農地でもそこに預けて自分で借りて、しばらくは、元気なうちはやっていくとか。できない人は、中間管理機構が責任を持って借り手のほうに貸しますということになります。そうしますと、地域全体で取り組みますと、地域の振興のためにはいろいろ交付金もありまして、いろいろメリットが高いと。どっちも、貸し手も借り手も農地が荒れないように、貸主なんかですね、安心して農地を管理していただくということですから、非常にメリットが高いということでもあります。

そしてまた、借り手についても、農地を借りて規模拡大をして、経営を安定したいということを考えていけばですね。そしてもっと、地域ごとにやれば、農地の集約化ができるわけですよ。そしてまた、いろいろうまくいけば、先ほどありましたとおり、終野みたいに担い手が効率的に農業経営ができるように、大型化できるように、区画整理の大区画もできますし、パイプラインもできますし、みんなで高い収益作物を作っていこうということもできるわけですから、非常にいい制度ができてきておりますので、国もこういう担い手にほとんど集積をしていきたいというような目標をもってきて、いろんな制度の補助金もありまして、うまくこれを各地域に広げていけば、永続的な農地の荒廃にもつながらないし、いいのかなと思って、今担い手育成支援室を中心にいろいろ各地域、そういう説明も回っているところでございます。

○森山 大議員

次に、2点目の、鹿児島県の基幹産業である農業が、ここ数年好調だった。農林水産省がまとめた2018年農業産出額によると、先ほど町長も言われましたように、鹿児島県は前年比2.7%減ながら4,863億円で、2年連続で全国2位を堅持、生産農業所得も1,424億円で、全国4位と高い水準を維持している。

ところが、農業産出額に占める生産農業所得の割合、農業所得率は29.3%で全国最下位だった。野菜などより収益性の低い畜産が、産出額全体の半分を占めているためだ。農業は盛んだが、付加価値を高めるのが不得意とも指摘される。原材料供給県から脱却し、農産物の生産・供給体制の強化や付加価値を高めようとする農業を目指すには、町長は具体的対策をどう講じていく考えなのか、再度お伺いをいたします。

○町長（日高 政勝君）

農業の作目の種類ごとによって、所得率がそれぞれ違ってきております。要は、それぞれの作目において、いかにコストを下げていくかということが大きな課題になっていくんじゃないかと思っております。やっぱり、所得率がいいというものであれば、こういう統計的な問題も上がってくるでしょう。お金をたくさん取っても、また生産費が高くなって、実際、可処分所得というのは低いとなると、難儀をただけ、あんまりもうけはなからうよということになりますので、そういうことがならないような手立てというのは、いかに効率化を図るかというのは、先ほど申し上げた、例えば土地利用型農業であれば耕作でも大きくして集約をしていく。そして、大型化ができる。そして、効率的にできる。コストも安くなる。もう、農業経営も今、各小規模の農家が大きな機械を借りて、買って、それを回しながらやっていくというのは、所得率が非常に低いわけですね。それで、先ほどありましたとおり、農地中間管理機構にこれも預けて大きな経営の中でやっていく。機械化も少なくしていく。そういうコストを削減していくとなればですね、所得率は上がるというふうに考えております。その辺の話合いというのは、やはり大事なことでありますので、農地に対する執着というのは各農家非常に強いわけでありまして、やはり将来的には年を取ってなかなか経営も難しくなるということがありますので、早い時点でそういうまい制度を活用して、そしてまた、そこに預けて、働けるときは自分も働いて、別にまた日当をもらうとか、いろんなやり方があるわけですので、そういう形の仕組みをやっていけばうまく回っていくのかなと思っておりますのでございます。

要は、コスト削減ということが、各作物でいかに図っていくかというのが大事かと思っております。

○森山 大議員

これからの事業だと思っておりますので、6年前に就農された東條さんや別府館長の期待を裏切らないようにしていただくことを要請して次に移ります。

3問目の、子育て支援について質問をいたします。

先ほど、川口議員のほうからもいろんなことで質問が出されておりましたけれども、ところどころ重複するところがあると思っておりますので、だけど質問をいたします。

県の2019年の出生数は1万1,977人。1960年の3分の1まで落ち込んだ。合計特殊出生率は60年に2.66だったものが、19年には1.63。全国は1.36となった。

山崎保育所では、園児数が昨年度と比べ、園児の減少で60人から40人定員になってきていると。現在36人で、地元の子供たちが非常に少なくなっている状況で、減少に歯止めがかからず危機感を募らせているところです。少子化が、過疎地の保育園、利用者双方に影を落としていると。

また、保育士不足が、深刻になっている状況であると。2019年度に県内の保育士養成学校を卒業して資格を習得した484人のうち、県内の保育施設に就職したのは66%、残りは県外や保育以外の仕事に就いたと言われております。

一方、県内の保育士の平均収入は332万円、2018年度で全職種平均の395万円を下回っていると。賃金格差は保育士不足の背景にあると見られる。保育士不足をどう解決するか。

県は、鹿児島未来2020年で、県内のどこにおいても子供を産み育てやすい環境づくりを掲げていると。過疎、少子化、保育士不足、多様な課題がある中で地域差をなくすような、きめ細かな子育て支援をいかに実現させる対策とは何があると思われるのか、町長の考えを再度伺います。

○町長（日高 政勝君）

日本の総人口の減少の中にありまして、特に子供が生まれません。もう100万人を切ってしまった。総人口が、人口減少社会に入って特に年間50万人も減っていく。例えば小さい県のところは、1県なくなるという数字であります。50万人ショックとまでも言われてましたけども、こういう非常に、総人口にしても減る。その中で、特に子供が生まれません。ここ3年ぐらい、100万人を切ってしまったということですので、80万人台ですか、そういうところまで来ておりますけども。86万ショックとまで言われた、つい先日のことでもあります。

とにかく、今、高齢者が死なれるほうが生まれるよりかずっと多いわけですから、人口は自然と減っていかざるを得ないということになります。それで、これはどこの自治体でもですけども、日本全体もですが、子供を産み育てやすい環境をいかにしていくかということ、それこそ、国の大きな命題として、全国市町村もですがやっていかないと、日本の国がこれから成り立つのかというのがあります。外国人が、労働者が、今でこそ労働者不足で、各分野労働不足を言われて、外国人の皆さん方に来ていただくかんにゃ、もうなっていく時代になって、これは、これからますます顕著になっていくだろうと思っております。

今までの社会のシステムが大きく変わらざるを得ないということになってしまおうと思っております。現実には、いろんなところでそういうひずみというのは生まれてきておるわけではありますけども、とにかく、喫緊の課題としても、日本を挙げて取り組む必要があるかと思っておりますのでございます。

そしてまた、特に産み育てやすい環境づくりというのは、生まれたあとの問題。産むためのその対策も必要だし、生まれたあとの対策もやっていく。例えば出されました保育士の問題です。保育園に預けようと思っても、だんだんと保育園の形も、先ほど申し上げましたとおり、幼稚園も変わらざるを得ない、保育園も変わらざるを得ない、単に預かるでなくて、みんなが働く時代です。女性もです。昔は家庭にお母さんたちがおったりして、ばあちゃん、じいちゃんがおったりして面倒みよったんです。今は、それができない。みんな働きに行かんにゃいかんと、生活のためにと、となると、預かってくれるところがないといかん。預かるということになると、保育士さんがいるかということは、経営的に、今、なかなか保育士さんがいない。先ほど申し上げましたとおり、保育士のバンクをつくっても、そこに応募してくれる人がいない。絶対数がいないということなんです。潜在的保育士さんも登録をしてくださいますと言いますが、なかなか見つからんというのが現状であります。

なぜかと、そこにもいろいろあると思うんです。おっしゃるとおり、数字で申し上げられましたが、待遇の問題だと。これだけ一生懸命、期待をされた職場でありますけども、実態としては待遇がそこまで追いついていない。介護士なんか、全くそのとおり。国が、今、介護士にしろ、保育士にしろ待遇改善ということで、措置費の中で見るとはなっておりますけども、とても追いつく状況ではない。したがって、今の若い人たちは、なかなかそういう職種には就職をしない。そういう嫌いがあるんじゃないかと思っておりますので、要は、ほかの職種並みの待遇を改善してやらないと集まらんとします。そこが課題だと思っております。これは、全国的な課題でございますので、政府としても、そこにまた、今後力を入れていくと思っておりますけども、これはもう全市町村を挙げて、全県を挙げて、一緒に取組をしていかないと改善はされないと思っておりますので、大きな課題として取り組んでいく必要があるかと思っております。

○森山 大議員

先ほど町長が言われましたように、一番はやっぱ保育士不足だと思います。保育士がいれば、何名かの子たちは必ず確保できると思われるんですけども、これからの取組をしっかりと要請をしておきます。

最後になります。

豪雨災害への備えについて質問をいたします。

今月上旬、九州各県を襲った集中豪雨は、熊本県南部人吉市球磨地方を中心に甚大な被害をもたらした。河川の氾濫が相次ぎ、犠牲者は70人を超えたとされており。鹿児島県では、初めて大雨特別警報が発表されました。南さつま市で増水した川に転落したと見られる男性が亡くなったほか、各地で住宅の損壊や浸水、道路の冠水などの被害が出たと。さつま町では大きな被害はなかったんですが、道路の陥没やがけ崩れは聞いております。

2017年7月の九州北部豪雨、18年7月の西日本豪雨、19年10月の台風19号と、水害が日本列島で毎年のように繰り返されている。その豪雨の原因とされているのが線状降水帯であると言われております。積乱雲が連続発生し、上空の風に流されながら連なり、同じ場所に雨を降らせるということです。だが、現在の技術でも予測は非常に厳しいとされております。

昨年は、命を守る行動を5段階で表示する大雨洪水警報レベルの運用がスタートしました。それでも、災害から命を守れない現実があります。

ここで伺いをいたします。町長は、今後被害を軽減するには、防災情報に頼るだけではなく、自助、共助により、住民自らの命と地域をどう守っていくということが重要であると。また、地域防災力の強化をどう推進していく考えなのか、再度伺いをいたします。

○町長（日高 政勝君）

最近の気象状況というのが、地球の温暖化ということはよく言われまして、毎年のように自然災害というのが激甚化、大型化、そして広域化という形に変わってきております。

今回の台風10号にしましても、特別警報が出るということで、それなりの対応をして、結果的には9号の台風が海面を混ぜて、ちょっと水温が低くなったから10号も弱まってきたということで、非常に幸いしたと思っておりますけども。

ああいう形で、今後は太平洋の地域がかなり海面の水温が高くなって、毎年のようにこれから930ヘクトパスカルあるいは中心気圧50メートル以上級が頻発するんじゃないかと言われております。そういうことを考えますと、強い防災意識というのをお互いに持って、それなりの事前準備等しっかりやらないと大変な被害につながるなど思っております。

おっしゃるとおり、自助、共助、公助と3つの言葉が言われております。先ほども、総務課長のほうからありましたとおり、最近、近助ということも言われるようになっておりますけども。もう、公助だけに、役場が何とかしてくれる、そういう意識にはなかなか我々の機関も職員数は限りがある。そしてまた、警察にしろ、消防署、消防団にしろ、年々少なくなっていくし、やっぱり限りがありますので、等しく防災に対する意識をいかに高めるか、自分の命は自分で守るという自助の、そういうことが一番大事ですと。10割のうち、やっぱり八、九割は自助ですよというのは、言われるようになってきております。そのほかに、共助。最後が、公助ですよというまで今は見方が変わってきておりますので、とにかく町民の皆様一人一人が、過去とは違った気象条件になってきている。雨の降り方も風の吹き方も違って、身の安全が今までとは違っているということを、しっかりと意識をいただくことが大事かと思っております。そのために、早めにこういう役場から等のお知らせ等に忠実に守って避難をしていただく。この避難勧告という指示も、みんな避難所に行ってくれという意味では本当はないんです。受け止め方が避難命令を出すと、「みんな避難所にいかにやいかんたろうかい」という受け止め方も、我々もその啓発のやり方というのがまだ足らんかったのかもわかりませんとは思いますが。

例えば頑丈な家であったり、お住いのところが鉄筋であったり、あるいは最近の立派な家そういうところであれば、雨とか、あるいは風とか、地震とかに対応した、家の中でも崖の近くであ

れば遠いところに行くとか、水害であれば2階に行くとか、避難の仕方が自分の家でも違うわけ
でありますから。そういう具体的なところをもっとお知らせをしながら、今回の場合もですが、
例えばコロナがあれば旅館やホテルでも行くとか、親戚や知人まで行くとか。その辺の啓発の仕
方というのは、十分がつつり判るように言わんにゃ、理解がとれんのかなと思っております。と
にかく、避難をうまくやっていただくということの啓発が大事かと思っているところであります。

とにかく、皆さん、今までとは違うんだよと。今度のは経験をしたことのないというような、
ああいう言葉が使われたから、恐らく皆さん、インパクトのある言葉として避難をされたと思っ
ております。そういうことも、また大事かと思っておりますので。まあ、あまり繰り返すと狼少
年になってしまいますので、そういうことも考えながらやる必要はありますけど。とにかく、皆
さんがしっかりと大事な命を守るための対策は講じていきたいと思っているところであります。

○森山 大議員

ただいま町長から、いろいろ答弁がございました。今後も、これらの諸問題をしっかりと精査
しながら、執行部は頑張っていただきたいというふうに思うところでございます。

また、9月から10月にかけて台風シーズンになってまいります。つい先日も台風10号が発
生して、気象庁が最大な警戒警報を発令しました。鹿児島県内でも、死者、重軽傷者を出し、家
屋や収穫期を迎えた農産物などに被害を残した。しかし、2日目の日に気象庁が記録的な大雨、
暴風、高波、高潮のおそれという分かりやすい予測を接近直前まで繰り返されました。これを受
けて、人々も素早く動かされたようでございます。避難指示や避難勧告を出され危険を感じたら、
まず命を守る行動をとること。また、県内では家屋の損壊や倒木のほか、農業用ハウスや畜産の
被害も出たようでございます。県や各市町村などは、復旧に向けて支援を強化していただくよう
に要請をして、私の質問を終わります。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、森山大議員の質問を終わります。

以上で、通告に基づく一般質問を終わります。

△散 会

○議長（平八重光輝議員）

本日の日程は、全部終了しました。

あすは、午前9時30分から本会議を開き、一般質問と総括質疑を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午後3時18分

令和2年第3回さつま町議会定例会

第 3 日

令和2年9月10日

令和 2 年 第 3 回 定 例 会 一 般 質 問
 令和 2 年 9 月 1 0 日 (第 3 日)

順 番	(議 席 番 号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
6	(6) 田 野 光 彦	<p>1 財政調整基金の状況について</p> <p>(1) 今回の新型コロナウイルス感染症対策関連で、これまでに財政調整基金を取り崩してきたが、現時点でその額はどれくらいで、減少率はどれくらいか。</p> <p>また、追加の新型コロナウイルス感染症関連事業費や今後発生するであろう台風やそれに伴う大雨による災害対策等の事業費に対して、どの程度の額を見込んでいるのか。その結果として、財政調整基金の最終残高は、どの程度と見込んでいるか。</p> <p>(2) 標準財政規模に対する財政調整基金は、どの程度の割合を想定しているのか。また、その割合に対して町独自の根拠はいかなるものか。</p> <p>2 教育の ICT 化の取組について</p> <p>(1) 教育の情報通信技術化は、これからの世界で生き抜いていく若者にとっては必須条件であろうと考えられる。全国の小・中学校のパソコンやタブレット端末の導入状況は、2019年3月時点で5.4人に1台とされているが、町内の小・中学校の現状はどうなっているか。また、町では、教育の情報通信技術化に対して、どのような取組を考えているか。</p> <p>(2) たとえ機材は揃っても、それを教える先生方の操作技術や能力が十分でないと児童・生徒は伸びていかないと考える。そのための研修等はどのように行っているか。</p>
7	(8) 岩 元 涼 一	<p>1 農業政策について</p> <p>(1) 国が減反政策を見直し、各自治体の判断による作付けに移行されたことから、全国的に主食用米が増加する結果になった。米の消費が全国的に減少する中、今年の米価は下落するとの見方がされている。国は、新規需要米への取組を進めているが、今後の米価の動向によっては、新規需要米への取組を検討する考えはないか。</p> <p>(2) 農業従事者の高齢化や担い手の減少により、地域が疲弊して</p>

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
		<p>いる現状にある。町も様々な施策を講じているが、特に周辺部においては、その傾向が顕著に表れている。国は、担い手に農地を集積するため農地集積バンクを設置しているが、その担い手の候補として町外からの希望者を募集するような施策は検討できないか。</p> <p>2 次期町長選挙について</p> <p>次の任期へ向けた意欲について、3月定例会の時点では明らかにされず、然るべき時期になったらとのことであった。町長の任期もあと半年余りとなった現在の心境はどうか。</p>

令和2年第3回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 令和2年9月10日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	上 囿 一 行 議員	2番	上久保 澄 雄 議員
3番	三 浦 広 幸 議員	4番	柏 木 幸 平 議員
5番	米 丸 文 武 議員	6番	田 野 光 彦 議員
7番	舟 倉 武 則 議員	8番	岩 元 涼 一 議員
9番	朝 倉 満 男 議員	10番	岸 良 光 廣 議員
11番	新 改 幸 一 議員	12番	宮之脇 尚 美 議員
13番	川 口 憲 男 議員	14番	森 山 大 議員
15番	新 改 秀 作 議員	16番	平八重 光 輝 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	萩木場 一 水 君	議事係 長	竹 下 和 男 君
議事係 主査	西 浩 司 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日 高 政 勝 君	副 町 長	上 野 俊 市 君
教 育 長	原 園 修 二 君	総 務 課 長	崎 野 裕 二 君
企画政策課長	角 茂 樹 君	財 政 課 長	原 田 剛 志 君
保健福祉課長	佐 藤 秀 樹 君	高齢者支援課長	有 村 哲 君
子ども支援課長	羽 有 郁 夫 君	農 政 課 長	四 位 良 和 君
担い手育成支援室長	田 島 浩 喜 君	耕地林業課長	櫻 伸 一 君
ふるさと振興課長	米 丸 鉄 男 君	建 設 課 長	野 田 真一郎 君
水道課長	三 角 芳 文 君	消 防 長	田 中 俊 朗 君
教育総務課長	中 間 博 巳 君	学校教育課長	界 敏 則 君
建築技術専門監	下 野 幸 夫 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 一般質問
- 第 2 議案第60号 さつま町定住促進住宅団地の貸付及び譲渡に関する条例の一部改正について
- 第 3 議案第61号 さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 4 議案第62号 さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について
- 第 5 議案第63号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第8号）
- 第 6 議案第64号 令和2年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 7 議案第65号 令和2年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）

議案付託表

委員会	議案番号	件名
総務厚生 (第1委員会室)	6 1	さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
	6 2	さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について
	6 3	令和2年度さつま町一般会計補正予算（第8号）（関係分） 第1条 歳入歳出予算の補正 歳入 10款 地方特例交付金 15款 国庫支出金（関係分） 16款 県支出金（関係分） 19款 繰入金 20款 繰越金 22款 町債 歳出 1款 議会費 2款 総務費 3款 民生費 4款 衛生費 9款 消防費 第3条 繰越明許費の補正 第4条 債務負担行為の補正 第5条 地方債の補正
	6 4	令和2年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
	6 0	さつま町定住促進住宅団地の貸付及び譲渡に関する条例の一部改正について
文教経済 (第2委員会室)	6 3	令和2年度さつま町一般会計補正予算（第8号）（関係分） 第1条 歳入歳出予算の補正 歳入 13款 分担金及び負担金 15款 国庫支出金（関係分） 16款 県支出金（関係分） 歳出 6款 農林水産業費 7款 商工費 8款 土木費 10款 教育費 11款 災害復旧費 第2条 継続費
	6 5	令和2年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）

△開 議 午前9時30分

○議長（平八重光輝議員）

おはようございます。ただいまから令和2年第3回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。

本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「一般質問」

○議長（平八重光輝議員）

日程第1、第2日目に引き続き「一般質問」を行います。

質問通告に従って発言を許可します。

まず、6番、田野光彦議員の発言を許します。

〔田野 光彦議員登壇〕

○田野 光彦議員

おはようございます。それでは、事前通告してありました内容で質問に入ります。

まず、積立基金の中の財政調整基金の状況についてであります。

報道によりますと、財政調整基金に関して、47都道府県の新型コロナ対策の事業費に充てるための補正予算が膨らみ、2020年度末の当初予算見込基金残高の約70%減になるとしております。各県あるいは各市町村によって、コロナの感染状況や各自自治体の規模により、当然、基金残高は異なるわけですが、秋田県などでは、全てを取り崩し、残高ゼロになる見込みであると報道されております。

翻って、さつま町でも新型コロナ対策の関連で、これまでに財政調整基金を取り崩してきましたけれども、現時点での額は、全体でどのくらいなのか。その減少率はどのくらいか。また、感染第2波、第3波の到来に伴う追加のコロナ関連事業費や台風9号、10号も来ましたが、そして、今後も発生するであろう台風やそれに伴う大雨、また、予想のつかない地震等の災害対策等の事業費に対して、どの程度の額を見込んでいるのか。その結果として、2020年度末の財政調整基金の残高はどの程度と見込んでいるのか伺います。

2点目に、標準財政規模に対する財政調整基金は、どの程度の割合を想定しているのか。またその割合に対して、町独自の根拠があるのかどうか伺います。

2番目に、教育のICT化の取組について伺います。

教育の情報通信技術化は、これからの世界で生き抜いていく若者にとっては必須条件であると考えられます。全国の小中学校のパソコンやタブレット端末の導入状況は、2019年3月時点で5.4人に1台とされておりますが、町内の小中学校の現状はどうなっているのか。また、町では、この教育の情報技術化に対して、どのような取組を考えているのか伺います。

2番目に、それがそろったといたしましても、それを教える教職員、先生方の操作の技術や能力が十分でないと児童生徒は伸びていかないと考えますが、そのための研修等は、現在、どうなっているのか伺いたいと思います。

とりあえず、第1回目の質問といたします。

〔田野 光彦議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。

田野光彦議員から新型コロナウイルス感染症対策関連による財政調整基金についての御質問で

ございますので、お答えをいたします。

まず、1点目の充当状況や今後の同基金の充当見込み等についてでございます。

財政調整基金につきましては、経済不況などによる大幅な収入減あるいは大規模災害の発生等によります、予期せぬ支出、また、大規模な土木建築の事業等があった場合とか、あるいは地方債の繰上償還、こういったこと等を考えまして年度間の不均衡の調整する財源としまして、中・長期的な視野に立ちまして、計画的に財政運用を行う必要がございますので、そのための積立てを行っているところでございます。

令和元年度末の現在高におきましては、44億7,800万円余りとなっております。

今年度は、新型コロナウイルス感染症対策関連事業の財源としまして、一般会計補正予算第8号までに約3億円の取崩しを行っております。当初予算の編成時におきまして、9億1,000万円取崩しの計画をいたしておりますので、これを合わせますと、累計で12億8,000万円、今年度は取り崩す計画をいたしております。

これによりまして、前年度決算剰余金あるいは利子分の積立てを含めました令和2年度末の現残高は、36億8,700万円余りとなる予定でございます。前年度末と比較しますと約8億円、18%の減少率となる見込みでございます。

また、追加の感染症や災害対策関連事業費をどの程度見込んでいくかでございます。

新型コロナウイルス感染拡大の終息が見えない中でございます。今後、台風シーズンという時期を迎えておりますので、こういった災害規模あるいは状況の予測というのが、今の段階では非常に厳しいところでございます。事業費の見込額、基金残高の具体的な数値というのは、お示しできない状況でございます。今後の国、県の動向を踏まえた上で、感染拡大対策あるいは町独自の緊急対策、これについては、昨日もそれぞれの議員から御質問いただきまして、お答えをしておりますけれども、そのほかの台風等による災害の復旧事業、これまでの第9号、今回の10号につきましては、まだ財調を取り崩すところまでは至っておりません。

そのほかの、こういったコロナの関係での地域経済をはじめとしまして、町民生活にもいろんな影響を及ぼしておりますので、これらについては、状況を見ました上で、迅速な、又は的確な対策をさらに講じてまいる所存でございます。

財政調整基金につきましては、過去におきまして、いわゆる三位一体の改革によります交付税の大幅な削減がされてきた経緯がございます。そしてまた、少子高齢化の進展によりまして、近年におきましては、急激な社会保障費の増加をいたしております。そしてまた、全体的な町民サービスの維持向上ということを考えて、さらにまた、積立ても計画をしてきたわけでございます。

平成17年の合併当時におきましては、財政調整基金の額というのは、9億3,400万円ということで、余裕のない状況にございました。このために、やはり新しいまちづくりの基盤づくりということで、しっかりとした財政基盤を整えることが極めて大事だというようなことで、積立てを行ってきたところでもあります。もちろん、この積立てを行っていくためには、徹底した行政改革を進める必要がございましたので、そういう取組をしまして、結果的に令和元年度末におきましては、44億7,800万円余りとなったところでございまして、合併当初からしますと、約35億4,000万円の積立てをいたしてきております。

ただ、今後の問題としまして、合併10年後を過ぎまして、国のほうでは合併算定替えによる普通交付税の見直しと、いわゆる一本算定に変えるというようなことになっておりまして、既に10年が経過して、今、減の方向になってきております。

そういうことで、なかなか当初予算の編成の段階におきましては、予算編成も難しくなってい

ると、当初の段階から約10億円の取崩しをして、編成をせざるを得ないという実情でございます。

加えまして、新型コロナウイルス感染が長引いたり、今後の自然災害の多発によりましては、取崩しというのは当然で出てまいりますので、基金の残高というのは、減少傾向にならざるを得ないというふうに見込んでおります。

次に、2点目の標準財政規模に対する財政調整基金の割合についての御質問でございます。

標準財政規模につきましては、地方公共団体が通常水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の総額でございますが、全国一律の算出方法に基づきまして、毎年度、普通交付税の算出時に計算をいたしているところでございます。

一般的に標準財政規模に対する財政調整基金の割合というのは、10%から20%が適正とは言われておりますけれども、総務省が平成29年度に実施した全国調査においても、この積立ての考え方としましては、標準財政規模の一定割合と回答した市町村のうち、5%を超えて20%以下とする回答が最も多い結果となっております。

ただ、本町の場合、令和元年度における標準財政規模が、79億2,800万円でございますので、これの10%から20%以下ということにしますと、財調の額というのは、約8億円から十五、六億円の額になるところでございます。この額では、継続的な予算編成はもとより、今年のような突発的な新型コロナウイルスの発生とか、予期しない大規模な災害あるいは大規模な建設工事、土木工事というのが出てきますと、それでは十分対応はできないというおそれがありますので、この額では大変心細い状況になりますので、本町におきましては、標準財政規模の一般的な割合よりも多くの積立てを実施いたしているところであります。

ただ、ここ1年、先の質問でもお答えしましたとおり、基金残高というのは、年々減少傾向にあります。やはり、今後の方向としましては、中・長期的な財政運営を安定的にしていくためには、各年度末における基金残高というのを少なくとも30億円以上は積立てをしておかないと、安定的な財政運営というのは難しいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

〔教育長 原園 修二君登壇〕

○教育長（原園 修二君）

続きまして、教育のICT化の取組について御質問がありましたのでお答えいたします。

まず、1点目のパソコンやタブレット端末の導入状況についてであります。

議員御指摘のとおり、次代を担う子供たちにとりまして、教育におけるICTいわゆる情報通信技術を基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められているところでありますが、一方で、現在の学校におけるICT環境の整備は遅れており、さらに、各自治体間においてもその格差が大きい状況であります。

そのような中で、御質問にあります、本町の小中学校におけるパソコン1台当たりの児童生徒数は、2020年3月の令和元年度の学校における教育の情報化の実態等に関する調査、この中では小中学校平均で3.4人に1台というふうになっております。現在は、児童生徒用としては、パソコン室を中心に整備をされておりますが、1クラスの児童生徒の人数に応じて台数が整備なされていることから、小学校においては、各学校でばらつきがありまして、永野小学校では1.4人に1台、山崎小で1.9人に1台というのであるのに対して、児童数が多い盈進小学校におきましては、1台当たり5.2人、宮之城中学校では4.8人に1台というふうになっております。

このような状況は全国の他の自治体でも同様の傾向があるものと思われませんが、これらのことを受けまして、文部科学省は、昨年、全国の学校で義務教育を受ける児童生徒に1人1台の学習用パソコンやインターネット活用を前提とした高速ネットワーク環境などを整備する5か年間の計画をまとめました。いわゆるGIGAスクール構想、これを打ち出しまして、この構想の実現に向けた令和元年度の補正予算案が令和元年12月13日に閣議決定されたところであります。

これを受けまして、本町におきましても、令和元年度の一般会計の最終補正予算に校内通信ネットワーク環境整備事業に要する経費を計上し、繰越事業として、現在各学校において整備工事が進められているところであります。

また、児童生徒1人1台端末整備事業につきましては、当初、国において、数年をかけて整備を図っていく計画でありましたが、今回の新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、ICTを活用した遠隔授業等の重要性を認識し、令和2年度の単年度において、全ての児童生徒に1台の端末整備を行う方針を示したことから、本町におきましても、先般の6月議会におきまして、必要な経費の予算措置をさせていただき、来年4月からの本格運用に向けて鋭意準備作業を進めているところであります。

次に、2点目の教育のICT化に係る教職員の研修についての御質問であります。

令和元年度の学校における教育の情報化の実態等に関する調査、この中での授業にICTを活用して指導することができるかという項目では、できると回答した教職員が全国では約70%であったのに対し、本町では76%と全国より高い傾向にあります。

これは、本町においては、平成27年度からデジタル教科書を導入しており、教職員が授業で積極的にICTを活用している結果ではないかというふうに分析をしているところです。

しかしながら、できないとする教職員がまだ24%ありますので、ICTを活用した授業の取組が求められている中においては、まだ課題であるというふうに言えます。

この結果を踏まえ、町教育委員会といたしましても、ICTを活用した取組を推進していくためには、教職員の指導技術の向上が喫緊の課題であるというふうに捉え、研修等を充実させるよう指導しているところであります。

現在、各学校には、教室や特別教室などにパソコンや電子黒板、大型デジタルテレビ、書画カメラ等のICT機器が配備されており、これらを活用した授業実践を図るとともに、校内研修においては外部講師を招聘して議論や技能の習熟を図ったり、各種資料やソフトを用いた演習等を行ったりして、指導技術の向上に向けた研修の充実を図っていきます。

また、オンライン授業等につきましても、この夏季休業中に実施した町の教育講演会では、例年と違いまして、講師のいる宮城県と研修会場となった役場別館3階、ここをウェブ会議システムでつなぎ、オンラインによる双方向の研修を行いました。このことは、教職員に対してオンライン活用の有効性について理解させるよい機会になったというふうに考えております。

また、11月には、ICTを活用した授業の進め方等についての研究の全国大会が鹿児島市で開催されます。この研修会は、鹿児島市の会場にわざわざ行かなくても、各学校からオンラインで参加ができます。このことを先日の管理職研修会においても紹介して、積極的な参加を促すように指導したところであります。

町教育委員会といたしましては、今後、タブレット端末等のICTを活用した授業実践を繰り返したり、外部講師等による校内研修、校外での各種研修会を重ねたりすることを通して技能の習熟を図るように指導してまいります。

以上です。

〔教育長 原園 修二君降壇〕

○**田野 光彦議員**

まず、第1点目の財政調整基金の状況ということで、町長に答弁いただきました。

町長が言われた財政調整基金の中で、債務の減債基金とかそういったものも、あるいはその他の特定目的基金もこれは含まれているのでしょうか。行財政資料によると、これは平成31年3月、平成元年とほぼ同じだと思うんですが、このときが財政調整基金約47億円、減債基金が20億円、特定目的基金が約34億円、合計で101億円ぐらいですか、この鹿児島県町村議会議長会から出されている行財政諸資料によると、そういうふうになっておりますけれども、先ほど町長が言われた減債基金というのは、別口あるわけですよね。その辺をちょっとお尋ねします。

○**町長 (日高 政勝君)**

お尋ねのこの関係については、財政調整基金ということでありましたので、財調の基金に限ったお答えをしております。ほかにはたくさん、いろいろですね、特定目的基金とか運用基金とかありますので、それとはまた別ですね。

○**田野 光彦議員**

判りました。

それで、このときの財政調整基金が約47億円で、先ほど町長が言われた2020年度末は約36億8,700万円ということで、18%の減少率だと。非常に少ない減少率であるんじゃないのかなとも思うんですが、財政調整基金の標準財政規模は、この資料でも約83億円程度と、こういうふうになっておりますので、先ほど町長が言われた10%から20%が適正だと。そうすると、さつま町はかなりの資金力というのか、56.6%ぐらいあるんじゃないのか。これは、町長の手腕なのか、あるいはスタッフの能力なのか、あるいは両方かもしれませんが、非常にいい傾向じゃないのかなというふうに思いますけれども、これほど財政調整基金を標準が10%から20%だと、標準財政規模からすると約20%としても16.6億円ぐらいなんですけれども、かなりの財政調整基金ではないのかなと。先ほどの町長答弁では、合併当時は9億円ぐらいだったんだということで、かなりため込んだのかなと。もうちょっと、例えば今回のコロナ対策でも町民の活性化のために、もうちょっと使ってもよかったんじゃないのかなというふうに考えますけど、その辺はいかがでしょうか。

○**町長 (日高 政勝君)**

先ほど、今年の実崩し額ということで、今回8号まで約3億円取り崩し、そして、当初予算のほうで9億1,000万円ということで、総額で12億8,000万円と申し上げましたが、12億800万円ということでございますので、訂正をさせていただきたいと思っております。

そして、今ありましたとおり、取崩し額は約3億円ということになっておりますけれども、財政調整基金の標準財政規模に対する割合については、先ほど申し上げましたとおり、これはあくまでも目安ということで、標準財政規模の10%から20%とか言われてはおりますけれども、ただ、先ほども申し上げましたとおり、これだけ持つととってもやっていけない。予算の編成も1億円取り崩すわけですから、20%持つととっても16億円ぐらいですよね。1年ずつ取り崩したら、来年の当初予算は組めないという状況になりますから、それでその途中に大きな災害が来たり、あるいはこういったコロナが、この予期しないものがあって、また、臨時的に大きなお金を出さんやいかんけん、そういう対応はできない、赤字を組まんやいかん、予算を。そういう事態になると、思い切ったいろんな事業、そのほか、今、学校建設やらやっつかんやいかんし、いろんな様々な社会福祉のそういう、子供、高齢者に対する扶助費、物すごい勢いで伸びていますから、そういうことに対応ができなくなってしまうんですよね。それで、ある程度の余裕はやっぱり持っていないと臨時的なこういうことに耐えられないと、そういう状況が

もう現実にあります。

交付税も、先ほど申し上げましたとおり、もう合併算定替えなくなりましたので、もうどんどん減っていきます。合併の当時からすると、今、数十億円減っているわけですから、交付税ではですね。

そしてまた、税収についても、特に今、人口も御案内のとおりどんどん少なくなる傾向でありますし、いわゆる生産年齢人口も減っていく、そうすると税収もこれからはそんなに大きく伸びるということは期待できません。一方では、歳出はどんどん伸びていく、一方では、収入はそんなに期待ができない。これは、将来の財政運用、安定的に調整をしていくためには、将来を見越して、やっぱり財政調整基金をしっかりと持って積立てをしていかないとなかなか難しくなるということです。こういう標準財政規模以上のものをもって、この積立てをやっているということでございます。

確かに、今、10%から20%じゃなくて、本町は56.5%。標準財政規模というのは、毎年、交付税の額が変わってきますので、あるいは税収も変わってきますので、額は変動します。83億円といっても今は80億円を下回っている、先ほど申し上げましたように79億円ですね。それに対してのことですから。

いろいろ、財政運営というのは、行政、これだけいろんなものが変動していきますと、特に少子高齢化の時代になっていきますので、よっぽど行政のサービスを落とさない、より質を高めていくとなりますと、そのために裏づけとなる財源というものはしっかりと確保していかないと、幾ら町民の皆様方から要望があっても、それはもう実現ができないということになっていきますので、そういう面からも財政調整基金の積立て、そしてまた、そのほかの基金もたくさんありますけども、そういう準備をしておかないと対応ができないということになっているところがございます。

○田野 光彦議員

町長の言われることは、よく判ります。

ほかの資料では、災害の発生した場合に、大きな災害があった場合ですね、被災者1人当たり40万円から50万円ぐらいの支援費用が必要だというふうに書いている資料があるんですが、これに国や募金などで賄ったとしても、その2分の1、25万円ぐらいは1人当たり必要であると。町民約2万人として、約50億円ということになるわけですけども、これは本当に大きな災害のときであって、現在44億円ということを見るとまあ町長言われるのは判るんですが、もう少し、今回の商品券にしても、額を1人1万円じゃなくて、もうちょっと多くてもよかったんじゃないのかなと。現金で配ると預金に回るわけですけど、商品券なんかは、まちの活性化にも役立つし、大体100%ぐらいの消費性向になると思いますので、これはまちの活性化には非常に役立つのではないのかなというふうに考えますけれども、現在のままでいかれるということなんでしょうか、その辺を伺います。

○町長（日高 政勝君）

昨日も二、三の議員の方々から、いろんなコロナに対する今後の対応についても御質問をいただきました。その中でもお答えしたとおり、まだ終息が見えないんですよ。これが長引くとなると、昨日もお答えしたとおり、地域の経済、町民生活のいろんなところに影響がきますので、そういうのを見極めながら、必要な対策をさらに打たんにやいかんということになるということをお知らせしたところであります。

そしてまた、もし運よく終息が見えたら、落ち込んだ経済をさらにまた回復をさせんにやいかんという、そういう段階での経済対策、そういうことも必要になってくるわけですので、今だけ

を考えて投資をするかとなると、あんまりやると先はお金がないということになってしまうんですね。やっぱりそういう先々を見た上で、財政運営というのはやっていかないと後々の米の飯というのは昔から言われてますけど、そういうことになると、町民サービス、町民の生活の安定には結びつかないと、そういうふうには私は考えているところであります。

○田野 光彦議員

非常にがっちり型の町長だなというふうに思いますけれども、長島町は財政調整基金が9億円と、それから湧水町は12億円と、こういうふうになっている点からすると、町長の言われる「将来に向けての」というのも非常に判りますけれど、もうちょっと現在の町の活性化に利用してもいいんじゃないかということを思いましたので、質問いたしました。

次に、教育のICT化の関係なんですけれども、先ほど教育長も言われました、文科省は昨年、児童生徒向けのPCタブレットを1人1台、通信環境と高速大容量の通信環境を一体的に整備する、GIGAスクールの構想を発表しております。このGIGAというのは、1テラとかギガのあれとは違うんですね。Global、Innovation、Gateway、Allの略だそうですけれども、ここでは小中学校、特別支援学校を対象に2020年度までに、端末は、2023年度までに実現する計画ということなんですけれども、そういう中で、先ほどは来年4月に向けて準備しているというふうに言われましたけれども、さつま町全体でブロードバンドの状況がですね、昨日、総務課長にもちょっと尋ねたんですが、今年全部じゃなくて、来年度までにほかの地区もという話だったんで、そうすると宮之城地区はそういったのがいいのかもしれないんですけども、永野だとか、ほかのところ、ブロードバンドが設置されていないところとの格差というんですか、盈進小とほかのところとの格差が出てくるんじゃないのかというふうに思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○教育総務課長（中間 博巳君）

まあ、恐らく光の関係だと思いますが、一応公共施設の学校につきましては、そういった設備が学校までは配信されておりますので、学校でそういった機器を整備しても、どこの学校も影響なく学校では使える状況にあります。

○田野 光彦議員

そうすると、ちょっと私は勘違いしていたのかもしれないんですけど、学校自体は、それぞれの学校は、今も使えるような状態であるということですね。

○教育総務課長（中間 博巳君）

今、議員の言われたとおりであります。

あと、学校内は、無線で整備をするということで、そちらのほうは、学校内の無線整備は、今、工事にかかっているところであります。

○田野 光彦議員

操作技術とかそういったものは、先ほどの教育長の答弁の中で、ICT活用のための研修も行っていると、それからオンラインのほうも宮城県等でやっているということでありました。

大体、これを使えるようになるというのは、本町では76%ということでしたけれども、あとの教員の方も来年の3月ぐらいまでには、大体使えるような状態になるということでしょうか。

○教育長（原園 修二君）

先ほど、どれくらい使えるかという話でした。これは、パソコンとか、学校に配備されているのは、例えばデジタル教科書を使ったり、大型テレビを使ったり、それから書画カメラ、実物投影機ですね、そういったものを使ったり、それからパソコンを使ったり、いろんなものをトータルとして不自由なく使えるかというようなことで、考えております。

それから、今、一番出ているのは、リモートで行うオンラインの授業とか、そういったものに関しては、現在、まだ、個人で持っているものを活用しながらしますので、それはまだちょっと、使っていないと、まだ研修をしないといけないと思うんですが、ただ、こういったテレビ会議システムやリモートに関しては、今テレビ番組等などで見ていまして十分やっていますよね。

それからあと、本町でありまして原子力防災の避難訓練のときなどは、県知事と、それから川内の防災センターと、それから関係の人とつないでテレビ会議をやっておりますし、そんなに全く未知というわけではないと思います。

ただ、機械が入ると、最初は慣れないことはありますけれども、携帯やスマートフォンに近いので、それに割とよく使っている世代にとっては、違和感なく受け入れるだろうなというふうに思っております。それと、ですから、研修をしながら、やはり、習うより慣れろといいますか、そちらでよく使うことによって習熟をしていこうというふうに思っています。

むしろ気をつけないといけないのは、こういった1人1台ずつの端末を仮に整備したとしても、パソコンやタブレットは万能ではありませんので、入れたからすぐ成績が上がるかという、決してまだそうではないというふうに思っています。

むしろ必要なのは、トータルとしての教師の指導力とか、そういったものがベースにないと、幾らそういったものを使っても、それがあっても、簡単に成果が上がるというふうにはつながらないと思いますので、機器を使えるその操作の技術というものと、それから本来のこの授業力、そういったものと両輪のようなふうに捉えながらの研修といったものが一番必要になってくるかと。これから特にそういった観点のものが注意していかないといけないのかなというふうに思っており、そういった内容の研修というものを考えてまいりたいというふうに思っております。

○田野 光彦議員

ちなみに、教育委員会、ここの学校教育課なり社会教育課と各小中学校とは、メールだとか、あるいはオンライン、そういったのはもう実際やられているのでしょうか。

○学校教育課長（界 敏則君）

各学校と教育委員会等でもメールとつながっております。そういった中で、日々、私どもも指導資料を送付したりとか、また学校から質問等が参りますので、それについてもメール等で随時答えるなどして各学校とは連携を図っているところでございます。

また、今年度末以降から来年度にかけては、校務支援システムなども入ってまいりますので、そういったものを活用しながら、こういったICTの活用等についても、今後もより推進を図っていきたいと考えているところでございます。

○田野 光彦議員

メールはどこでも使っていると思うんですが、テレビ画面でのやり取りとか、現地に行かなくてもお互いに、向こうの校長室と教育委員会と、そういったことはもうされているのでしょうか。

○学校教育課長（界 敏則君）

まだ、具体的に教育委員会と学校とのほうで、こういった遠隔システムを使ったやり取りは実施しておりませんが、現在、県のほうと各学校とではそういったこともやっておりますので、また、町教育委員会としてもそういったシステムを活用して、一堂に、役場に集まらなくても研修会を開くことができますので、そういった形を今後推進していきたいと考えておるところであります。

○田野 光彦議員

今、県の教育委員会とはやられていると、教育委員会と各小学校、中学校、まあ中学校1つしかないんですけども、やられてないわけですね、現実としては。例えばテレビでお互いに話し

合ったり、そういったことはどうなのでしょう。

○学校教育課長（界 敏則君）

今ありました県との遠隔システムの件につきましては、県の総合教育センターのほうで先生方の悉皆研修、例えば初任者の研修でありますとか、5年目の教員を終えました教職員の研修等については、県のシステムを通じて、各学校とオンラインで結んで実施をしております。そういうふうに、町のほうとしても県のシステムを活用しながら実施することは可能でありますので、また、そういった方法を今後利用して、研修等も進めてまいりたいと考えているところでございます。

○田野 光彦議員

私も前、学校にいた関係で、キャンパスが分かれておりまして、そのときは十数年前からテレビでの会議だとか、そういったのをやっておりましたんで、あえて尋ねてみましたけれども、ぜひそういうふうに、今後はもっともっと増えてくるんだろうと思うんですね。また、そうやっていかなければいけないんじゃないのかなというふうに思いますので、ぜひ検討していただきたいなと思います。

それから、もう一つは、夏休みに各先生方はどういうふうな過ごし方をされているのでしょうか。このICTを使った、そういったようなこともされているのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○学校教育課長（界 敏則君）

今年度、夏季休業が1日から2日短縮をされましたけれども、それ以外にも今年度から学校閉庁日などを設けたりして、今、働き方改革の一環として、この夏季休業中に先生方にもお休み等を取っていただく機会を持ったところであります。

そういった中におきましても、基本的には先生方は出勤をするのが当たり前でありまして、そういった中で各学校においては、研修を、これは先ほど教育長からございましたけれども、指導法の研修を行ったりとか、各学校では2学期に向けた準備等を行ったりとか、それから8月の20日以降でありますと、子供たちの夏休みの宿題等がその時期に出てまいりますので、そういったものを点検したりとかして夏休みを有効に活用している状況であります。

それぞれの学校においては、各学校長の指導の下、それぞれの職員が英気を養いながら夏季休業中を過ごして、2学期に向けた準備等を進めてきたところでございます。

そういった中で、ここ1週間になりますけれども、各学校、順調に2学期がスタートしているようでございます。

○田野 光彦議員

質問は、以上で終わります。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、田野光彦議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩をいたします。再開は、おおむね午前10時30分とします。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時28分

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、8番、岩元涼一議員の発言を許します。

〔岩元 涼一議員登壇〕

○岩元 涼一議員

質問に入ります前に、先日、九州各地に被害をもたらしました台風10号であります。幸い本町にとりましては、それほどの被害もなく安堵したところでありますが、消防団の皆さんには早朝より管内の見回り、倒木、倒竹の処理等に御尽力をいただいたところでございます。この活動に対しまして、心より感謝を申し上げたいと思うところでございます。

それでは、通告に従い3つの項目につきまして質問をいたします。

はじめに、米政策についてであります。

これまで国が主体となって指導していた減反政策の方針が転換され、「米の作付に対する取組は全国の各自治体の裁量に委ねる」とされたところであります。その方針に従って、自治体はそれぞれの事情や全国の動向を考慮しながら、本年産の生産に取り組んでいるところです。

日本の米の消費量は年々減少しており、国が新規需要米への誘導を促しながら主食用米の生産を調整していた時点では、ある程度価格が安定していたところでしたが、逆に価格の安定感が新規需要米に取り組んでいた地域を主食用米へと回帰させたとの見方もあるところです。

日本人が年間に消費する米の年間需要数量は、年間10万トンずつ減少しているとされており、今後の価格は、長期的に下落する方向にあるとの見方もされています。

今年は、特に新型コロナウイルスの影響により外食が控えられていることから、その傾向が顕著に現れているとのことであります。

本町は、水田農業からの脱却を目指し、水田の汎用化や新たな作目の導入など進めていますが、残念ながら結果が得られていないのが実情であります。

本年産の米の価格は決定しておりませんが、全国の主産地では下げ基調にあるとの報道もなされています。

本町でも、これまで新規需要米の取組がなされておりますが、それぞれ課題があるところでもあります。価格も含め、その課題解消に向けた取組を進め、農家に新規需要米も作目の一つとして選択できるような施策を進めていく考えはないか伺います。

次に、町外からの移住者を対象とした農地バンクの取組についてであります。農業者の高齢化と担い手不足は年を経るごとに深刻さを増し、耕作が不便だったり形状の悪い農地は、既に耕作放棄された状態にあります。区画整備された農地については、情報を共有し話し合いを行うことにより、継続的に維持していくとの地域の思いから何とか耕作している状況ですが、限界があるのも事実であります。

町とされても、様々な施策を講じながら農地を維持していけるような取組を進めているところですが、今後、耕作者が亡くなられる、あるいは体調不良によりリタイアする農家が出てくることは避けて通れません。次の世代を担う人材がいなくなれば、外部からの人材に期待するのも一つの手段ではないかと考えます。これまでも外部からの新規就農者もいましたが、水稻作を中心とした経営に取り組めるような環境を整備できないか、そのために、農地集積バンクによる農地の集約化や集団化の一員として、町外からの人材を受け入れられるような体制づくりについて検討する考えはないか伺います。

次に、次期町長選に向けた町長の現在の心境についてであります。

さきの3月定例会において同様の質問をしたところでありますが、その時点においては、任期の仕上げの年であることから、残された任期を町長として全身全霊で取り組んでいくと。進退について明確にされず、しかるべき時期が来たら表明したいとのことであったかと思えます。残り

任期も半年となった現在はどうのような心境になっておられるか、次期町長選に向けて出馬を表明される考えはないか、お伺いをいたします。

なお、この3点目につきましては、質問の最後のほうで再度お伺いをいたしたいと思っておりますので、答弁はそのときで結構でございます。

〔岩元 涼一議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

岩元涼一議員から農業政策ほか1項目についての御質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の今後の米価の動向による新規需要米への取組についてでございます。

米の需給調整につきましては、平成29年産までは国からの生産数量目標等の配分に基づきまして調整をされていたところでございますが、平成30年度以降は、議員からございましたとおり、県から生産の目安というのが示されまして、各農家が営農計画書を作成して水稻の作付を実施しているところでございます。

本町におきましては、各生産者への生産の目安の提示はいたしませんけれども、さつま町の農業再生協議会によりまして、町全体において生産面積や生産量、実需者の需給見通しなどの生産の目安を情報提供しまして、生産者は自らの経営戦略に基づき、生産の目安等の情報を活用しながら、需要に応じた米生産に取り組んでいただいているところでございます。

主食用米の需給をめぐる情勢としましては、人口減少や1人当たり米消費量の減少によりまして、主食用米の需要というのは減少をしております。議員からもございましたとおり、これまで毎年10万トンずつ減ってくるという一つの定説があったわけでございますけれども、2019年産米においてはその倍、いわゆる20万トン減という非常にショッキングな減少幅になってきております。

本町は、水田面積が全耕地面積のうち67.1%を占めておるところでございますが、町の農業再生協議会におきまして、経営所得安定対策推進事業や産地交付金を活用して水田を生かした農業生産、農業経営を振興するために、清酒用の米あるいはレトルトの米飯、煎餅などの原料となる加工用米やWC S用の稲、飼料用米などの新規需要米への転換を進めて、これからも進めていく必要があるかと考えているところでございます。

また、最近の本町の転作における戦略作物の推移としましては、令和元年度実績であります、WC S用稲が181.9ヘクタールで前年比12.7ヘクタールの減、飼料用米が1.3ヘクタールと前年度比28.2ヘクタールの減少でございます。なお、加工用米につきましては65.1ヘクタールと前年比35.5ヘクタールの増となっております、本町の生産者も加工用米へのシフトがあるようでございます。

町農林技術協会普通作物部会等によりまして、栽培技術の向上に向けた青空教室等研修会の実施や水稻管理情報看板等によりまして、適期作業あるいは適期防除の周知、啓発を図りながら、品質の良い米作りをこれからも推進をしてみたいと考えております。

とにかく、米余りということがございます。特に今年はコロナもありまして、家庭消費は伸びたみたいでありますけれども、やはり業界のほうはかなり在庫、いわゆるこの移動自粛の関係でそういうお店なんかの需要というのがかなり減って在庫があるというふうなことになっておりまして、非常に価格面が心配をされるところでございます。

次に、2点目の国が設置をしました農地集積バンクについてであります。

その担い手の候補としまして、町外からの希望者を募集するような施策は検討できないかとい

うこととございます。

農地の集積について、貸し借りという点では、従来から農業委員会あるいはこの関係機関等によりまして地域の担い手、一定程度の農地が集積をされておるところでございます。

近年は、大規模農家や集落営農組織についても労働力不足があるというようなことになっておりまして、農地の維持管理にも苦慮されている現状がございます。

国におきましては、令和元年度から農地バンクを設置して、農地の貸し借りを一元化しました。

町におきましては、担い手育成支援室で農地の貸し借りの情報を農業委員会等と連携をしながら、情報収集をしながらスムーズな農地の契約を進めているところでございます。

一方で、担い手の労働力不足から借り手が見つからないという事態も散見されておりまして、御質問のとおり、町外の借り手も一つの手法と考えております。

しかしながら、新しい耕作者の経営方針とか、あるいは栽培手法の違いから農地の管理が十分でない、あるいは病害虫防除ができていない、そういった声も上がってきておりますので、一つの懸念材料と考えております。

町におきましては、町境はかねてから農作業の手法など意思疎通されておりますので、貸し借りも問題なく進むと思っておりますが、そのほかの地区については、さらに情報収集をしていると考えますので、農業委員会あるいは農地利用適正化推進、これらの皆さん方の活動によりまして、貸し手、借り手の意向を十分把握しながら進める必要があるかと考えております。

地域の農業を話し合います農業を考える会等で、農地の情報を共有しながら、現在の農地の実態、これからの担い手につきましてもさらに議論を進めていただきたいと考えておりまして、その支援策として担い手育成支援室とか、関係機関との連携をお願いするものでございます。

2項目めのことについてでございます。

次期町長選挙についての意欲についての現状の心境についてということでございます。

今ありましたとおり、（発言する者あり）コロナ禍の有事のときでもありますので、このことについては、議員からありましたとおり、最後のほうでお答えをさせていただきます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○岩元 涼一議員

3問目について町長から発言があるのか、ちょっとびっくりしましたが、あとのほうで結構でございます。すぐ移りますので。

先ほど質問の中で申し上げましたけれども、今度、新規需要米ですね。国は、主食用米の数量を調整するために新規需要米、先ほどありましたように飼料用米、加工用米、酒造適合米あるいはWCS、そういったものにシフトするように助成を出したりして向かうようにさせていたわけですけれども、そのおかげで、といいますか、主食用米の価格がある程度安定していたものから、逆にそちらのほうへ作付が移ってきたというような実情があつて、今年産は、特にそういうのが心配されると。

町長のほうから言いましたとおり、2019年産も相当民間在庫が積み上がっていて、それにまた20年産が出てくれば、相当の余剰米が出てくるのではないかとということで、仲卸等が相当最初で牽制してバリアを張っているところです。そうなりますと、価格的に引き下げられるというのが目に見えているところでございます。

本町でもその新規需要米に取り組んでいるわけですけれども、WCSあるいは飼料用米については減であるが、この加工用米については伸びているというようなことですが、伸びた要因というのはどのようなことであるか、担当課のほうではどのような分析をされているかお聞かせください。

○農政課長（四位 良和君）

議員御指摘の加工用米については、元年産作付から2年計画と申出のありました分については、伸びが見込めている状況でございます。

この要因としましては、産地交付金、国が行う戦略助成に加えて産地交付金等での誘導策を図ってるという部分もあろうかと考えております。町で反当たり1万5,000円の追加交付金を行ったり、団地加算金等を行ってこの転換作物への推進を図っているということも一つの要因かと思えます。加えて、このコロナ禍前においては、加工用米の需要が多かった、特にインバウンド等で外国人による外食産業の活性化やそういったもの等で加工用米の需要等が、もちろん煎餅等もあるわけですが、そういったものが見込めるということで、この転換が大きく図られてきたという要因もあろうかというふうに分析しているところであります。

○岩元 涼一議員

WCS、それからこの飼料用米、ここは逆に減っているというようなことでございますが、この点については、どのような分析をされているか。

○農政課長（四位 良和君）

御指摘のとおり、WCSについても大変な伸びを示してきましたが、ここ最近、面積等の拡大が図られていない状況でございます。

この要因としましては、収穫時期は実が完熟する前の時期で、取り入れ期間が非常に短いということ、それから秋雨前線の頃での取り入れを指導してますので、なかなか大型機械でずっと回っても取り入れ栽培面積が拡大していくような、なかなか難しいというところがあります。県と一緒に拡大面積等の研究もやっているわけですが、どうしても時期が限られるというところで、181.9ヘクタールで頭打ちの状況になってるのかなあと考えております。

飼料用米については、大きなグループ等があったわけですが、町外の農協さんへの搬出の運搬とかそういったものを考えると、加工用米のほうの転換がいいということもございまして、現在は、飼料用米から加工用米のほうの転換が図られてるといった状況があるようであります。

○岩元 涼一議員

飼料用米につきましては、出荷まで生産者が保管をするというところがネックになっているようでございまして、ここ辺については、JAとの協議とか、その辺に価格面とか、そういうのについてJAとの協議も必要ではないかと思うんですが、そこら辺についてはいかがですか。

○農政課長（四位 良和君）

飼料用米につきましては、系列の鶏とかそういったところへのグループへの出荷ということで、戦略として、さつま町再生協議会の事務局が、町も一緒にワンフロアでやっておりますけれども、農協さんのほうでありまして、飼料米のほうに少し重きを置いていないといいますか、加工用米のほうに力を入れていきたいんだというようなこともございまして、価格につきましては、議員御承知のとおり、戦略作物は取れ高の5万5,000円から10万5,000円ということでありますので、いいものを作っても、先ほどあったように、運搬の経費とか農協さんがなかなか取り扱ってくれないというか、そういった戦略的なこともありまして、需要が進んでないと、取組が進んでないという現状があろうかというふうに考えております。

○岩元 涼一議員

価格の面等について、安いですので、そこ辺がある程度ネックになっているのかなという気がするんですが、町長にもお伺いいたしますけれども、飼料用米、加工用米についても助成というか、産地交付金等を活用されているわけですが、その飼料用米等についても価格が大変低いというようなところもございまして、ここ辺は、誘導するために、政策的に価格の上乗せ、主食

用米と同等ぐらいというような方向もあるのではないかなと思うんですが、そこ辺についてのお考えをお聞きいたします。

○町長（日高 政勝君）

主食用米の価格を安定する、下がらないようにする一つの手段として、こういう飼料作物とか、加工用米という形のWCSであってもですが、こういう方向に切りかえをお願いしておるわけですが、要は飼料用米については、運搬の問題とか、保管の問題とかいろいろあるようでございます。最近、いろいろそういう課題もありまして、加工用米のほうにシフトしていくというようなことになっておるようであります。

いろんな交付金の関係もありますので、そういう流れになっているかと思えますけれども、飼料用米は、国の場合、やはり重量とか、そういう重量がたくさんあったらたくさんやるよとか、いろいろ手続にあるようでありますから、町として、こういう、先ほど言った課題が解決の方向があれば、そういう助成の関係というのは検討も必要でしょうけど、なかなかそういう課題の解決がはっきりとないとそちらに補助金をやってもどうかなあというのがありますので、その辺はまだ、現場の状況とかよく考えた上で対処していく必要があるかと思っているところであります。

○岩元 涼一議員

これにつきましては、国策も絡んでまいりますので、ここで議論をしても難しい面が、結果が出ない面があるんですが、しかし、やはり平準化といいますか、主食用米の価格をある程度維持しながらとなれば生産を抑えるしかないわけでございまして、それをするための新規需要米ということ政府が打ち出してきているわけですから、ここを見極めてちゃんと対策を講じるといいますか、そこは難しい課題ではあるかと思いますが、長期的な視点、そこ辺はやはり検討をする余地があるのではないかなと思うところであります。

あと、先ほどのWCSのことについてであります、国のほうは隣接する圃場からの同意書、これについては必要ないというようなことのようにありますが、この点について、課長で結構です、お聞かせください。

○農政課長（四位 良和君）

本町におきましては、WCS稲につきましては、隣接する圃場からの同意書を求めているところで、再生協議会は求めているところであります。

その理由としましては、これまで取組の中で、主食用米を栽培される方等からの苦情もあつたりとか、農薬散布の関係等でドリフト等がないようにという形もあつて、「あ、隣にWCS植えているんだなあ」ということがお互い共有して判るような形で、これまで取ってきたところであります。

ここの同意書を求めているところについては、これまで開始前の説明会についても特段その苦情はないところでありますし、今後も、ここはお互いが納得した形での作付という形で、この同意書のほうは続けていきたいなあというふうに考えているところであります。

○岩元 涼一議員

同意書は必須ではないということでしたよね。そういう理解でいいですか。

○農政課長（四位 良和君）

国は、提出する書類の中には同意書は求めているところではありません。

町独自の政策として、同意書をいただくようお願いしているところであります。

○岩元 涼一議員

細かいことを言うようでございますが、このWCSの同意書については、お願いしてくれとい

うような話ではございますが、実際、そこが生産者まで浸透していない側面があるのではないかなあという気がします。

それで、できたらここを徹底されるように。その圃場を示す紙が配布されて、それを圃場に設置するようになってはいるんですが、配布されたらすぐ貼りなさいという指導はされているんですけども、中にはそれをされない農家も見受けられるということで、そうなりますと、先ほど課長のほうからもありましたようにドリフトの関係ですね、ここ辺がちょっと、じゃあ、どこが責任を取るか、みたいな形になってくるとお互い困りますので、そういう点については、指導を徹底されるようにということで申し上げておきたいと思えます。

現状の、主食用米等の価格が低下する、必然といいますか、今の全国的な状況を見ますと避けて通れないだろうなということを感じておりますので、そのリスク分散といいますか、そういう意味からもこの新規需要米ですね、これについては選択肢の一つとして農家が取り組めるような体制づくり、これも必要だと思いますので、その体制づくりに向けて模索、協議をしていただきたいということでございます。

次に、外部からの移住希望者といいますか、そこになれば、担い手育成支援室だけでなくふるさと振興課ですか、そこ辺との絡みもあるんですが、そこらは今日はさておきまして。

現在、コロナの影響で、先ほども出ておりましたけれども、オンライン、そういうことで在宅勤務、テレワークですか、そういう形が進んできております。中には、地方のほうに住んでも影響がないというような、職場といいますか、そういうものもあるようですし、それからこのコロナによって、先ほども出ていますインターネット、光ケーブル、これを町内全域、前倒しして整備していく方向であります。

そうなりますと、これまで移住者を受け入れるためにはこういうのは必要だということを質問等でも言ってきたわけですが、それが整備されるとなれば、本町もその移住の対象地に選ばれるのではないかなあという気がします。そうなりますと、私が先ほど申し上げましたように、田舎で米作りをしてみたいとか、そういう希望される方もおられるやもしれません。

そこ辺に対応するために、そういう整備をしながらホームページ等に載せていく、そういうのも必要じゃないかなあという気がするんですが、昨日は町長のほうからそういう部門については簡単に参入できないというな答弁もあったかと思うんですが、それは実際、町長の言われるようにだとは思いますが、もうそれを言ったら始まりませんので、定年帰農される方とか、そういう方を対象に、さつま町ではこういう農地付きの、言えば定住希望、そういうのもしていますよというようなことをできるような体制づくりというのはできないのか伺います。

○町長（日高 政勝君）

今人口減少の中でありまして、いかに人口増を図っていくかというのが、まあ命題と言っているかと思っておりますけれども、今ちょうど情報化社会になって、今年は、特にコロナの関係でリモートワークなり、こういうテレワーク、相当議論になったところでございます。

それで、いろいろ情報によりますと、都会に住んでいる若者たちがこの地方で、やっぱり、今おっしゃったような農業にしろ、その他の産業にしろ、移住、例えば移住じゃなくても2地域居住化という形になっていくのではないかと、大いに期待もされております。

したがいまして、今回の光ファイバーの整備によりまして、非常に、そういう点ではいいスタートになるのかなあと思っております。

私も、こういうテレワークができるような、そういう場所等についても、例えば学校も空いてくるから、そういうところが何か活用はできるのかなあ。研究もしてくれということも指示はいたしておりますけれども、非常に、ある意味ではいいチャンスになるんじゃないかと思っております。

るところであります。

やはりそういった整備をして、1週間、週末でも来ていただいて、この地方でそういう生活をしたり、あるいは都会のほうの本社のほうと連絡を取りながら田舎で仕事をすると、そういうこともできるわけでありますので、新たな社会を構築するためには、そういう取組というのは、これから非常に大事になってくるかなあと思っているところであります。

それで、今そういうことは既に部内でも検討するようということとはもう指示をいたしておりますので、せっかくこうして多額の経費を使って光ファイバーの整備を全町的にするわけですから、そういうきっかけをつくり、一人でも都会からそういう方がおいでいただければ本当ありがたいと思っておりますので、これを検討させていただきたいと思っているところであります。

○岩元 涼一議員

町長のほうからも「いい機会であるので」というような答弁があったわけですが、田舎暮らしを希望される方、当然、定年帰農、出身者の定年帰農ですね、そういうところもおられると思いますので、そういうのを対象にしたような、そういった、できましたら、先ほど言いましたように農地付きですね。そこから、少しずつでもいいですから、そういうのをすることによって、それがきっかけになってというような事例にもつながるかもしれませんので、そこ辺については、先ほど申し上げました、この土地については農業委員会、担い手育成支援室、農政課、定住、ふるさと振興課ですか、そこ辺がありますので、庁舎内において前向きに協議できるような形にさせていただければと思います。

昨日町長も農地中間管理機構にということでございました。それは理解しておりますし、我々の地区でもそういう話合いが進んでいるところなんですけど、ただ、農地中間管理機構に預けてもそれを受け継ぐ担い手がないことには、話はそこでもう止まってしまうわけです。

ですから、預けた人は安心かもしれないけど、恐らく農地中間管理機構は、次が見つからないと、また預け手に返しますから、そうなっては同じことですので、その前にそれを引き継いでいけるような人材を育てていく。町長のほうからも一生懸命頑張っておられるということも判りますし、非常に難しい問題であると思うんですが、そこ辺については、外部からの人材登用というのも一つの方法かなあと思っていますので、これをチャンスと捉えて政策的に進めていただきたいと。

ここ二、三年、四、五年で結果が出るものでもありませんので、長期的な視点に立った政策として進めるべきではないかなということ、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいということを申し上げておきたいと思えます。

本日のメインの質問でございますが、先ほど申し上げましたように、3月定例会においては、仕上げの年であることから、残りの任期を全身全霊で取り組んでいくというようなことで、進退については明確にされなかったわけですが、この9月議会も加えて残りが半年となったところで、現在の心境はどのように考えておられるのか、次期町長選に向けて出馬を表明される考えはないかお伺いをいたします。

○町長（日高 政勝君）

2期目の、この2項目めの次期町長選挙に向けた意欲についての現在の心境ということについてでございます。

3月の定例議会に続きまして今回の議会の一般質問の中でも、ただいま御質問をいただいたところでございます。

3月議会の場合、まだ、1期が4年間という期間でございますが、その時期はまだ1年ちょっと残っておりますので、その段階では時期的な関係から明確な意思表示もできなかったところでございますが、今回は今月を含めて残り8か月ぐらいですかね、迎えておりますので。

これまで熟慮を重ね、家族や後援会長ともお話をいたしまして、次期町長選挙には立候補せず引きたいと決断をいたしました。

合併後の喫緊の課題でございました県北部豪雨災害から河川の激特工事、鶴田ダムの再開発工事、これらが完成をしまして、いわゆる災害に強いまちづくりが実現をいたしました。

また、半世紀一回とも言える懸案のこの行政のシンボル、いわゆる防災の拠点施設でもございます本庁舎の建設、そして3町合併後の借金体質財政からの脱却、先ほどもいろいろございましたとおり、実質公債費比率、合併で20.2%、国は18%を超えたら許可制にするというようなことでもございまして、それから令和元年度におきましてはそれを4.2%まで改善をされたということ、それから基金造成、先ほどもございましたけれども、合併時、基金全体で29億1,600万円ございましたが、令和元年度末におきましてはこれが94億7,100万円ということで、健全財政の方向には取組がなされたかなあと考えているところでございます。

それとまた、各行政分野の、合併当時、それぞれのこの町で、3町でいろんなことを取組されてきて、合併後におきましては、やはりいろんな、同じ仕事でもばらつきがあったと、そういう行政の不均衡の整理によりまして、新しいまちのさつま町としての基盤づくりができたのではないかと考えております。

特に、私が就任後、いろいろと取り組んできた重点的なことにつきましては、子育てに支援する各課の取組、子育ての専門相談員の設置、出張助産所の開設、各種予防接種への助成、町内初の児童発達支援センターの整備促進、幼児から小中校生に至るフッ化物の洗口実施、これはまだ県内でも中学生までやっているところは少ないわけですが、子供たちの虫歯が非常に先駆的になくなっている、少なくなっているという事例がございまして。

それから、保育料や副食費、学校給食費の軽減、学童クラブの開設増、高校生までの子供医療費の無料化、その他の学校統合とかいろいろありましたけれども、教育施設のいろんな施設設備の改善、まだまだ足りないところがありますけれども、こういった整備促進、学校教育環境の整備ということにも取り組んだところでございます。

そのほかの健康寿命の延伸ですね。非常に高齢化が進んでおります。県内でも高い高齢化率でございしますが、それなりに健康寿命の延伸というのは、非常に大きな課題でございまして。特定健診率、特定保健指導率、8年連続70%を超えるということで、県内でもトップクラス、全国でもベスト10に入るところになってきております。

基幹産業である農林業の振興とか、社会資本整備、いろんな道路とか河川がありますけれども、空港道路とかありますが、こういった社会資本整備などによりまして、一応の未来社会に向かつての方向性づくりというのができたのではないかと。

そういうことを総括いたしまして、十分とはいきませんでしたけれども、この期をもって退き、新たな時代を切り開く若い世代の方に町政を託してまいりたいと、そういうことを考えております。

もちろん、今コロナ禍で、非常に大変な有事の状況下にございますので、任期いっぱい緊張感を持って誠心誠意、最大限の努力をする覚悟でございまして、よろしく願い申し上げます。

○岩元 涼一議員

3期12年、それこそ全身全霊、馬車馬のように働かれてこられたということは、衆目の一致するところではないかなあと思います。

町長が今回で退くという前提で私も考えておりませんでしたので、引き続き出馬されるものというような形で自分は考えていたものですから、ちょっと驚きをもって受け止めたところでございます。

まだまだ気力、体力ともに充実されているようにも見受けられますし、このコロナウイルスが課題となっている中で、大きな決断をされたということでございます。

先ほど町長のほうから、これまでの任期中のことについてお話がございましたけれども、町長がこれまで取り組んでこられた施策、そしてその施策が実を結んでいるもの、そういうものが多々非常に大きい成果があったのではないかなあと私は私なりに評価をするところであります。

後進に道を譲りたいというふうなことでございます。

後継者指名とか、そういうことはもうちょっとできませんので。

指導者、指導される立場、リーダー的立場の人が、県内のほうでも勇退されるというようなことでございます。時代が引き継がれていくのかなあとという気がいたしておりますが。

これまで町長が果たしてこられました責務、そして取り組んでこられました課題解決に向けての努力、そういう全てのもろもろに対しまして心より感謝申し上げますとともに敬意を表します。

これから、また、いろんな面で御指導をいただければと思います。

御苦労さまでした。

半年、残りの任期はもう全身全霊で取り組むということでございましたので、そういう前提のもとで申し上げまして私の質問を終わります。

○議長（平八重光輝議員）

以上で、岩元涼一議員の質問を終わります。

以上で、通告に基づく一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。再開は、おおむね午前11時25分とします。

休憩 午前11時11分

再開 午前11時24分

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから、9月4日に提案がありました議案第60号から議案第65号までの議案6件について総括質疑を行います。なお、質疑にあつては、総括的な事項について質疑を願います。

△日程第2「議案第60号 さつま町定住促進住宅団地の貸付及び譲渡に関する条例の一部改正について」、日程第3「議案第61号 さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、日程第4「議案第62号 さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について」

○議長（平八重光輝議員）

まず、日程第2「議案第60号 さつま町定住促進住宅団地の貸付及び譲渡に関する条例の一部改正について」から、日程第4「議案第62号 さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について」までの議案3件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については説明済みです。これから、議案第60号から議案第62号までの議案3件について一括して質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第60号から議案第62号までの議案3件については、配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第5「議案第63号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第5「議案第63号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」を議題とします。

本案の提案理由については、説明済みであります。これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。

○宮之脇尚美議員

1点だけお伺いをいたしますが、歳入のほうで国庫支出金の中で15款2項1目、補正予算書では11ページになりますが、4億88万円ということで歳入が入っております。今回、コロナ対策で本町も12億円ほどの取崩しをして、国でも従来から地方における、各自治体におけるコロナ対策、特にこの経済対策については支援を行おうということを閣議決定しまして、いろいろこれまで議論されてきているようではありますが、今回、この4億円については多分、歳出を見ますとブロードバンドの追加事業における財源充当ということになっておりますけれども、これについても自治体の裁量権でもってどの財源に充てるということが可能なのかどうか。今回は全額をブロードバンドということではありますが、そこら辺について若干お聞きをいたします。

○財政課長（原田 剛志君）

国の支援といたしまして、この臨時交付金があるわけですが、支援の内容といたしましては、町が単独で行う事業に関して対処するというので、これまで感染症対策あるいは経済対策ということで事業を組んできております。

先ほど、前回の一般質問の中でも町単独事業で約4億8,000万円程度ということで言っておりますが、このほかに国庫補助事業で行っておる光ブロードバンド、今回、2次補正の部分がありますけれども、2次補正の補助対象ではなくて対象外の約1億3,000万円もこの町単独事業ということで認めていただいておりますので、そういう形で充当したところでございます。

それと、今回ブロードバンドのほうに4億円近く充当しておりますけれども、あと一つ、この2次補正で行いました光ブロードバンドの関係につきましては、国庫補助の補助裏につきましても約80%相当額が臨時交付金ということで、これは国庫補助に対する部分でございますが、単独事業とは別に一応配分される予定でございます。これは3次の申請ということで、最終的に来年になりましてからの申請になるかとは思いますが、そういう形でございますが、その部分と合わせまして今回4億円計上したところでございます。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにありませんか。

○新改 幸一議員

私のほうは所管が違いますので、農政課長のほうに1点だけ御質問をいたします。

説明資料の19ページの上段なんですけど、中山間地域等直接支払事業費のドローンによる中山間現地確認省力化モデル地区調査業務ということで、48万円程度予算を組んであるわけですが、先ほどの農業政策についても同僚議員のほうから質問がございましたけれども、これから先の農業に対するいろんな経営の形が変わっていくんじゃないかというふうに思っていると

ころでもございます。特に国が進めますスマート農業の推進という立場の中で、ドローンが農業新聞やいろいろ見てみますと記事に載っているようでございますけれども、ドローンがさつま町内に現時点で何台導入されているものかというのが1点と、そのドローンによる地区の調査業務という、48万円かけてのこの調査業務というのは、具体的にはどんなふうなことをされるのか、そこのところをお聞きしたいと思います。

○農政課長（四位 良和君）

議員御質問のこの事業でございますが、毎年度、国の事業であります中山間地域等直接支払制度につきましては、その作付状況を現地確認しないといけません。

御承知のように、現地確認のための現地の案内人の方をお願いして農政課農政部門職員が現地に行くわけですが、このドローンにつきましては、今回、県の事業を導入しまして現地確認の省力化モデル事業ということで導入したものであります。

この理由としましては、案内人が近年高齢化していてなかなか見つからない、それから、よく新聞紙上等で出ておりますが農政部門の職員数の減少等によって確保ができない、こういったことによって、先ほど議員御指摘のようにドローン等によってこの現地を省力化して確認できる方法はないかということで、今回モデル事業として行うものであります。

なお、本町にも消防本部あるいは耕地林業課等にもドローンはあるわけですが、業者に委託することで、いわゆるオルソデータといって細かい分析をして地上の凹凸部分を、中山間地でありますので、この凹凸部分をはっきり作付けができていて、できていないというのが分析できないかどうかのテスト確認をすると、そのための業者委託をして行うための事業でございます。

1点目の本町にドローンがどの程度あるかということですが、農薬散布のためのドローンということで詳細にちょっと把握しておりませんが、今回、国の経営継続補助金、コロナウイルス対策による経営継続補助金ということで農協等がまとめた資料等見てみますと、十数台購入して取組をされる。既に二、三か所の取組をしているところはあるようですけれども、加えてこのコロナ対策の補助金を活用して来年度以降、大幅にこのドローンによる散布が増えるのではないかなというふうには期待していますし、考えているところであります。ちょっと数のほうについては個々に購入されていますので、全体を把握しているところはございませんが、以上で答弁を終わります。

○議長（平八重光輝議員）

よろしいですか。ほかに質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第63号については、配付してあります議案付託表のとおり、分割してそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第6「議案第64号 令和2年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第7「議案第65号 令和2年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第6「議案第64号 令和2年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第

2号) 」及び日程第7「議案第65号 令和2年度さつま町上水道事業会計補正予算(第2号)」の議案2件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については説明済みであります。これから、議案第64号及び議案第65号の議案2件について一括して質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(平八重光輝議員)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第64号及び議案第65号の議案2件については、配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

本日から9月14日までの常任委員会の審査会場は、総務厚生常任委員会が第1委員会室、文教経済常任委員会が第2委員会室となっております。

△散 会

○議長(平八重光輝議員)

以上で、本日の日程は、全部終了しました。

9月25日は、午前9時30分から本会議を開き、各議案の審議を行います。

本日は、これで散会します。

散会時刻 午前11時36分

令和2年第3回さつま町議会定例会

第 4 日

令和2年9月25日

令和2年第3回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 令和2年9月25日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	上 囿 一 行 議員	2番	上久保 澄 雄 議員
3番	三 浦 広 幸 議員	4番	柏 木 幸 平 議員
5番	米 丸 文 武 議員	6番	田 野 光 彦 議員
7番	舟 倉 武 則 議員	8番	岩 元 涼 一 議員
9番	朝 倉 満 男 議員	10番	岸 良 光 廣 議員
11番	新 改 幸 一 議員	12番	宮之脇 尚 美 議員
13番	川 口 憲 男 議員	14番	森 山 大 議員
15番	新 改 秀 作 議員	16番	平八重 光 輝 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	萩木場 一 水 君	議事係 長	竹 下 和 男 君
議事係 主査	西 浩 司 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日 高 政 勝 君	副 町 長	上 野 俊 市 君
教 育 長	原 園 修 二 君	総 務 課 長	崎 野 裕 二 君
企画政策課長	角 茂 樹 君	財 政 課 長	原 田 剛 志 君
税 務 課 長	松 山 和 久 君	町民環境課長	下 田 良 二 君
保健福祉課長	佐 藤 秀 樹 君	高齢者支援課長	有 村 哲 君
子ども支援課長	羽 有 郁 夫 君	農 政 課 長	四 位 良 和 君
水 道 課 長	三 角 芳 文 君	代表監査委員	新屋敷 浩 君
監査委員事務局長	久保田 春 彦 君	消 防 長	田 中 俊 朗 君
教育総務課長	中 間 博 巳 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第60号 さつま町定住促進住宅団地の貸付及び譲渡に関する条例の一部改正について
- 第 2 議案第61号 さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 3 議案第62号 さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について
- 第 4 議案第63号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第8号）
- 第 5 議案第64号 令和2年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 6 議案第65号 令和2年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）
- 第 7 議案第68号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第9号）
- 第 8 議案第69号 令和2年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 9 議案第70号 令和元年度さつま町歳入歳出決算の認定について
- 第10 議案第71号 令和元年度さつま町上水道事業会計決算の認定について
- 第11 報告第 6号 令和元年度さつま町一般会計継続費の精算報告について
- 第12 報告第 7号 令和元年度健全化判断比率の報告について
- 第13 報告第 8号 令和元年度資金不足比率の報告について
- 第14 議員派遣の件
- 第15 閉会中の継続調査の件

△開 議 午前9時30分

○議長（平八重光輝議員）

おはようございます。ただいまから、令和2年第3回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。

農業委員会会長から、本日の会議に欠席する旨、届出がありましたのでお知らせします。

本日の日程は、配付してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「議案第60号 さつま町定住促進住宅団地の貸付及び譲渡に関する条例の一部改正について」、日程第2「議案第61号 さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、日程第3「議案第62号 さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について」、日程第4「議案第63号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」、日程第5「議案第64号 令和2年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第6「議案第65号 令和2年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）」

○議長（平八重光輝議員）

日程第1「議案第60号 さつま町定住促進住宅団地の貸付及び譲渡に関する条例の一部改正について」から、日程第6「議案第65号 令和2年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）」までの議案6件を一括して議題とします。

これから、それぞれの常任委員会に付託した議案について、各常任委員長の審査報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

〔上久保澄雄議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（上久保澄雄議員）

おはようございます。総務厚生常任委員会の審査の過程と結果について御報告を申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、慎重に審査を行った結果、「議案第61号 さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、「議案第62号 さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について」、「議案第63号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」関係分及び「議案第64号 令和2年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」以上の議案4件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第61号 さつま町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

質疑の中で、保育料等の支払い先についてただしましたところ、これまで町を経由して保育所に支払われていた副食費等は、今回の改正により、直接保育所に支払うことになるとのことでもあります。

次は、「議案第62号 さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、鹿児島県の医療費給付制度として、医療費助成を住民税非課税世帯の高校生まで拡充することに伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

質疑の中で、町の負担額がどのように変化するかただしましたところ、本町では、既に対象者を高校生まで拡充して実施していることから、県の助成対象が拡充されたことに伴い、町の負担額は減額されるとのことであります。

次は、「議案第63号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」の関係分についてであります。

まず、歳出の1款1項1目議会費については、議員報酬の3か月分10%の減額及び各種研修会等の中止に伴う旅費を減額するものであり、200万4,000円が減額されております。

次に、2款1項6目情報システム費の光ブロードバンド基盤整備事業については、光ケーブルの基盤整備において国庫補助の採択を受けたため、町の持ち出し分を減額するとともに、次年度以降の対象地域を一括して計上されたものであり、4億320万円が計上されております。

質疑の中で、今後の事業計画をただしましたところ、今回の国の2次補正予算に計上されている高度無線環境整備推進事業を活用し、事業を前倒しで進めることとし、現在、事業者を通して補助事業の申請を進めているとのことであります。これには、国の事業推進や指導もあり、今回の補正予算に計上して、令和2年度事業として位置付けがなされているが、繰越明許費を設定して、令和3年度、令和4年3月31日までの事業として進めていく予定とのことであります。

次に、2款1項13目財産管理費の財産管理事務費については、マイクロバス利用の減少に伴う減額及び旧薩摩庁舎外壁補修等であり、71万8,000円が計上されております。

質疑の中で、旧薩摩庁舎の外壁補修の内容についてただしましたところ、JA北さつまに貸し付けている旧薩摩庁舎の議会棟について、2階ひさしのモルタル部分が落下したため調査を行ったところ、コンクリート壁の一部が空洞化していたため補修するとのことであります。

次に、2款1項16目諸費の行政連絡事務費については、各公民会の施設整備事業であり、湯田上公民会ほか4公民会の公民館修繕及び新設に対し補助を行うものであり、290万円が計上されております。

質疑の中で、泊野高峰公民会の施設整備についてただしましたところ、公民館が火災により焼失し、新たに新設されるもので、同じ場所に約25平方メートルのプレハブを設置するとのことであります。

同じく16目諸費の一般管理費については、令和元年度に実施した緊急風しん抗体検査事業の実績に伴う精算返還金であり、73万5,000円が計上されております。

質疑の中で、抗体検査の実績人数や受診率向上の取組についてただしましたところ、対象者746名のうち171名が検査を受けたとのことであります。今後も職場での健診や町の特健診等で検査が実施できることを周知し、受診率の向上に取り組んでいきたいとのことであります。

次に、2款3項1目戸籍住民基本台帳費については、個人番号カード交付事業連携事務費、社会保障・税番号制度システム改修費などであり、339万円が計上されております。

質疑の中で、個人番号カードの普及啓発方法についてただしましたところ、これまで広報紙等への掲載、住民税申告会場や各種イベント会場などでPR活動を行ってきたとのことであります。

次に、3款2項1目児童福祉総務費のおめでとう赤ちゃん臨時特別定額給付金支給事業については、国による特別定額給付金の基準日の翌日である令和2年4月28日から令和3年3月31日までに生まれた赤ちゃんを対象に、1人当たり10万円を給付するもので、対象者は110名を予定しており、1,104万4,000円が計上されております。

質疑の中で、対象人数の算定基礎をただしましたところ、4月28日から8月31日までの出生児が27名、母子健康手帳の交付状況から、今年度中の出産予定者53名に加え、今後の母子健康手帳の交付及び妊婦転入などを30名程度と見込んでいるとのことであります。

次に、9款1項3目消防施設費の常備消防施設費については、消防本部裏駐車場の改修及び舗装工事費で、フェンスが民有地側に傾いているため改修するものであり、2,400万円が計上されております。

質疑の中で、工事の概要についてただしましたところ、境界はL型擁護壁を擁壁工で補強し、その上部に防護柵を設置するとともに、南側法面には穴川へ下りる階段を新設し、駐車場の舗装工事を行うとのことであります。

なお、歳入についてであります。今回の補正予算に際し、特定財源の合計額が歳出補正額に不足することから、繰越金5,696万6,000円が計上されております。その結果、補正後の留保額は2,062万5,000円になるとのことであります。

また、地方債についてであります。一般単独事業、過疎対策事業、臨時財政対策債及び災害復旧事業の補正を行い、今年度中の起債見込額は14億7,860万7,000円になるものであります。

次は、「議案第64号 令和2年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

歳出では、令和元年度介護給付費の実績額確定による精算を行い、保険料相当の余剰金を基金に充てるものとして、1億994万4,000円が計上されております。

質疑の中で、介護保険料の基金への積立てがあるが、介護保険事業の運営は適切に行われているかただしましたところ、介護保険料は、介護保険事業計画に基づき3年に1回見直している。3年間で適切に運営できるように計画しており、現在のところ、おおむね計画どおりに運営できているとのことであります。

最後に、新型コロナウイルス感染症対策によるイベント等の中止に伴う、関連予算の減額補正が計上されております。町はもとより、各地区のイベントも中止になり、公民会も活力を失いつつあるが、今後の町主催イベントの実施について、関係課長に一括してただしましたところ、これまで国などのイベントも延期又は中止になっているが、現在は、感染リスク減少の工夫をして、少しずつ緩和されてきている。

緊急事態宣言が解除され、国は新しい生活様式を公表しており、段階的に自粛を緩和し、生活レベルを上げていくということであるため、受付簿などにより来場者の人数等を管理できるものは開催を検討していくなど、他団体の行事等を参考に少しずつ見直していきたいとのことであります。

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

〔上久保澄雄議員降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これから、総務厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで、総務厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、文教経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔宮之脇尚美議員登壇〕

○文教経済常任委員長（宮之脇尚美議員）

おはようございます。それでは、文教経済常任委員会の審査の過程と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、慎重に審査を行った結果、「議案第60号 さつま町定住促進住宅団地の貸付及び譲渡に関する条例の一部改正について」、「議案第63号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」関係分及び「議案第65号 令和2年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）」以上の議案3件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第60号 さつま町定住促進住宅団地の貸付及び譲渡に関する条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、佐志住宅団地及び湯田原住宅団地の貸付単価の見直しに伴う一部改正で、主な改正内容は、現在の貸付料は分譲価格に20年間分の固定資産税相当額を加算してあることから、この20年間分の固定資産税相当額を除き、分譲価格と同額にしようとするものであります。

質疑の中で、分譲開始から16年が経過し、町としても早急に分譲したいことから、いろいろ検討されていると思われるが、これまでに土地を一括購入された方や固定資産税相当分を含む分割購入された方との税負担の公平性についてたどしましたところ、一括購入された方は、土地の所有権をすでに取得されており、問題はないと考えている。なお、固定資産税を含む分割購入者はこれまでいないため、今回の分譲価格のみで算定した貸付けを行っても不均衡は生じないとのことであります。

次は、「議案第63号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」関係分についてであります。

まず、6款1項農業費の関係であります。3目農業農村振興費には、本年11月に計画していた第1回さつま町産業祭&JA農業祭を、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止としたことに伴う、300万円の減額が計上されています。

質疑の中で、今回は中止となったが、今後も町とJAとの合同による形での開催予定か。また、開催場所は固定化するかたどしましたところ、今年度の開催場所についてはいろいろな意見があったが、最終的には宮之城運動公園となった。今後は第1回目の実施状況を検証し、2回目以降に反映していくようにしており、商工業や農業関係と一体となり、盛大に開催できるよう考えているとのことであります。

この回答を受けて、開催場所を変えてみることも大事と思うが、JAや実行委員会でも利便性や集客力など十分検討した上で場所を固定化し、商工業や農業関係に限らず、地元産品なども含めて、町全体で取り組んでいけるような体制をつくっていくよう要請しました。

次に、11款1項農林水産施設災害復旧費の関係であります。1目農地・農業用施設災害復旧費には、本年6月から7月の豪雨による農地99件、農業用施設81件の災害復旧事業費3億1,253万9,000円が計上されています。

質疑の中で、災害件数が多いが工事は年度内に完成する予定かたどしましたところ、9月末から11月にかけて国の災害査定が3回計画されている。全国的に災害が多く、査定時期の変更も考えられ、工事は査定後に発注となることから、工期を考えると次年度への繰越しも考えられるとのことであります。

次に、8款4項都市計画費の関係であります。2目公園費には、ちくりん公園再整備に伴うモニュメント移設費300万円が計上されています。

質疑の中で、多額の費用をかけて鉄道記念館横のかぐや姫モニュメントを移設する必要がある

のかただしましたところ、県の補助事業を活用し、物語性のある公園として再整備する計画であることから、ちくりん公園上部の川内川が見渡せる場所に移設するとのことでもあります。

次に、10款2項小学校費の関係であります。1目学校管理費には、盈進小学校の屋内運動場の屋上及び管理教室棟の屋上の防水工事費2,800万円が計上されています。

盈進小学校は、過去に防水工事を実施したのかただしましたところ、校舎は築後約60年経過し、これまで管理校舎棟の防水関係の工事は数回実施しているが、10年以上経過し、経年劣化しているようである。また、屋内運動場は築後約20年が経過し、既に防水層が剥離していることから、工事時期としては、若干遅いものと思われるとのことでもあります。

この回答を受けて、雨漏りが原因で児童の授業等に支障を来すことがないように、計画的な工事施工を要請しました。

次に、10款6項保健体育費の関係であります。2目保健体育施設費には、宮之城総合体育館サブアリーナの水銀灯取替えに係る事業費95万2,000円が計上されています。

質疑の中で、水銀灯からLEDへの取替えであるが、今後は順次取り替えていく必要があるのかただしましたところ、水銀に関する水俣条約により、水銀灯は2021年から生産中止となることから、順次LEDへ取り替えていかなければならないとのことでもあります。

次は、「議案第65号 令和2年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）」についてであります。

収益的支出では、水道メーター検針機器のバッテリー交換費用51万4,000円の追加と、建設改良費に伴う支払消費税が多くなり、納付する消費税を減額調整するために237万4,000円減額し、収益的支出の総額を4億1,445万4,000円とするものであります。

資本的収入では、本年度予定の鶴田中央地区川口中継ポンプの非常用発電装置の購入について、電源立地地域対策補助金の決定に伴い400万円追加し、資本的収入の総額を1億148万3,000円とするものであります。

資本的支出では、道路改良に伴う水道管の布設替え工事や梅雨末期の豪雨で被災した水道施設の復旧費等2,650万円を追加し、資本的支出の総額を3億649万5,000円とするものであります。

以上で、文教経済常任委員会の報告を終わります。

〔宮之脇尚美議員降壇〕

○議長（平八重光輝議員）

これから文教経済常任委員長への報告に対する質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで、文教経済常任委員長への報告に対する質疑を終わります。

これから順に討論、採決を行います。

まず、議案第60号から議案第62号までの議案3件について、一括して討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第60号 さつま町定住促進住宅団地の貸付及び譲渡に関する条例の一部改正について」から、「議案第62号 さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について」までの議案3件について、一括して採決します。

議案第60号から議案第62号までの議案3件に対する各委員長の報告は、原案可決です。
お諮りします。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第60号 さつま町定住促進住宅団地の貸付及び譲渡に関する条例の一部改正について」から、「議案第62号 さつま町子ども医療費助成条例の一部改正について」までの議案3件は、各委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第63号について討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第63号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」を採決します。

本案に対する各委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。各委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第63号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第8号）」は、委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、議案第64号及び議案第65号の議案2件について、一括して討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第64号 令和2年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」及び「議案第65号 令和2年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）」の議案2件について、一括して採決します。

議案第64号及び議案第65号の議案2件に対する各委員長の報告は、原案可決です。

お諮りします。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第64号 令和2年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」及び「議案第65号 令和2年度さつま町上水道事業会計補正予算（第2号）」の議案2件は、各委員長報告のとおり原案可決されました。

△日程第7「議案第68号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」、日程第8「議案第69号 令和2年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第7「議案第68号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」及び日程第8「議案第69号 令和2年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」の議案2件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

それでは、議案第68号及び議案第69号について、一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第68号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」であります。

これは、予防費に要する経費及び保育所運営費、児童福祉費、学校管理費、環境衛生費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,675万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ172億9,019万4,000円とするものであります。

次に、「議案第69号 令和2年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」であります。

これは、一般被保険者保険税還付金に要する経費及びその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ141万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億5,588万9,000円とするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○財政課長（原田 剛志君）

それでは、「議案第68号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」について御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○保健福祉課長（佐藤 秀樹君）

続きまして、「議案第69号 令和2年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」について説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○議長（平八重光輝議員）

これから順に、質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第68号について質疑を行います。質疑はありませんか。

○宮之脇尚美議員

補正予算書の7ページであります。4款1項3目の環境衛生費で東谷墓地の法面復旧工事の災害の関係、それから次の8ページであります。10款2項1目学校管理費の修繕料であります。いずれも災害であるというふうなふうに理解いたしますけれども、先般も説明があったかもしれないけれども、まず環境衛生費のほうでございましてけれども、この法面復旧工事については、たしか都市公園としての墓地ではないかというふうなふうに思うんですけれども、これについては、補助債が適用されないのかということをお尋ねいたします。

それと併せて、この学校管理施設についても文教施設の災害が補助債として認められるのか、2点ほどお伺いいたします。

○町民環境課長（下田 良二君）

ただいまの質問ですが、東谷墓地につきましては、都市公園ではないですので、普通の一般の墓地ということになります。

○教育総務課長（中間 博巳君）

10款2項1目の修繕料の関係であります。この中には、3件の修繕が含まれております。

1つ目に山崎小学校の屋根の破損の修繕、あと永野小学校のフェンスの倒壊による修繕、それと、あと1件が盈進小学校の屋内運動場の排煙窓、そちらのほうの一部台風によって被害を受けまして、そちらに伴う修繕であります。

ただ、盈進小学校につきましては、築後23年が経過していることから、全体的に若干修繕が必要な箇所があったものですから、それも含めて今回修繕料として計上させてもらっております。

それと、補助の対象の関係であります。補助の対象につきましては、公共災害が40万円以上超えるもので、補助率が3分の2ということで対象になっております。ただ、この対象になる部分につきましては、永野小学校のフェンスの修繕、それと、委託料で計上させてもらっております中津川の小学校の倒木除去、こちらについて一応補助の申請を行っているところであります。

○宮之脇尚美議員

学校管理費については、了解いたしました。

東谷墓地は、以前は都市公園だったんですが、都市公園としての機能は、いつ廃止されたんですか。

○町民環境課長（下田 良二君）

以前は都市公園ということですが、今、都市公園の条例によりますと、公園がありますのが宮之城運動公園、帝釈天公園、秋葉公園、西公園、若竹公園、北薩広域公園、広瀬公園の7つの公園が都市公園となっているようです。

○宮之脇尚美議員

公園としての位置付けは7か所ということですが、いずれにしても、以前は事業を都市公園事業として整備をしたというようなふうに理解いたしております。

年数的には記憶にないんですが、地域改善対策事業を行って、上のほうから、若干東側から北側ですかね、大規模改修が行われたんですが、このときに廃止をされたのか。もし御記憶の方があれば御答弁をお願いしたい。以前は都市公園として、これは災害が出た場合、災害復旧工事として、補助債として認められてきよったんですけれども、そこら辺お判りの方いらっしゃいませんか。

○議長（平八重光輝議員）

それでは、後ほど回答はいただきます。ほかにございませんか。

○新改 幸一議員

1点だけ確認をさせていただきたいと思っております。

今回のこの補正の中で、予防接種関係の説明がございました。この新型コロナウイルス感染症対応の関係の地方創生臨時交付金を活用しながらということの説明の流れの中に、町長の説明では、インフルエンザ予防接種ということで、コロナとの感染の流れ、そういう関係的に大変必要なことだということの判断をされて、こういうことを予算計上されて、大変ありがたいわけでございます。生後6か月から全町民にという、本当にすばらしい政策だと思っております。

このことは、こういう交付金を使いながら政策を打って出るといのは、県内ではさつま町が初めてこういうことをされるのか。こういう流れを、政策をとっていきなさいという国のほうの何か指導があったのか、そこ辺りの流れを説明いただければありがたいです。

○町長（日高 政勝君）

今回のこの新型コロナウイルスに関連をしまして、これから秋から冬にかけての季節性のインフルエンザも同時流行ということになるおそれがあるというようなこととございます。

例年、季節性のインフルエンザについては、説明申し上げましたとおり、生後6か月から小学生、そして受験生の中学校3年、高校3年生、そしてまた、定期接種としましては、65歳以上

の方を対象にして助成をしてきたわけでありませぬけれども。

今回は、特別にコロナの関係があるというようなことございまして、同時流行になりますと、御本人さんも場合によっては重篤化する、感染をしますとですね。そうすると非常に大変な状況になる。そしてまた一方では、医療機関も類似の症状がございまして、その受入れ等については、非常に大変な状況が予想されるということでもありますので、この際、全町民を対象にしまして、新型コロナウイルス対応のほうがいろいろと心配なところがありますので、季節性については、ちゃんと予防接種をしていただくというのを狙いとしているわけでありませぬ。

県内、全国でも非常にこのことが心配をされておまして、全国でもまだ数か所はこの情報としては入っておりますけれども、全町民をやっている、全市民をやっているというところまでは、まだ少ないのではないかと考えております。

例えば幼児の皆さんとか、あるいは65歳の高齢者の方が、高齢者の方は特に重篤化するということが言われておりますので、そういう方々については特別に無料にするとか、そういう団体はあるようございませぬが、いろいろ助成の形は、それぞれの団体によって異なっているようございませぬ。

今まで季節性のインフルエンザの助成をするという団体については、取扱いがまちまちでございませぬけど、まだこういった取組をやっているところというのは、まだ県内でも、先般は出水市が対象者を限ったところでやっていたらっしゃったようございませぬし、錦江町もこれまでの金額的な分を見直しされたとか、そういうのは出ておりますけど、全町的にやっている、まだはっきり情報が出てきておりませぬ。まだ把握ができていないところではございませぬが、おいおいこれからまた出てくる場所もあるかと考えております。

今のところは、これだけの助成を、1,000円ぐらいの負担でやっているところは、さつま町が初めてではないかなというふうに理解はいたしているところではございませぬ。

○新改 幸一議員

ただいまの町長の説明で大変理解をいたしました。今後、この新型コロナウイルスの関係は、本当に目に見えない敵でございまして、みんなが心配しているわけではございませぬ。今後どのような形になるか判りませぬが、本当にさつま町は、先手先手ですばらしい政策を打ってもらっておりますので、今後どのようなことになるか判りませぬが、本当に町民が喜ぶような政策を打っていただきますように要請をして終わります。

○議長（平八重光輝議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第68号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、議案第68号は、委員会付託を省略することに決定しました。これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第68号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第68号 令和2年度さつま町一般会計補正予算（第9号）」は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号について質疑を行います。質疑は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第69号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、議案第69号は、委員会付託を省略することに決定しました。
これから討論を行います。討論は、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから「議案第69号 令和2年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第69号 令和2年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

△日程第9「議案第70号 令和元年度さつま町歳入歳出
決算の認定について」、日程第10「議案第71号 令
和元年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第9「議案第70号 令和元年度さつま町歳入歳出決算の認定について」及び日程第10「議案第71号 令和元年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」の議案2件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、議案第70号及び議案第71号について、一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第70号 令和元年度さつま町歳入歳出決算の認定について」であります。

本決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、監査委員の審査に付し、同条第3項の規定により監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いしようとするものであります。

国は、令和元年度におきましては、経済の再生を最優先課題と位置付けまして、少子高齢化という構造的な問題を克服するため「新・三本の矢」を引き続き一体的に推進してきたところでございます。

また、人づくり改革と生産性改革の取組を重点的に進めるとともに、地方が地方創生の推進、防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的な財政運営に必要となる一般財源総額について、平成30年度の水準を下回らないとすることを基本とした地方財政対策が講じられたところでございます。

本町の令和元年度当初予算につきましては、引き続き「当初予算は年間予算である」という基本的な考え方の下、選択と集中を念頭に第2次総合振興計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略、マニフェストを基本に据えた編成を行ったところでございます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴いまして、国内外の経済状況が悪化することで、国、地方における今後の財政状況は、さらに厳しくなることが予想されますことから、引き続き行財政運営について透明性を高めるとともに、地域の課題克服に向けまして、質の高い公共サービスを効率的、効果的に提供していくため、さらに努力をしてまいり所存でございます。

今後におきましても、引き続き議会をはじめ、町民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

それでは、各会計の決算状況について申し上げますと、まず、一般会計でございますが、歳入の決算額は139億3,344万円となりまして、前年度に比べ12億4,708万6,000円、8.2%の減となっております。また、財源内訳では、地方税や分担金及び負担金、使用料及び手数料などの自主財源が50億6,366万3,000円で、全体に占める割合が36.4%となっております。

地方交付税や国、県支出金などの依存財源が88億6,977万7,000円ということで、63.6%でございます。自主財源比率の全体に占める割合は低く、依然として国、県などへの依存財源の割合が高い状況を示しております。

一方、歳出の決算額におきましては、130億6,782万3,000円ということで、前年度に比較しまして12億2,348万5,000円、8.6%の減となったところであります。

歳出決算額を性質別に見てみますと、扶助費、補助費等並びに繰出金等が増となった一方で、普通建設事業費、公債費及び積立金等が減となったところであります。

歳入から歳出を差し引いた形式収支は8億6,561万7,000円となり、これから翌年度に繰り越すべき財源5,181万円を差し引いた実質収支におきましては、8億1,380万7,000円の黒字となったところであります。

また、財政指標におきましては、経常収支比率が91.4%から0.9%上昇しまして、92.3%となっております。この主な要因としましては、公債費、維持補修費等の経常経費が減少はいたしておりますものの、普通交付税の大きな減ということで、指数の分母となります経常一般財源が減少したことが大きく影響をいたしております。

また、実質公債費比率は、令和元年度におきましても着実に改善をいたしまして、3年間の平均値が4.2%ということになっております。前年度に比較しまして0.5%改善したところでございます。この指数については、把握をしているところでは、県内43市町村の中でも鹿児島市に次いで公債費比率が低くなったところであります。

基金の状況につきましては、財政調整基金が2億5,484万7,000円の減となりまして、特定目的基金においては、文化施設建設基金並びに公共施設整備基金等を積み立てたものの、基金の総額では、8,738万8,000円の減で88億4,427万3,000円となったところで

ございます。

次に、特別会計につきましてではありますが、まず、国民健康保険事業特別会計でございます。

歳入決算額が32億4,301万8,000円、歳出決算額が30億2,988万3,000円、差し引き2億1,313万5,000円の黒字となっております。

歳出決算額の保険給付費総額におきましては、22億5,714万7,000円で、歳出全体の74.5%を占めており、前年度と比較しまして2,294万9,000円、1.0%の減となりました。

今後とも、引き続き生活習慣病の早期発見、早期治療につなげ、さらに、被保険者の生活改善につながるような個別面接型の保健指導を実施いたしまして、重症化予防に努めてまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計ではありますが、歳入決算額3億3,084万1,000円、歳出決算額3億2,930万7,000円、差し引き153万4,000円の黒字となっております。

歳出決算額のうち、後期高齢者医療広域連合納付金が3億1,667万4,000円を占めておりまして、歳出全体の96.2%でございます。

次に、介護保険事業特別会計であります。

歳入決算額34億56万4,000円、歳出決算額32億2,798万4,000円、差し引き1億7,258万円の黒字となっております。

歳出決算額は、対前年度比較で2,916万6,000円、0.9%の増となっております、うち保険給付費の総額が29億2,228万5,000円、前年度と比較しまして、1億163万5,000円、3.6%の増となっております。

また、介護認定者数の関係につきましては、1,811名ということで、第1号被保険者の認定率が21.1%ということで、前年度と比較しまして0.2%の増となっております。

今後におきましても、給付の適正化あるいは介護予防、日常生活支援総合事業などの充実を図りながら、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせるまちづくりの推進に努めてまいります。

最後に、農業集落排水事業の特別会計でございます。

歳入決算額5,563万6,000円、歳出決算額5,097万円、差し引き466万6,000円の黒字となっております。

また、加入戸数は407戸ということで、前年度に比較しまして4戸の減となっておりますが、今後におきましても、加入促進を図りながら、区域内の水質保全と生活環境の向上に努めてまいります。

なお、令和元年度の具体的な施策、成果につきましては、別途決算書及び主要施策の成果説明書を配付してございますので、よろしく申し上げます。

続きまして、「議案第71号 令和元年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」であります。

上水道事業におきましては、年度末現在、給水人口が1万9,378人ということで前年度に比べ390人の減でございます。年間総給水量は209万5,095立方メートル、5万1,351立方メートルの減となっております。

経理の状況におきましては、収益的収支において、収入総額が4億142万7,000円、支出総額が4億120万1,000円で、差し引き22万6,000円の純利益となっております。

令和元年度の純利益額は、前年度に比べ574万3,000円減少しております。水道施設の維持管理経費、あるいは減価償却費などの固定的な経常経費に対しまして、給水人口の減少によります水道料金収入というのが減少の状況にありますので、これらが大きな要因と分析をいたしているところであります。

資本的収支におきましては、収入総額 3,292 万 8,000 円に対し、支出総額 1 億 8,615 万円で、不足する額 1 億 5,322 万 2,000 円につきましては、損益勘定留保資金及び消費税調整額で補てんをいたしております。

主な施設整備としましては、盈進小通り線、五日町、川口、築原線に水道管を新たに布設しましたほか、老朽施設の更新としましては、鶴田中央地区の石綿管の入替えをはじめ、山崎小学校横の国道 328 号線など基幹的な水道管の入替え、あるいはまた、佐志水源地の取水ポンプを入れ替えたことなど、機械設備の更新にも努めたところでございます。

また、佐志地区と久富木地区の水源地においては、国の電源立地対策補助金を活用しまして非常用の発電設備を整備しまして、台風当時の停電時でも安定した水の供給ができるように努めたところでございます。

水道事業につきましては、給水人口が年々減少しまして、反面、施設は老朽化ということになっております。経営環境というのは、やはり厳しい傾向にあるわけではありますが、効率的な事業経営の推進によりまして、安全、安心な水の供給にこれからも努めてまいります。

以上、御説明いたしました議案第 71 号につきましては、地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定に基づきまして、監査委員の審査に付し、同条第 4 項の規定により監査委員の意見を付して議会の認定をお願いしようとするものであります。

以上、令和元年度各会計決算の概要を申し上げましたが、これら各種の事業によりまして、住民福祉の向上あるいは社会資本の整備並びに水道事業の健全経営に努めてまいったところでございます。

最後に、議員各位の御理解と御協力に対しまして、深く感謝を申し上げますとともに、併せまして、これから御審議を賜りますようお願い申し上げて、提案の説明を終わらせていただきます。

[町長 日高 政勝君降壇]

○議長（平八重光輝議員）

ここで、しばらく休憩をいたします。再開は、おおむね午前 10 時 45 分とします。

休憩 午前 10 時 33 分

再開 午前 10 時 44 分

○議長（平八重光輝議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案第 70 号及び議案第 71 号の議案 2 件について、一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

○宮之脇尚美議員

今回、決算委員としての予定があるのですが、1 点だけお伺いいたします。

非常に財政的には、毎年、形式収支、実質収支ともに黒字であるわけでありまして。ただ、本町の特徴として経常収支比率がここ五、六年、ずっと高くなっております。ほかの財調とかいろいろ見ましても、それなりに財政運営としては、適正な財政運営がなされているというふうには思うんですが、特にこの資料の 2 ページを見ますと、人件費比率が 33.1% というようなふうになっております。それから次に高いのが公債費というふうになっておりますが、経常収支比率のですね。財政課長にお尋ねいたしますけれども、1% 下げるための額というは、大体どの程度なの

か、把握をされておれば説明をお願いしたいと思います。

○財政課長（原田 剛志君）

今のところちょっと具体的な資料を持っていませんので、決算委員会の場で御報告したいと思
います。誠に申し訳ございません。

○議長（平八重光輝議員）

よろしいですか。ほかにご覧いませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

○新改 秀作議員

動議を提出します。

ただいま議題となっています議案第70号及び議案71号の議案2件については、8人の委員
で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（平八重光輝議員）

ただいま新改秀作議員から、議案第70号及び議案第71号の議案2件については、8人の委員
で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることの動議が提
出されました。

この動議は所定の賛成者がありますので、成立いたします。

「議案第70号 令和元年度さつま町歳入歳出決算の認定について」及び「議案第71号 令
和元年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」の議案2件については、8人の委員で構
成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることの動議を議題とし
て採決します。

お諮りします。この動議のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第70号 令和元年度さつま町歳入歳出決算の認定につ
いて」及び「議案第71号 令和元年度さつま町上水道事業会計決算の認定について」の議案
2件については、8人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続
審査とすることの動議は可決されました。

お諮りします。決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によ
って、上久保澄雄議員、米丸文武議員、朝倉満男議員、新改幸一議員、宮之脇尚美議員、三浦広
幸議員、舟倉武則議員、新改秀作議員、以上の8人を指名したいと思います。御異議ありませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました8人を決算特別委員会委員に選任するこ
とに決定しました。

△日程第11「報告第6号 令和元年度さつま町一般会計
継続費の精算報告について」、日程第12「報告第7号
令和元年度健全化判断比率の報告について」、日程第

13 「報告第8号 令和元年度資金不足比率の報告について」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第11「報告第6号 令和元年度さつま町一般会計継続費の精算報告について」から日程第13「報告第8号 令和元年度資金不足比率の報告について」までの報告3件を一括して議題とします。

各報告について、内容の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、報告第6号から報告第8号まで、一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「報告第6号 令和元年度さつま町一般会計継続費の精算報告について」であります。

これは、平成29年度に地方自治法第212条の規定に基づき、継続費を設定をいたしました。農業振興地域整備促進事業が終了したことに伴いまして、同法施行令第145条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものであります。

次に、「報告第7号 令和元年度健全化判断比率の報告について」及び「報告第8号 令和元年度資金不足比率の報告について」であります。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、健全化判断比率を同法第22条第1項の規定に基づき、資金不足比率を公表しようとするもので、いずれにつきましても、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

内容につきましては、財政課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○財政課長（原田 剛志君）

まず、「報告第6号 令和元年度さつま町一般会計継続費の精算報告について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○財政課長（原田 剛志君）

次に、「報告第7号 令和元年度健全化判断比率の報告について」内容を御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○財政課長（原田 剛志君）

続きまして、「報告第8号 令和元年度資金不足比率の報告について」内容を御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（平八重光輝議員）

ただいまの報告に対して、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

質疑なしと認めます。これで、報告を終わります。

△日程第14 「議員派遣の件」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第14「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、配付しましたとおり派遣することとしたいと思いま

す。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、配付しましたとおり派遣することに決定しました。

△日程第15「閉会中の継続調査の件」

○議長（平八重光輝議員）

次は、日程第15「閉会中の継続調査の件」を議題とします。

各委員長から、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、配付してあります申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（平八重光輝議員）

異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△閉 会

○議長（平八重光輝議員）

以上で、本日の日程は、全部終了しました。これをもって会議を閉じ、令和2年第3回さつま町議会定例会を閉会します。

閉会時刻 午前10時57分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

さつま町議会議長 平八重 光 輝

さつま町議会議員 三 浦 広 幸

さつま町議会議員 柏 木 幸 平

